

令和5年度

環境報告書

令和4年度実績報告



国分寺市

(再生紙使用)

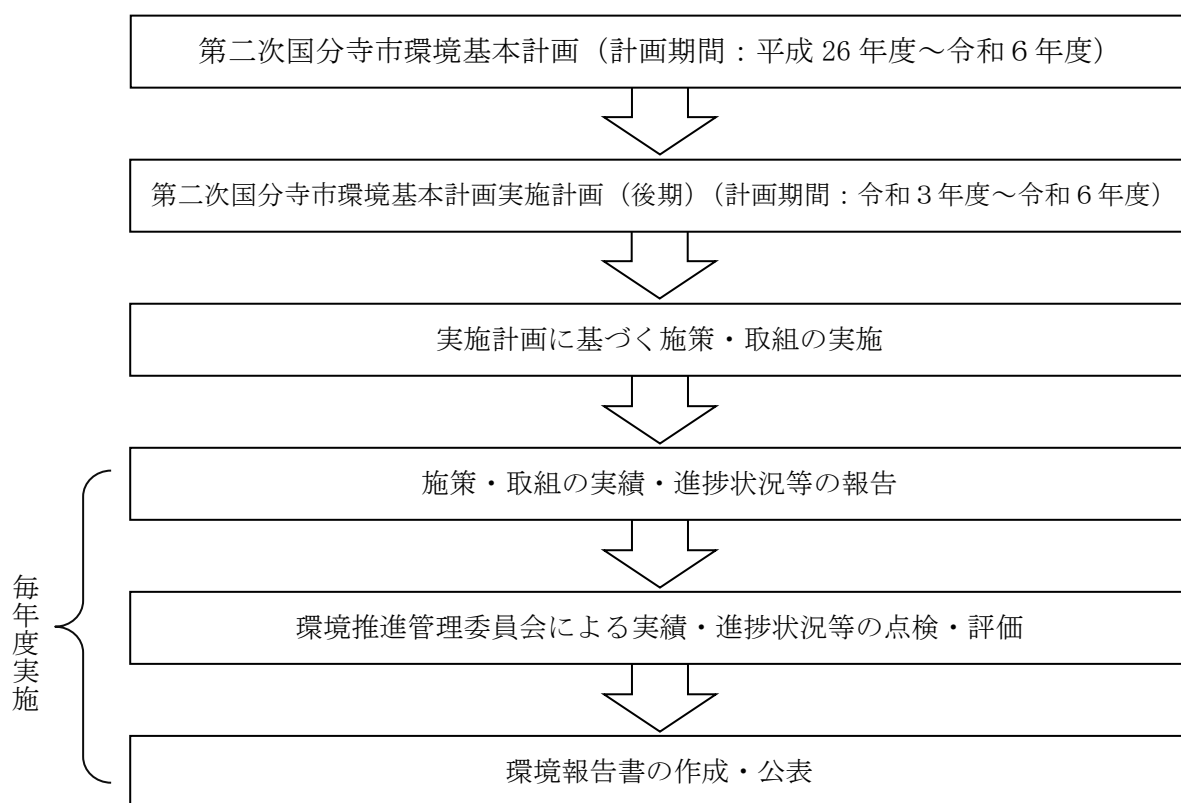
令和 5 年度環境報告書について

環境報告書は、国分寺市環境基本条例（平成 16 年条例第 21 号）第 26 条（環境報告書）に基づき、環境基本計画の適正な進行管理を行うため、市の環境の保全、回復及び創造に関する施策の実施状況を公表するものです。

令和 5 年度環境報告書である本報告書は、『第二次国分寺市環境基本計画実施計画（後期）』（令和 3 年 3 月策定）に基づく各施策の令和 4 年度実績を環境推進管理委員会において点検・評価したものを取りまとめています。

本報告書の作成・公表により、市民や事業者の皆さんへの情報提供を行うとともに、環境の保全、回復及び創造に関する取組の推進につなげてまいります。

なお、環境施策の推進には、市民や事業者の皆さんのご協力が必要です。引き続き、市の環境行政にご理解とご協力をお願いいたします。



目 次

第1章 環境基本計画の概要	1
第2章 市内の現状	9
第3章 重点プロジェクトの評価	19
重点プロジェクト①「在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進」.	21
重点プロジェクト②「地産地消の推進による都市農業の支援」.....	22
重点プロジェクト③「野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用」.....	23
重点プロジェクト④「安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供」.....	24
重点プロジェクト⑤「自転車・公共交通機関の利用促進」.....	25
重点プロジェクト⑥「歴史的景観や文化財の保全・活用」.....	26
重点プロジェクト⑦「資源循環型のまちづくりの推進」.....	27
重点プロジェクト⑧「環境負荷の少ないライフスタイルの促進」.....	28
重点プロジェクト⑨「環境面における参加と協働による地域の活性化の推進」.....	29
第4章 施策の評価及び各施策に紐づく取組の進捗状況	30
【自然環境】基本方針1 緑と水が調和した潤いのあるまち	
1-1 緑と水のネットワークの形成	33
1-2 緑の保全	39
1-3 まちなかの緑化.....	44
1-4 水環境の保全・整備	47
1-5 都市農地の保全・活用.....	52
1-6 生き物の生息空間の保全.....	59
【生活環境】基本方針2 安全・安心に暮らせるまち	
2-1 生活環境の確保	64
2-2 生活環境のモニタリング	70
2-3 化学物質対策の推進	73
2-4 食の安全性の確保	75
【都市環境】基本方針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	
3-1 環境に配慮したみちづくり	80
3-2 環境に配慮したまちづくり	83
3-3 地域性豊かな景観の形成.....	90

【地球環境】基本方針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	
4-1 地球温暖化対策の推進.....	94
4-2 省エネルギー・省資源の促進.....	100
4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	101
4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進.....	102
【環境教育・環境学習】基本方針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	
5-1 環境教育・環境学習の推進	111
5-2 人づくり、仕組みづくり	120
第5章 環境学習・啓発活動等	123
1 環境ひろばと市の共催事業.....	123
2 課別事業一覧	124
第6章 委員会等の開催実績	133
1 国分寺市環境審議会(附属機関).....	133
2 国分寺市環境推進管理委員会	133
3 国分寺市環境ひろば	134
第7章 その他の市の環境配慮の取組実績.....	135
1 地球温暖化防止行動計画(市役所版)	135
2 グリーン購入基本方針及びガイドライン	138
第8章 資料編	139
1 大気環境分析調査.....	139
2 騒音・振動及び交通量調査	141
3 酸性雨調査	143
4 野川の水質状況	144
5 野川の底質状況	146
6 湧水の水質状況	147
7 井戸水調査	151
8 野川水生・底生生物調査.....	153
9 野川・湧水地の流量	159
10 放射線と放射性物質への対応について.....	162
11 環境基準一覧	163
12 国分寺市の環境年表.....	168

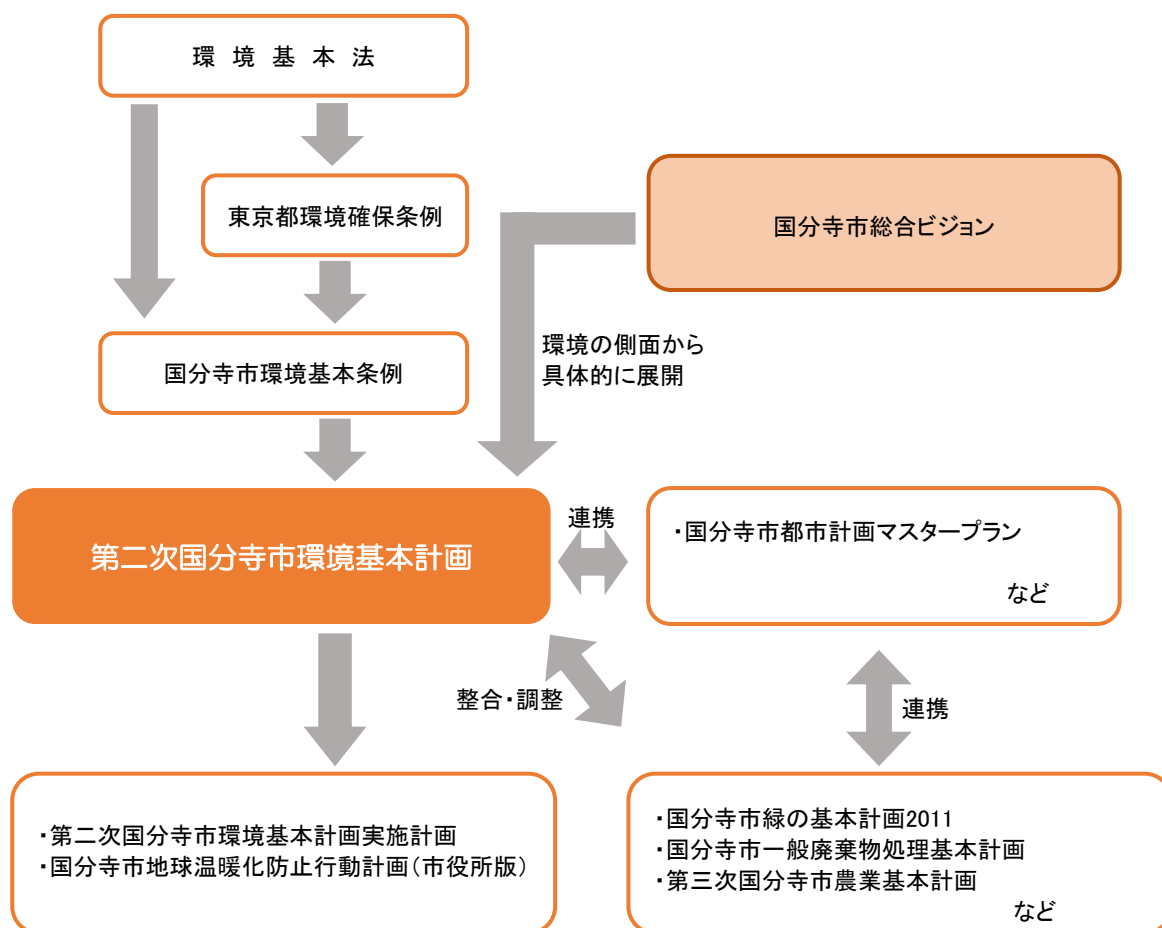
第1章 環境基本計画の概要

1 国分寺市環境基本計画の策定

平成16年3月に「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築を目的に「国分寺市環境基本計画」を策定しました。その後、取組の成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、環境施策のさらなる推進のため、平成26年3月に『第二次国分寺市環境基本計画』（以下、「環境基本計画」といいます。）へ改定を行いました。

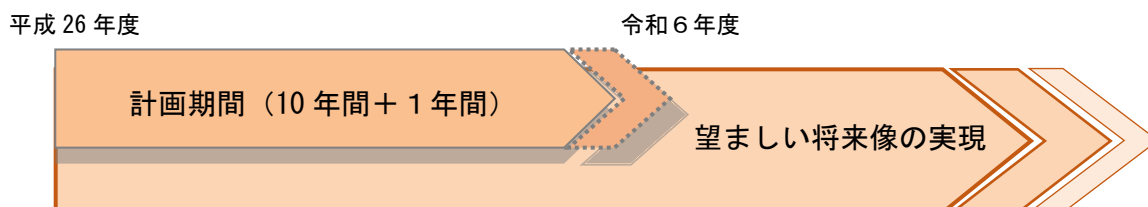
2 計画の位置づけ

環境基本計画は国分寺市環境基本条例第7条に基づいた計画であり、国分寺市総合ビジョンを環境の側面から具体的に展開していくため、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の基本的方向性及び施策展開の指針を示すものです。



3 計画の期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、おおむね 30 年後を見越した上で、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間として計画を策定しました。なお、国分寺市総合ビジョンの計画期間との整合を図るため、令和 2 年度に 1 年延伸を決定し、令和 6 年度までを計画期間としました。



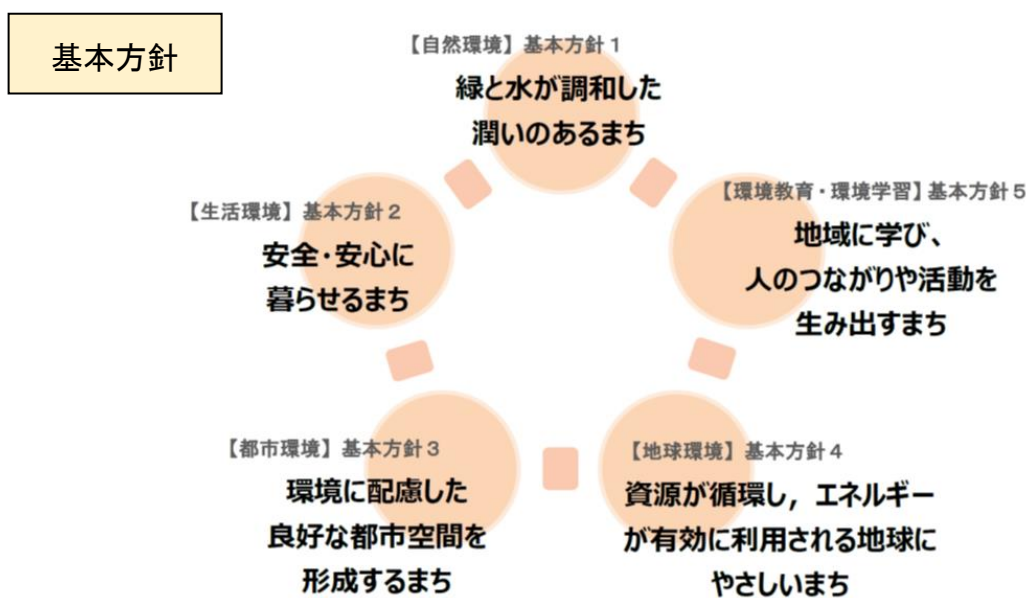
4 対象とする環境の範囲

環境基本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる“①自然環境”、「公害」、「食」からなる“②生活環境”、「道路・交通」、「景観」、「歴史遺産・文化財」からなる“③都市環境”、「資源」、「温暖化・エネルギー」、「ごみ」からなる“④地球環境”、「教育・学習」、「人づくり」、「仕組みづくり」からなる“⑤環境教育・環境学習”の 5 つの分野を対象とします。

5 市がめざす環境の望ましい将来像と基本方針

環境基本計画では、市の環境の現状と課題や市民ワークショップの意見などを踏まえ、望ましい将来像と将来像の実現に向けた 5 つの基本方針を設定しています。

望ましい将来像
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境



6 実施計画

(1) 第二次環境基本計画実施計画（後期）

環境基本計画を具体的に展開するための計画として、令和3年3月に『第二次環境基本計画実施計画（後期）』（以下、「後期実施計画」といいます。）を策定しました。後期実施計画では、環境基本計画に定めた49の「主な施策」の具体的な内容を示す「具体的施策」及び重点プロジェクトと主な施策の関連性について定めています。

これらの施策の令和4年度における実施状況は、第3章「重点プロジェクトの評価」及び第4章「施策の評価及び各施策に紐づく取組の進捗状況」のとおりです。

(2) 第二次環境基本計画実施計画（後期）とSDGsの関係について

後期実施計画では、環境基本計画の対象とする【自然環境】、【生活環境】、【都市環境】、【地球環境】、【環境教育・環境学習】の5つの環境分野における103の具体的施策（取組）に取り組むこととしています。これらの個々の取組について、SDGsとの関係を整理するため、後期実施計画上では、取組ごとに特に関連の深いSDGsの17のゴールを示しています。

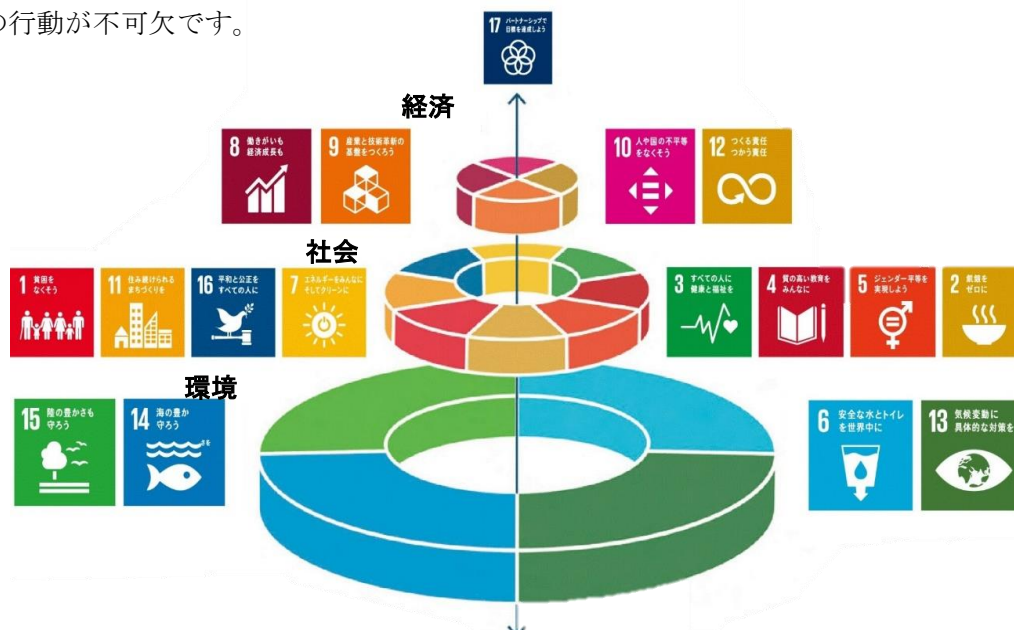
後期実施計画に位置付けた取組の推進により、持続可能なまちづくりを実現します。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

平成27年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の令和12（2030）年を達成期限とする世界共通の目標です。

SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すもので、17のゴール・169のターゲットが掲げられています。

SDGsは、途上国のみならず先進国を含めた全ての国が取り組む必要があるユニバーサル（普遍的）なものであるとともに、それぞれのゴールは密接に関連し、経済・社会・環境の三つの側面のバランスの取れた推進が重要とされています。目標の達成には政府、市民、企業といった様々な主体の行動が不可欠です。



<SDGsウェディングケーキモデル>

ストックホルムレジリエンスセンターのヨハン・ロックストローム氏が提唱した、17のゴールを「環境」、「社会」、「経済」の3層に並べ替え、その基軸にパートナーシップを配置した各ゴールの関係性の捉え方。

出典：ストックホルムレジリエンスセンターホームページから作成

7 施策体系

「望ましい将来像」を実現するために設定した環境分野・基本方針、施策の方向、主な施策は以下のとおりです。

望ましい将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境	【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち	1－1 緑と水のネットワークの形成
		1－2 緑の保全
		1－3 まちなかの緑化
		1－4 水環境の保全・整備
		1－5 都市農地の保全・活用
		1－6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2－1 生活環境の確保
		2－2 生活環境のモニタリング
		2－3 化学物質対策の推進
		2－4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3－1 環境に配慮したみちづくり
		3－2 環境に配慮したまちづくり
		3－3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4－1 地球温暖化対策の推進
		4－2 省エネルギー・省資源の促進
		4－3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
		4－4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	5－1 環境教育・環境学習の推進
		5－2 人づくり、仕組みづくり

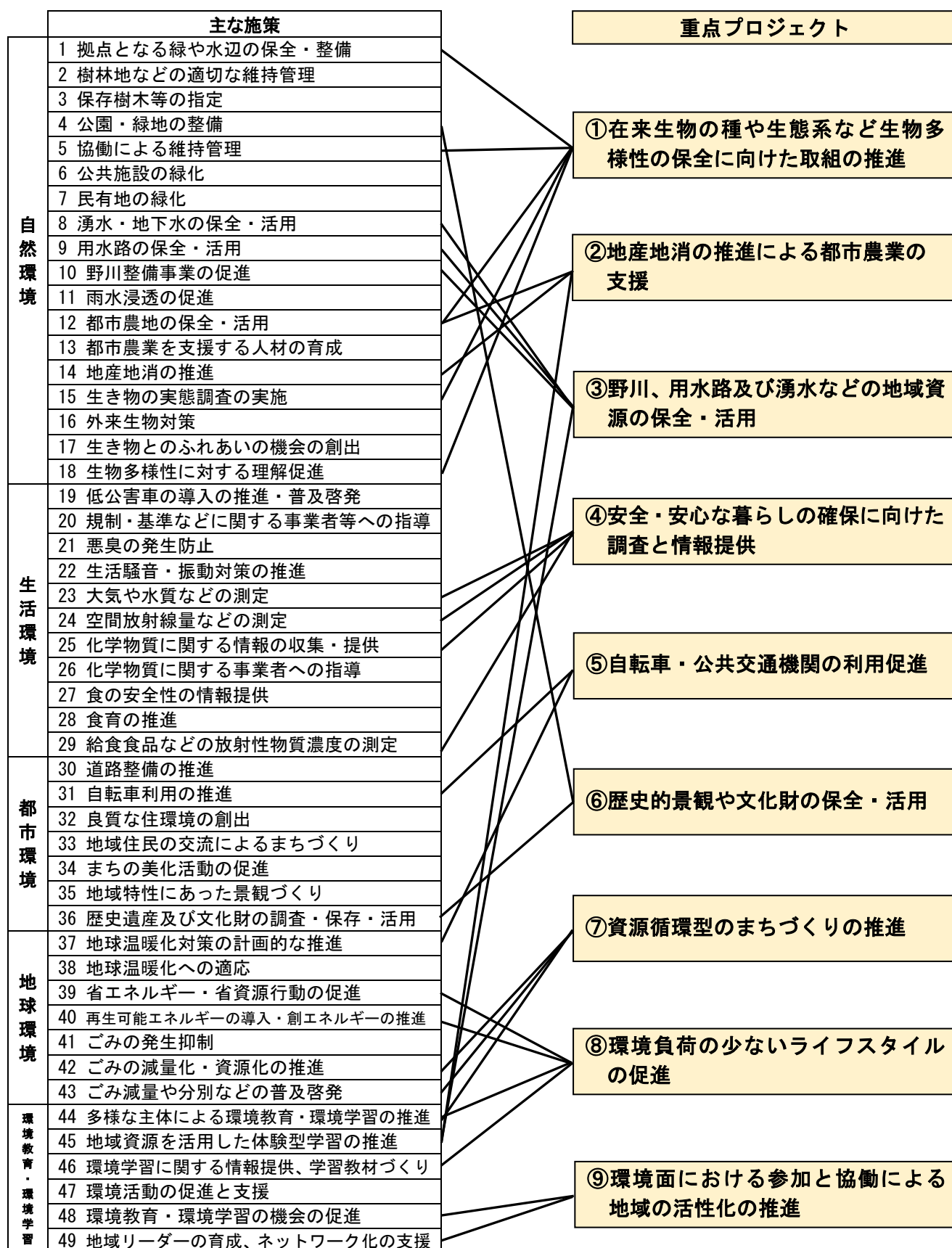
重点プロジェクト（9プロジェクト）



主な施策	
1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
2 樹林地などの適切な維持管理 4 公園・緑地の整備	3 保存樹木等の指定 5 協働による維持管理
6 公共施設の緑化	7 民有地の緑化
8 湧水・地下水の保全・活用 10 野川整備事業の促進	9 用水路の保全・活用 11 雨水浸透の促進
12 都市農地の保全・活用 14 地産地消の推進	13 都市農業を支援する人材の育成
15 生き物の実態調査の実施 17 生き物とのふれあいの機会の創出	16 外来生物対策 18 生物多様性に対する理解促進
19 低公害車の導入の推進・普及啓発 21 悪臭の発生防止	20 規制・基準などに関する事業者等への指導 22 生活騒音・振動対策の推進
23 大気や水質などの測定	24 空間放射線量などの測定
25 化学物質に関する情報の収集・提供	26 化学物質に関する事業者への指導
27 食の安全性の情報提供 29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	28 食育の推進
30 道路整備の推進	31 自転車利用の推進
32 良質な住環境の創出 34 まちの美化活動の促進	33 地域住民の交流によるまちづくり
35 地域特性にあった景観づくり	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
37 地球温暖化対策の計画的な推進	38 地球温暖化への適応
39 省エネルギー・省資源行動の促進	
40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
41 ごみの発生抑制 43 ごみ減量や分別などの普及啓発	42 ごみの減量化・資源化の推進
44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	45 地域資源を活用した体験型学習の推進 47 環境活動の促進と支援
48 環境教育・環境学習の機会の促進	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

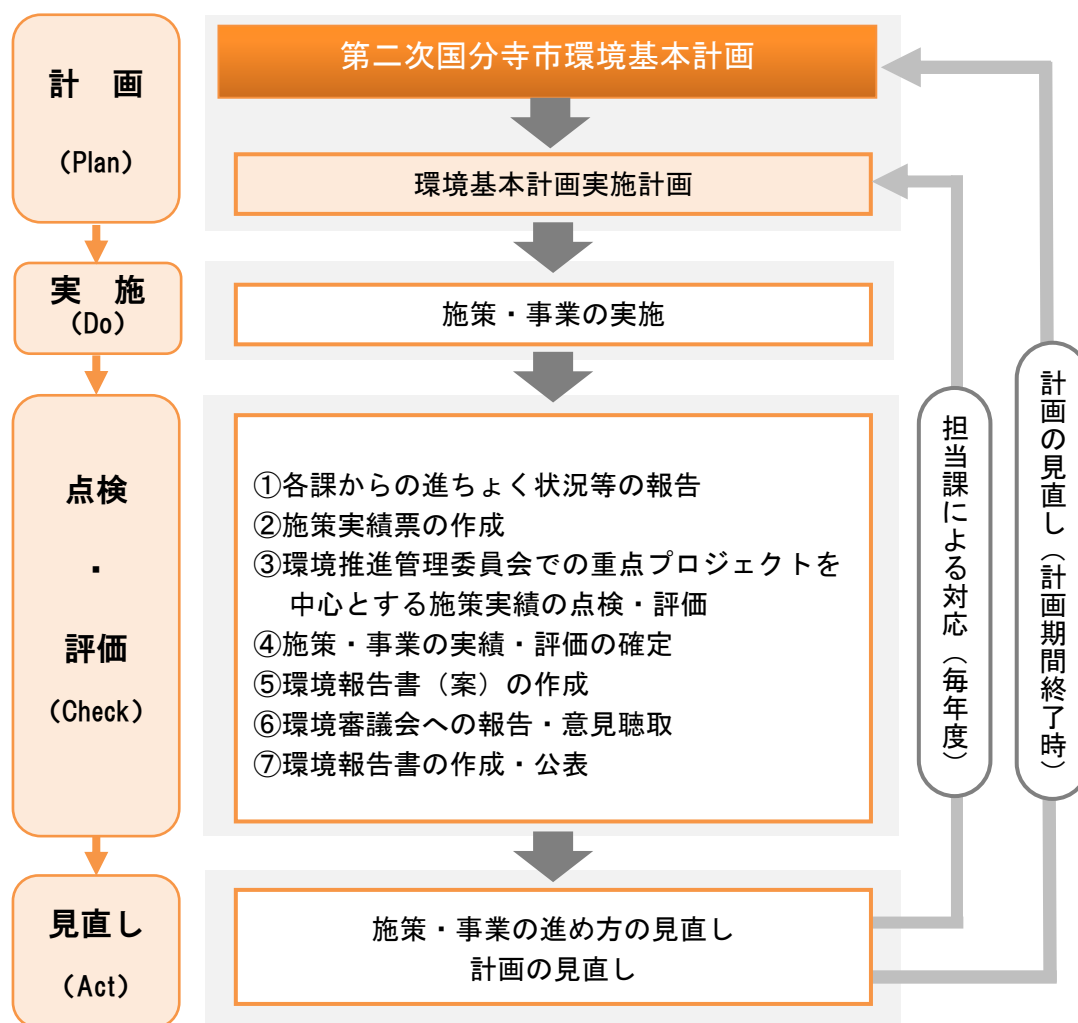
8 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、環境基本計画を具体的に推進することを目的としており、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。



9 進行管理

環境基本計画実施計画では、以下の計画、実施、点検・評価、見直しの手順（PDCAサイクル）により、毎年度、施策の進捗状況を点検・評価し、その結果を環境報告書にまとめ、公表しています。このことにより、施策の進め方や計画の見直しにつなげるとともに、市の事務及び事業による環境への配慮を推進しています。



10 推進体制

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境基本条例第 30 条（環境審議会の設置及び組織）の規定に基づき、公募市民（4 人以内）、学識経験者（4 人以内）、事業者の代表者（2 人以内）、関係行政機関の職員（2 人以内）の 12 人以内で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●国分寺市環境推進管理委員会

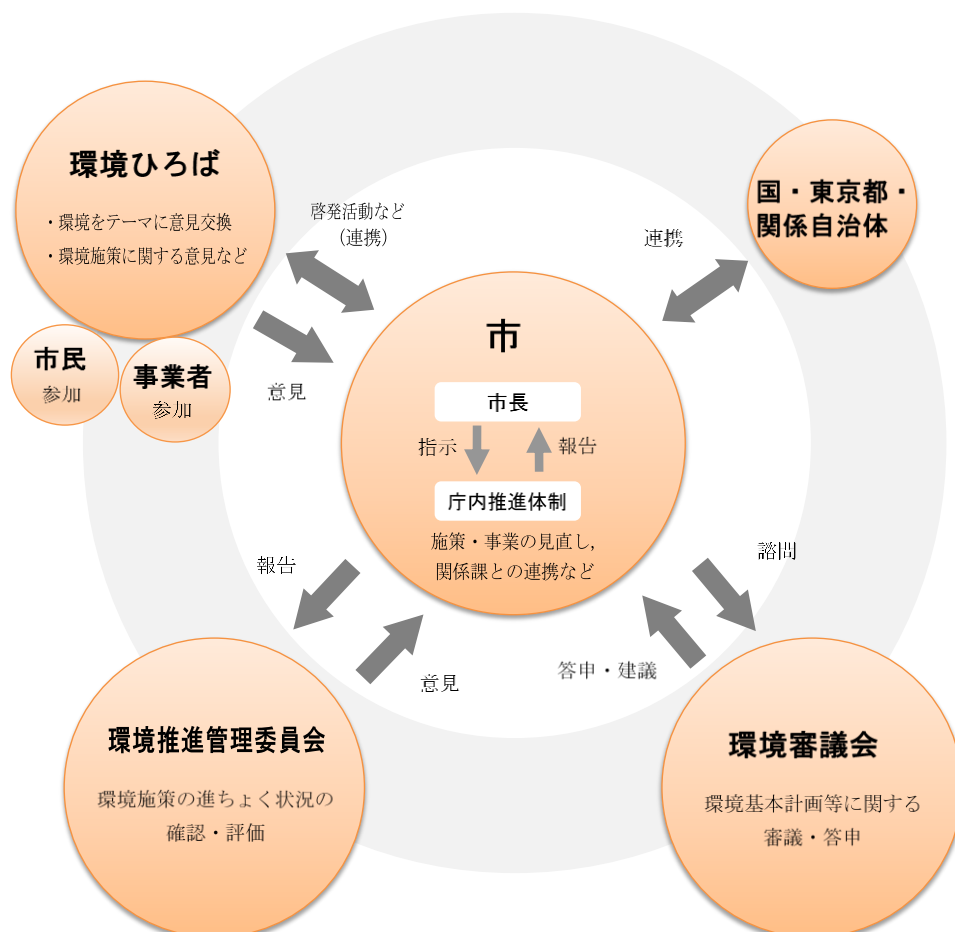
国分寺市環境基本条例第 27 条（環境推進管理委員会）の規定に基づき、公募市民（2 人以内）、事業者の代表者（2 人以内）、学識経験者（3 人以内）、環境ひろばから選出された者（2 人以内）、市職員（3 人以内）の 12 人以内で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進捗状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境ひろば

国分寺市環境基本条例第 28 条（環境ひろば）の規定に基づき、市民及び事業者が環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換する場として平成 16 年 8 月に設置しました。

毎月 1 回、環境に関する意見交換を行い、必要に応じて市の環境施策について意見を述べるほか、市民への啓発活動、環境イベント等を市と協働で開催しています。

推進体制（イメージ図）



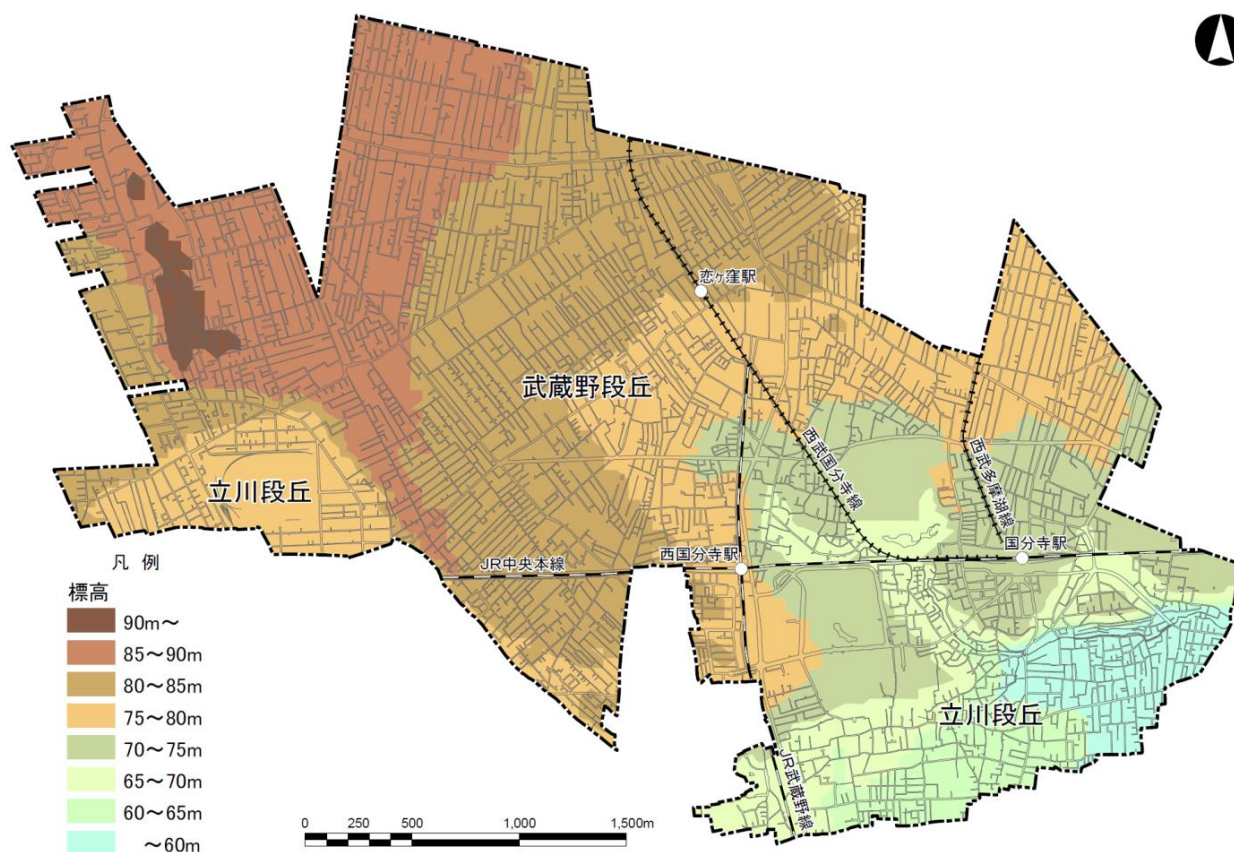
第2章 市内の現状

本市は、東京都の中心（重心）いわゆる東京の「へそ」に位置し、面積は11.46km²であり、地形としては武蔵野段丘と国分寺崖線を境に一段低い立川段丘から構成されます。市域の西部から東部方向に向かって緩やかに低くなっています。

海拔は最も高いところで約92m（西町五丁目・けやき台付近）、最も低いところで約55m（東元町一丁目・鞍尾根橋付近）となっています。

本市の特徴である国分寺崖線は、約5万年前に古多摩川が武蔵野台地を侵食してできた河岸段丘であり、武蔵村山市残堀付近から始まり、市内西町五丁目、光町一丁目、西元町及び東元町一丁目と南町の境へと続き、野川の東岸に沿って大田区丸子橋付近まで続く、東京を代表する崖線の一つです。

図2-1 国分寺市の地形



1 自然環境

市内には国分寺崖線やお鷹の道・真姿の池湧水群など、豊かな緑と水に彩られ、武蔵野の面影を残す住宅都市です。平成 30 年の市内のみどり率は 34.8%で、平成 25 年の前回データと比較すると、5 年間で 2.2 ポイント減少しています。(表 2－1 参照)

西恋ヶ窪緑地や姿見の池緑地などの緑地を都市計画緑地に指定し、保全整備を行っています。これらの緑地や砂川用水などでは、環境団体との協働による維持管理が行われています。

市内に源流を有する一級河川である野川は、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境で親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。小金井市以降の下流部では東京都による野川整備事業が既に完了しています。

市内の緑被率とみどり率について、平成 20 年までは市で緑被地調査を実施し、緑被率の推移を確認してきました(表 2－2 参照)。平成 20 年以降は、東京都が 5 年ごとに実施している「みどり率」の調査結果資料を元に、表 2－1 のとおり、独自に市内のみどり率を算定しています。

緑被率とみどり率は、いずれも航空写真により、樹林地や庭、草地等の地域全体における構成比を算出していますが、対象が一部異なっています(表 2－3 参照)。また、市内のみどり率における平成 25 年以降の数値は、東京都が近赤外線画像※を活用して算出したみどり率を使用し、市内のみどり率を算定しています。

表 2－1 市内のみどり率と緑被率の推移

調査年	昭和 63 年	平成 10 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
みどり率	—	—	26.7%	37.0%	34.8%
緑被率	37.5%	30.0%	25.8%	—	—

表 2－2 昭和 63 年から平成 20 年における市内緑被地面積及び緑被率の推移

分 類			昭和63年		平成10年		平成20年	
			面 積 (ha)	構成比 (%)	面 積 (ha)	構成比 (%)	面 積 (ha)	構成比 (%)
自然面	緑被地	樹林地	104.86	9.1	82.07	7.1	77.70	6.8
		庭	35.21	3.1	24.85	2.2	22.11	1.9
		草 地	33.52	2.9	25.87	2.2	25.28	2.2
		植木畑・果樹園	157.72	13.7	121.90	10.6	94.04	8.2
		野菜畑	99.54	8.7	90.24	7.8	77.92	6.8
	緑被地合計		430.85	37.5	344.93	30.0	297.05	25.8
	裸 地	32.30	2.8	49.28	4.3	31.16	2.7	
	水 面	1.98	0.2	1.98	0.2	2.58	0.2	
自然面合計		465.13	40.4	396.19	34.4	330.79	28.8	
人工被覆地 ^(注)			685.27	59.6	754.21	65.6	819.61	71.2
総 合 計			1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	1,150.40	100.0

注) 人口被覆地：コンクリートやアスファルトなどの工作物に覆われた土地のこと。

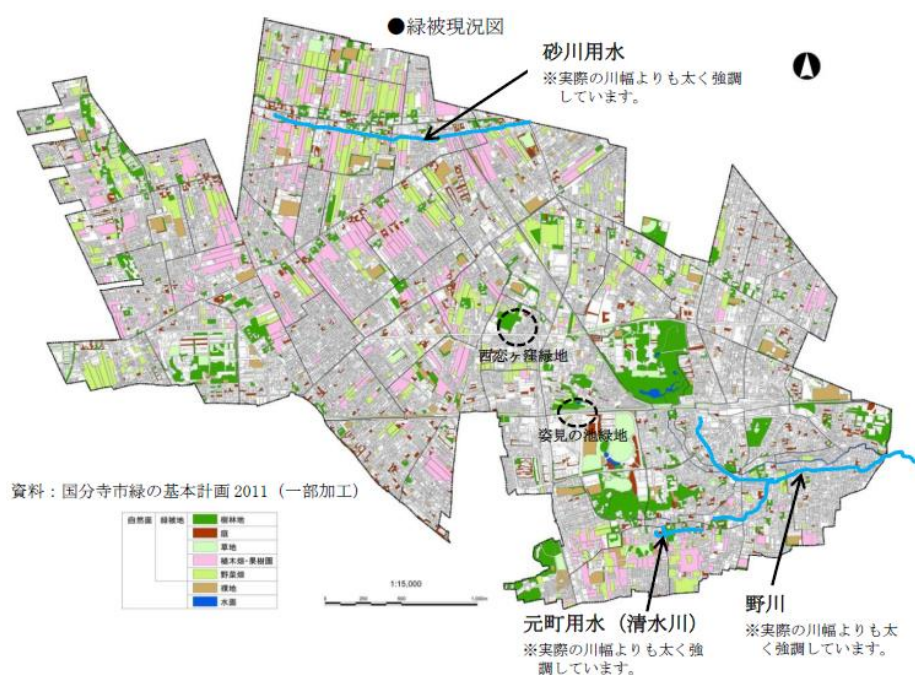
注) (太枠) 37.5 で示した数値が緑被率です。

表 2－3 みどり率と緑被率の相違点

	庭	樹林地	草地	農地	公園	街路樹	河川・水路・湖沼
みどり率	○	○	○	○	○	○	○
緑被率	○	○	○	○	×	×	×

※近赤外線画像：可視光よりも波長が長い近赤外線により撮影した画像。近赤外線を活用すると、植物による光の反射特性を利用し、緑の抽出が容易となり、日陰の緑地なども判読しやすくなります。このことから高い精度で緑を抽出することが可能となります。

図 2－2 平成 20 年における緑被現況図



2 生活環境

（1）大気及び騒音・振動

主要幹線道路 7 地点において大気、騒音、振動に関する調査を実施しています。

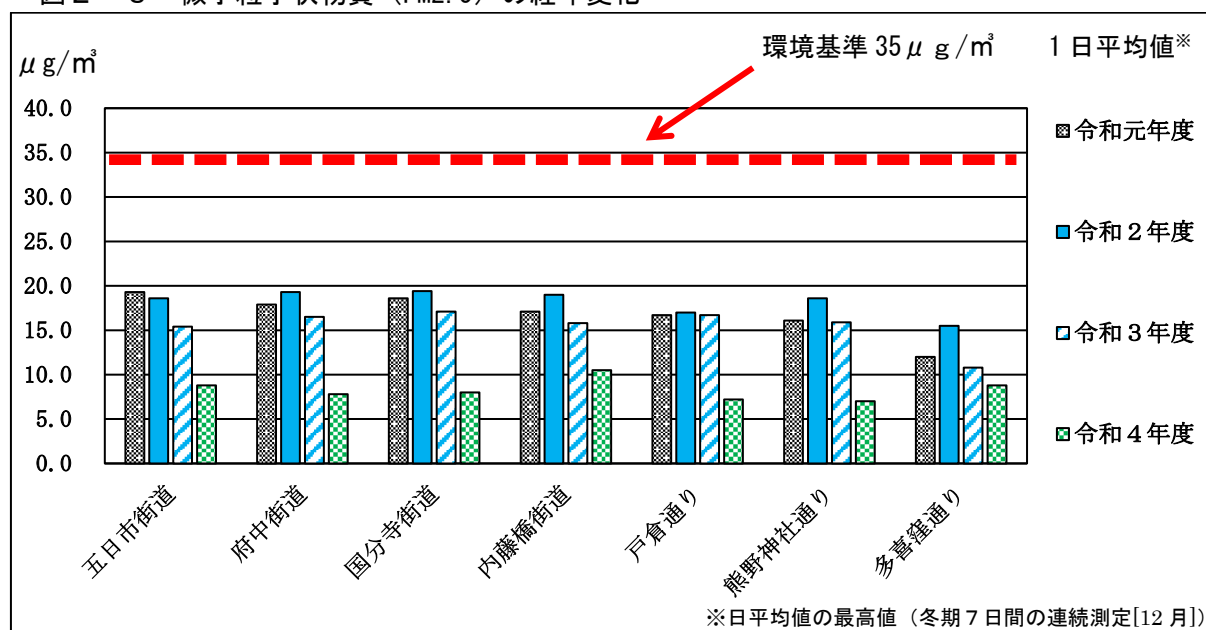
冬季 7 日間の大気調査においては、微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の最高値が環境基準値以下となっており、全地点で環境基準を達成しています（図 2－3 参照）。

騒音調査においては、五日市街道、内藤橋街道、戸倉通り及び熊野神社通りで環境基準を超過しているものの、要請限度は全地点で達成しています（図 2－4 参照）。

また、振動調査では全地点で要請限度を達成しています（図 2－5 参照）。

※ 調査結果等の詳細については第 8 章資料編「1 大気環境分析調査」（139 ページ）、「2 騒音・振動及び交通量調査」（141 ページ）及び「11 環境基準一覧」（163 ページ）を参照ください。

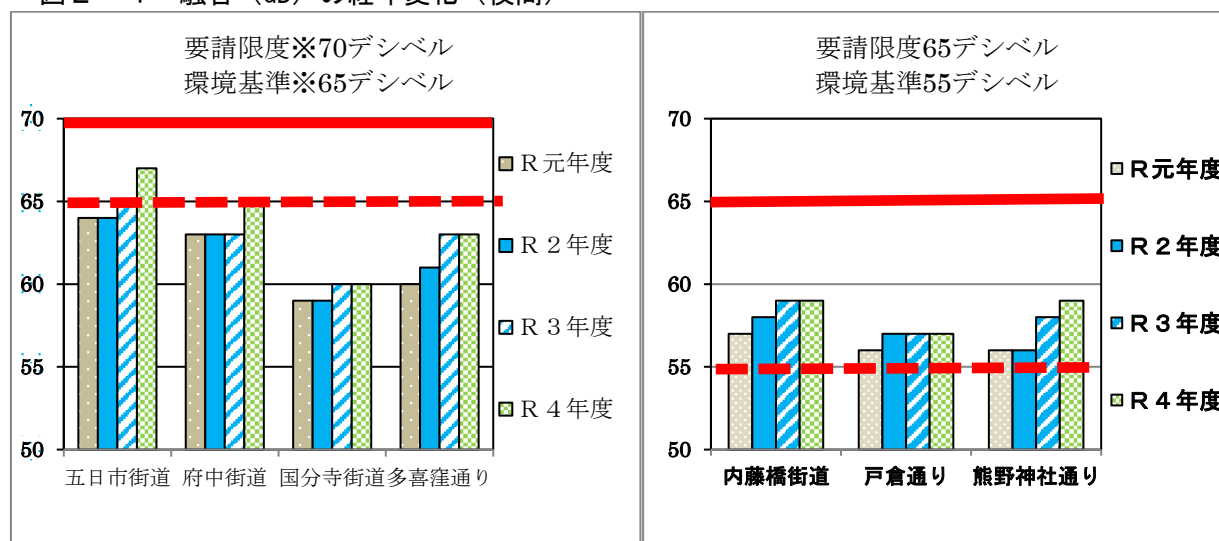
図 2－3 微小粒子状物質（PM2.5）の経年変化



※環境基準

1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（平成21年9月設定）。本調査では、冬期（12月）7日間の連続測定であり、年間の総有効測定日数が250日に満たないことから、環境基準による大気汚染の評価は参考値とします。

図 2－4 騒音（dB）の経年変化（夜間）



※要請限度

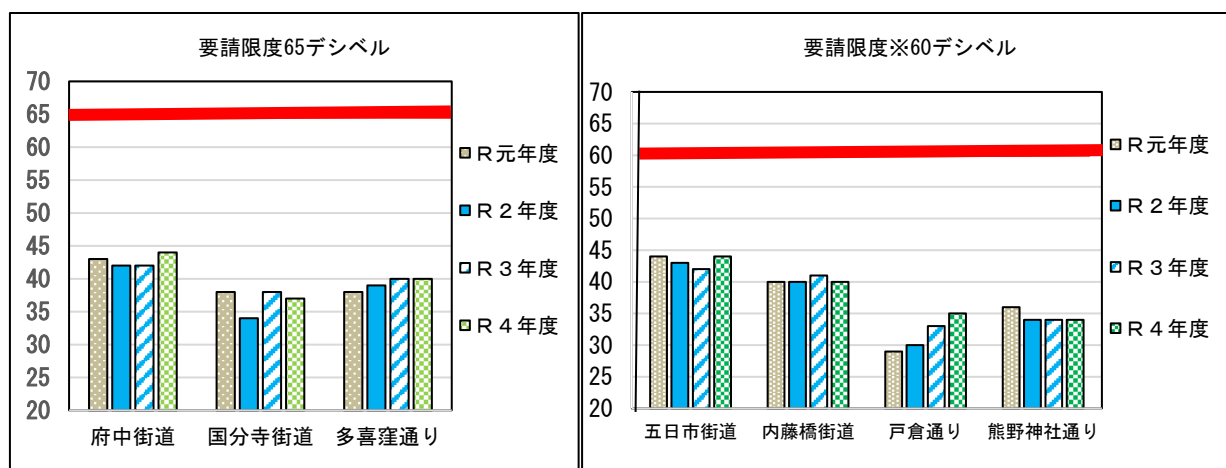
市長が騒音規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による騒音により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。

※環境基準

環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として騒音に係る環境基準が定められています。

主として専ら住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域（右表）として昼間（午前6時から午後10時までの間）は60デシベル以下、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間）は55デシベル以下、左表に掲げる地点においては、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例に該当する地域として昼間は70デシベル以下、夜間は65デシベル以下と定められています。

図 2-5 振動（dB）の経年変化（夜間）



※要請限度

振動の環境基準は定められていません。市長が振動規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による振動により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。

（２）水質

水質調査は「野川」・「真姿の池」・「東京経済大学新次郎池」・「姿見の池」で汚濁状況等の調査を行っています。代表的な水質汚濁の指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、これらの調査箇所において環境基準を達成しています。

上記のほか市内20か所の井戸水について、9つの調査項目により調査を実施しています。令和4年度調査においては都立殿ヶ谷戸庭園（南町2丁目）、もみじ井戸（光町1丁目）でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過し、大腸菌はすべての地点で検出されませんでした。

都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過しており、今後も継続的に調査・監視していく必要があります。

※ 調査結果等の詳細については、第8章資料編「4 野川の水質状況」（144ページ）、「7 井戸水調査」（151ページ）及び「11環境基準一覧」（163ページ）を参照ください。

（３）放射線量及び放射性物質

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受け、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、市は平成23年7月から市内の定点において、定期的な空間放射線量を測定しています。あわせて保育園・小中学校などの給食食品等の放射性物質濃度を測定した結果、令和4年度に除染作業などの措置が必要となるような測定値は出ませんでした。調査結果は市ホームページ（トップページ→くらしの情報→地震関連情報【ページ番号：1000455】）で公表しています。

※ 調査結果等の詳細については、第8章資料編「10 放射線と放射性物質への対応について」（162ページ）を参照ください。

3. 都市環境

(1) 交通安全環境の整備・自転車運転マナーの向上

・市では、環境に配慮した良好な都市空間を形成するため、都市計画道路の整備や歩道改修・設置工事の際は、透水性舗装、低騒音舗装、歩道のバリアフリー化を進め交通安全環境の整備を図り、交通渋滞の解消や防災機能の向上を推進していきます。

また、自転車利用推進のため、自転車駐車場の適切な維持管理や自転車利用時のマナー向上のため、市報・HP等により自転車利用のルールを周知し、交通安全教室及びイベントの開催にて啓発活動を実施しています。

表 2－4 市内における事故発生件数

(単位：件)

1月～12月	自転車事故件数		自転車 計	自動車
	第1当事者※1	第2当事者※2		
H30年	28	67	95	217
R元年	20	53	73	175
R2年	21	50	71	167
R3年	18	47	65	132
R4年	27	42	69	162

※1：当事者のうち、過失（違反）がより重い又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより小さい方の当事者のこと。

※2：当事者のうち、過失（違反）がより軽い又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより大きい方の当事者のこと。

（２）安心・安全なまちづくり

市では、地域の団体（自治会や町内会）と協定を締結し、地域の住民が自分たちの住んでいる“まち”を見直し、「安全で住みよいまちづくり」の実現に向けて、地域の安全化とともに、予測される災害に備えて応急活動体制を整えることなどを両者が協力・共同して進めていく事業として防災まちづくり推進地区を推進しています。

昭和 56 年 2 月に高木町自治会が第 1 号の協定を市と結んでから、令和 5 年 3 月末現在までに 15 団体と協定を結び、その地域に合った“防災まちづくり”が進められています。高木町自治会は防災への積極的な取組が高く評価され、平成 29 年 3 月に内閣府から「地区防災計画モデル地区」に選定され、同年 9 月に「平成 29 年度防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

なお、避難場所や防災まちづくり推進地区等については、市ホームページ（トップページ→くらしの情報→防犯・防災【ページ番号：1000447】）をご覧ください。



4 地球環境

(1) 地球温暖化対策の推進

平成 30 年に IPCC（国際気候変動に関する政府間パネル）より公表された「1.5℃特別報告書」※1は、世界の平均気温が平成 29（2017）年時点で、工業化以前と比較して既に約 1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると令和 12（2030）年から令和 34（2052）年までの間に気温上昇が 1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と 1.5℃上昇との間、及び 1.5℃と 2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

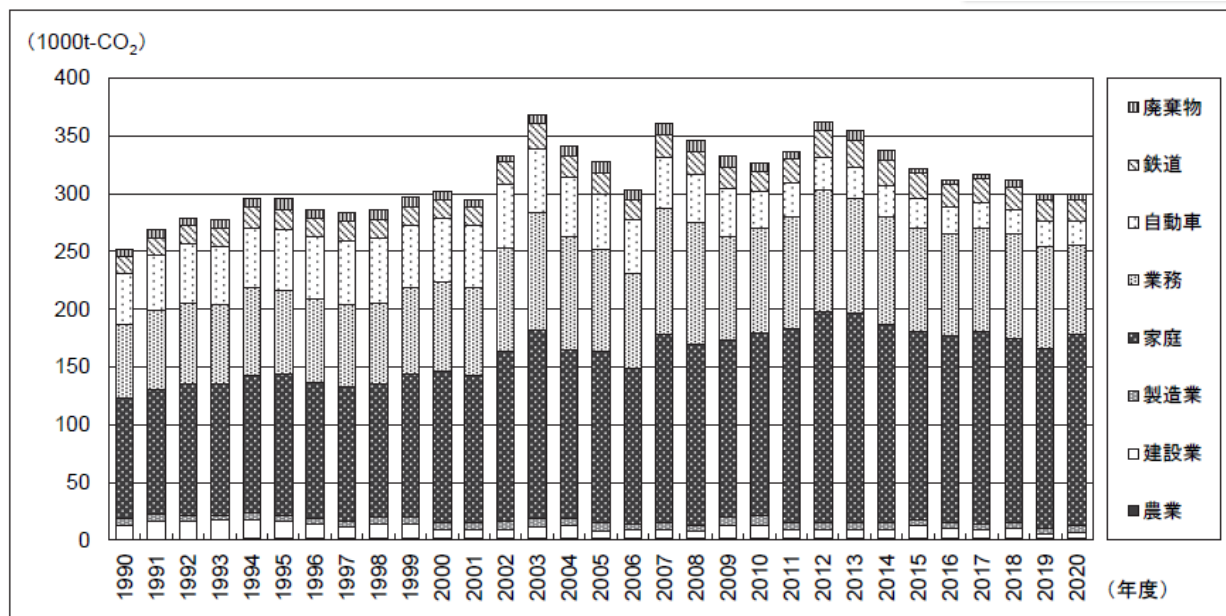
また、同書において、気温上昇を約 1.5℃に抑えるためには、令和 12（2030）年までに平成 22（2010）年比で世界全体の二酸化炭素（CO₂）排出量を約 45%削減することが必要という知見が示されており、日本を含めた世界各国で、排出量削減の取組が加速的に進められています。

市内の温室効果ガスの排出状況については、令和 2 年度排出量は 336 千 t-CO₂、そのうち約 89%を二酸化炭素が占めました。排出量としては、平成 24 年度以降、おおむね減少傾向で推移しています。また、二酸化炭素の排出状況については、家庭部門と業務部門の合計が約 81%と、市民の日常生活や事業者の事業活動による排出が多くを占めています（図 2-6 参照）。

※1 正式名称：「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する IPCC 特別報告書」

※2 CO₂排出量の算定は、活動量（電気やガスの使用量等）にそれぞれの排出係数を乗じて算出します。とくに各年の電源構成によって定められる電力の排出係数の影響を大きく受けます。

図 2-6 市内の部門別二酸化炭素排出量の推移



出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2020 年度）」
（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

（２）ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進

ごみ・資源物量全体は、ごみ減量・資源化の市民意識の向上や家庭ごみ有料化（平成 25 年 6 月実施）等の取組により年々減少していました。令和 4 年度の総排出量は 28,414 トンと前年度と比較して約 1.3%減少しており、内訳別では、もやせるごみが約 0.9%、もやせないごみが約 6.4%、粗大ごみが約 2.9%、有害ごみが約 2.4%減少しました（表 2－5 参照）。

なお、もやせるごみ収集量（持込除く）の 1 人 1 日あたりの換算では、274.2 グラムと多摩 26 市のうち 2 番目に少ない状況になっています（表 2－6、図 2－7 参照）。

資源プラスチック収集量については、令和 4 年度は 1 人 1 日あたり 44.6 グラムと、前年度と比較して 3.9%減少しました。主な要因はレジ袋の有料化やプラスチック問題に対する意識の高まり等複合的なものと考えます。

市ではごみの排出量削減に取り組んでいますが、最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化及びエコセメント化施設※の安定的かつ効率的な運用、現在の清掃センターの安定的な稼働のためにはごみ排出量の削減に継続して取り組んでいく必要があります。なお、「もやせるごみ」については、令和 2 年 4 月から日野市に建設した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で、日野市、国分寺市、小金井市の 3 市における共同処理を行っています。可燃ごみ処理施設の周辺をはじめ日野市民への環境負荷を低減するためにも、引き続きごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

※エコセメント化施設

清掃工場から排出される焼却残さをセメントの原料としてリサイクルする施設

表 2－5 ごみ・資源物収集量の推移

（単位：トン）

年度 品目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
もやせるごみ	収集※1	13,810	13,920	14,135	14,636	13,210	12,855
	持込※2	2,441	2,815	3,134	2,306	2,570	2,776
	計	16,251	16,735	17,269	16,942	15,780	15,631
もやせないごみ		1,717	1,596	1,710	1,866	1,725	1,615
粗大ごみ		868	859	950	1,102	1,064	1,034
有害ごみ		41	43	44	46	43	42
資源物		8,640	8,653	8,773	9,305	10,168	10,092
合 計		27,517	27,886	28,746	29,261	28,780	28,414

※1 収集：市民等からの戸別収集

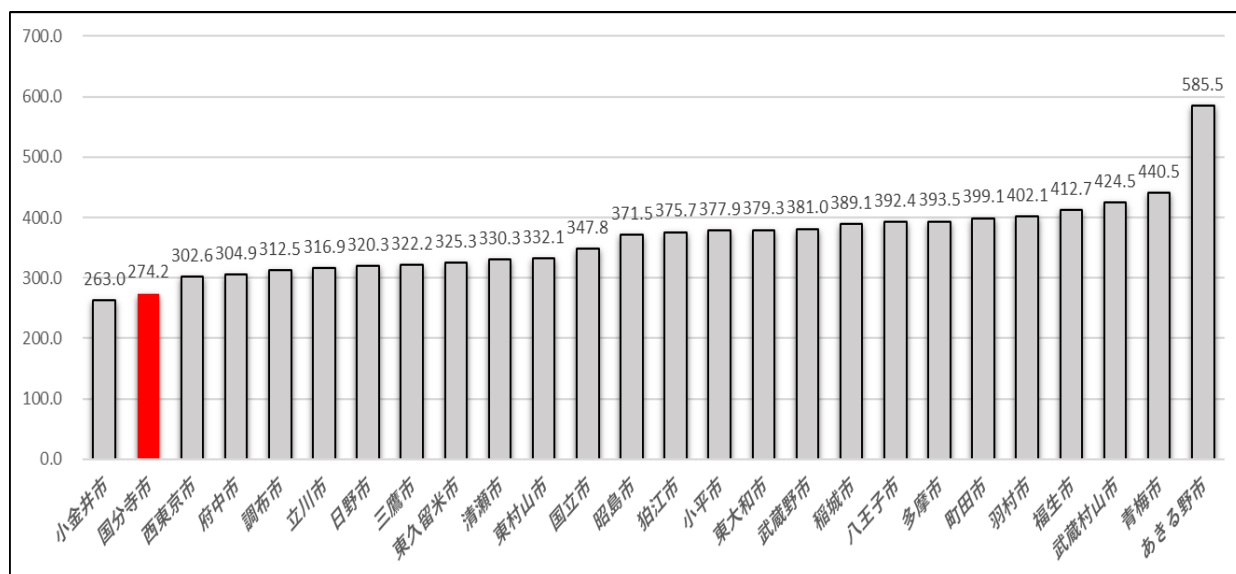
※2 持込：収集運搬許可業者・事業者による持込

表 2－6 1 人 1 日あたりの「もやせるごみ」収集量

（単位：グラム）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
収集・持込	366.2	371.3	377.6	367.1	338.5	333.4
うち収集	311.2	308.8	309.1	317.2	283.4	274.2

図 2-7 26 市 1 人 1 日あたりの「もやせるごみ」収集量 （単位：グラム／人日）



出典：「多摩地域ごみ実態調査 2022（令和 4）年度統計」
（公益財団法人 東京市町村自治調査会）から作成

5 環境教育・環境学習

市民と一緒に環境問題を考える機会として環境シンポジウム、夏休み子ども自然教室（※）やアメリカザリガニ捕獲大作戦などを毎年度開催し、環境学習を推進しています。

また、希望する小学 5・6 年生を対象とした科学教室では、大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めています。

そのほか、毎月 1 回、市民・事業者・市により、環境をテーマに意見交換を行う環境ひろばでは、意見交換のほか、イベントでの啓発活動、広報紙発行などを行っています。

※ 令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施



国分寺市環境シンポジウム



アメリカザリガニ捕獲大作戦

第3章 重点プロジェクトの評価

環境基本計画では、望ましい将来像「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を実現するため、市民ワークショップによる提案、環境推進管理委員会の提言をもとに、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境、及び環境教育・環境学習の5分野から分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成する、9つの重点プロジェクトを以下のとおり設定しています。

これらの重点プロジェクトごとに令和4年度の進捗状況等について、環境推進管理委員会で点検・評価を行いました。

【重点プロジェクトと令和4年度実績の評価一覧】

重点プロジェクト① 在来生物の種や生態系などの生物多様性の保全に向けた取組の推進		環境推進管理委員会による総合評価
		おおむね順調
構成する主な施策		評価
自然環境	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	順調
	5 協働による維持管理	停滞ぎみ
	12 都市農地の保全・活用	順調
	15 生き物の実態調査の実施	おおむね順調
	18 生物多様性に対する理解促進	順調

重点プロジェクト② 地産地消の推進による都市農業の支援		環境推進管理委員会による総合評価
		おおむね順調
構成する主な施策		評価
自然環境	再 12 都市農地の保全・活用	順調
	14 地産地消の推進	停滞ぎみ
環境教育・環境学習	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	おおむね順調

重点プロジェクト③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
自然環境	8 湧水・地下水の保全・活用	順調
	9 用水路の保全・活用	順調
	10 野川整備事業の促進	順調
環境教育・環境学習	再 45 地域資源を活用した体験型学習の推進	おおむね順調

重点プロジェクト④ 安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
生活環境	23 大気や水質などの測定	順調
	24 空間放射線量などの測定	順調
	25 化学物質に関する情報の収集・提供	おおむね順調
	29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	順調

重点プロジェクト⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
都市環境	31 自転車利用の促進	順調
地球環境	37 地球温暖化対策の計画的な推進	おおむね順調

重点プロジェクト⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
自然環境	4 公園・緑地の整備	順調
都市環境	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	おおむね順調

重点プロジェクト⑦ 資源循環型のまちづくりの推進		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
地球環境	42 ごみの減量化・資源化の推進	おおむね順調
	43 ごみの減量や分別などの普及啓発	順調
環境教育・環境学習	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	順調

重点プロジェクト⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
地球環境	39 省エネルギー・省資源行動の促進	順調
	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	順調
環境教育・環境学習	再 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	順調
	46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	順調

重点プロジェクト⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進		環境推進管理委員会による総合評価
		順調
構成する主な施策		評価
環境教育・環境学習	48 環境教育・環境学習の機会の促進	順調
	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	順調

重点プロジェクト①	
在来生物の種や生態系などの生物多様性の保全に向けた取組の推進	
環境推進管理委員会による総合評価	おおむね順調

(1) 背景・目的

国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道・真姿の池湧水群、野川及び姿見の池などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。

(2) 取組内容

- 協働による動植物調査の実施により現状を把握します。
- 生き物にふれあう機会を増やすとともに、在来生物の種や生態系などの保全に向けて市内の農地や国分寺崖線などの緑の保全に取り組んでいきます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
自然環境	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	順調	(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	順調	ふるさと文化財課
			(2) 国分寺崖線の保全	順調	まちづくり推進課
				順調	緑と公園課
			(3) 湧水及び地下水の保全・活用	順調	緑と公園課
			(4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	順調	緑と公園課
			(5) 市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理	順調	緑と公園課
	5 協働による維持管理	停滞 ぎみ	(再4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	順調	緑と公園課
			(12) 近隣住民による公園の維持管理	停滞 ぎみ	緑と公園課
			(22) 生産緑地の追加指定	おおむね順調	まちづくり計画課
	12 都市農地の保全・活用	順調	(23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
			(24) 市民農業大学	順調	経済課
			(25) 農ウォーク	順調	経済課
			(26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課
	15 生き物の実態調査の実施	おおむね順調	(32) 動植物調査	おおむね順調	まちづくり計画課
	18 生物多様性に対する理解促進	順調	(34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
				おおむね順調	緑と公園課
			(35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課

* 各施策の評価については、施策に紐づく取組の進捗状況に基づき、以下の基準で行っています。

- ・ 順調 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 100%かつ、順調の割合が 50%以上
- ・ おおむね順調 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 100%かつ、順調の割合が 50%未満
順調・おおむね順調の割合の合計が 80%以上 100%未満
- ・ 停滞 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 40%以上 80%未満
- ・ 停滞 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 40%未満

* 各取組の進捗状況の詳細については第4章（30 ページ～122 ページ）をご覧ください。

重点プロジェクト②	
地産地消の推進による都市農業の支援	
環境推進管理委員会による総合評価	おおむね順調

(1) 背景・目的

農地は、新鮮で安全な野菜の供給基地であるばかりではなく、生き物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、景観の形成、災害時の避難場所など、様々な機能を有しており、地域の貴重な緑となっています。

しかし、近年は、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256haあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5haとなっています。減少傾向の農地を守るためには、市内産農産物の利用を促進し、営農が続けられる状況を保つことが必要です。そのためには、市内産農産物の流通を促進し、農業に対する理解と関心を高めることが欠かせません。

このため、農地を担う都市農業を支援し、環境への負荷の少ない国分寺ならではの豊かな食生活の普及、農への参加を通じたふれあい・交流を広げます。

(2) 取組内容

- 農業体験などを通じて都市農業への理解を促進します。
- 給食食材への市内産農産物の活用やイベント・直売所での販売などを通じた地産地消の推進、農畜産物及び農畜産物の加工品の国分寺ブランドの創出・育成を推進します。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
自然環境	再12 都市農地の保全・活用	順調	(再22) 生産緑地の追加指定	おおむね順調	まちづくり計画課
			(再23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
			(再24) 市民農業大学	順調	経済課
			(再25) 農ウォーク	順調	経済課
			(再26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課
	14 地産地消の推進	停滞 ぎみ	(28) 給食への市内産農産物の活用	おおむね順調	学務課
			(29) 地場産農畜産物を活かした食の普及	停滞 ぎみ	経済課
			(30) 販売網の強化の支援	おおむね順調	経済課
			(31) 飲食店等における地場野菜等の活用促進	おおむね順調	経済課
環境教育・環境学習	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	おおむね 順調	(再23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
			(再24) 市民農業大学	順調	経済課
			(再25) 農ウォーク	順調	経済課
			(再26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課
			(再34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
				おおむね順調	緑と公園課
			(96) 学童体験農園	停滞 ぎみ	学校指導課
			(97) 児童の収穫体験	順調	学校指導課
			(98) エコミュージアム事業の開催	順調	緑と公園課
			(99) 科学教室の開催	順調	学校指導課
			(100) 宇宙の学校の開催	順調	学校指導課

重点プロジェクト③	
野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

現在市内には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や、市内の湧水を水源とし多摩川に合流する全長 20km ほどの一級河川である野川、玉川上水からの分水である砂川用水などの水辺があります。

水を取り巻く国分寺の近世の歴史を振り返ると、国分寺村分水（恋ヶ窪用水）をはじめ新田開発とともに整備された野中新田分水、中藤新田分水など用水路網は人々の暮らしに欠かせないものでした。これらの用水路も、昭和 30 年代までは清流の面影をとどめていましたが、昭和 40 年代になると、砂川用水など一部を除き通水を停止、荒廃が進みました。用水路は歴史遺産であり、適切に保存し、活用していくことが大切です。

また、野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境であり、親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。野川や用水路は、親水化に向けた整備を進める必要があります。

国分寺の自然を特徴づけ、多様な生き物を育み、自然とのふれあいを提供し、歴史・文化を伝えてくれる、いわば地域の資源ともいえる水辺を守り、活用します。

(2) 取組内容

- 野川や用水路及び湧水などの水辺を、自然観察や自然保護活動、郷土学習、観光などの資源として活用、PR します。
- 野川や用水路などの親水性の向上に配慮した保全に取り組みます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
自然環境	8 湧水・地下水の保全・活用	順調	(再 1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	順調	ふるさと文化財課
			(再 3) 湧水及び地下水の保全・活用	順調	緑と公園課
	9 用水路の保全・活用	順調	(17) 用水路の親水化整備などの検討	順調	緑と公園課
	10 野川整備事業の促進	順調	(18) 野川整備事業促進の要望・協議	おおむね順調	緑と公園課
			(19) 野川流域の自治体との連携	順調	緑と公園課
環境教育・環境学習	再 45 地域資源を活用した体験型学習の推進	おおむね順調	(再 23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
			(再 24) 市民農業大学	順調	経済課
			(再 25) 農ウオーク	順調	経済課
			(再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課
			(再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
				おおむね順調	緑と公園課
			(96) 学童体験農園	停滞済み	学校指導課
			(97) 児童の収穫体験	順調	学校指導課
			(98) エコミュージアム事業の開催	順調	緑と公園課
			(99) 科学教室の開催	順調	学校指導課
			(100) 宇宙の学校の開催	順調	学校指導課

重点プロジェクト④	
安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

東日本大震災以降、安全・安心な暮らしに対する関心が高まり、情報の重要性が改めて認識されています。

市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。引き続き、大気などのモニタリングや化学物質対策を進めていく必要があります。

農薬の過度の使用や遺伝子組換え食品、食品添加物、放射性物質など、安全で健康的な食生活への不安が高まっていることから、正確な情報公開・提供を行うなど、食の安全性を確保していく必要があります。

このため、身の回りの多種多様な化学物質、食の安全性、放射性物質などについての適切な情報の収集とわかりやすく提供する仕組みを確立します。

(2) 取組内容

- 大気、水質、ダイオキシン類などの定期的なモニタリング測定、各種調査を実施し、情報提供を行います。
- 市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、空間放射線量・放射性物質濃度の測定など、継続した調査と情報提供を行います。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
生活環境	23 大気や水質などの測定	順調	(44) 大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定	順調	環境対策課
	24 空間放射線量などの測定	順調	(45) 空間放射線などの定期的測定	※測定終了	保育幼稚園課・子ども子育て支援課
				順調	環境対策課
				※測定終了	緑と公園課
				※測定終了	教育総務課
	25 化学物質に関する情報の収集・提供	おおむね順調	(46) 化学物質に関する情報の収集・提供	おおむね順調	環境対策課
	29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	順調	(53) 給食食品などの放射性物質濃度の測定	順調	まちづくり計画課

※測定終了：放射能対策委員会により、空間放射線量の測定箇所及び頻度の見直しが行われ、空間放射線量測定の担当課が環境対策課に集約されることとなりました。

重点プロジェクト⑤	
自転車・公共交通機関の利用促進	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、日常的に広い年齢層で利用されています。誰もが安心して、安全に自転車に乗ることができる環境をつくるには、歩行者と自転車が安全に共存できるようにするためのまちづくりや、通行ルールの徹底、放置自転車を減少させるための方策が求められています。

また、自家用車の利用を控え、二酸化炭素の排出の少ない電車やバスなどの公共交通機関を利用することで、交通の流れの円滑化や1人あたりの二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制などの効果が期待できます。

このため、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発をするとともに、自転車が安全・快適に走行できる道路空間を確保します。

(2) 取組内容

- 自転車が安全に走りやすい環境づくりを進めるとともに、自転車の利用促進とルールの啓発に努め、マナーの向上を図ります。
- 地域バスなどの公共交通機関の利用促進に向けた取組を行っていきます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
都市環境	31 自転車利用の推進	順調	(37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
			(56) 自転車利用のルールの周知	順調	交通対策課
地球環境	37 地球温暖化対策の計画的な推進	おおむね順調	(再 37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
			(73) 庁用車の使用抑制	順調	契約管財課
			(74) 地球温暖化防止行動計画（市役所版）の推進	停滞ぎみ	まちづくり計画課
			(75) グリーン購入の推進	順調	まちづくり計画課
			(76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	順調	まちづくり計画課

重点プロジェクト⑥	
歴史的景観や文化財の保全・活用	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

市は、国分寺崖線や樹林地、農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡、用水路などの地域資源、それにまつわる歴史的景観や文化財を有しており、これらを後世に残していくことが大切です。

地域の自然やそれに関わる地域の暮らしや文化を学ぶことは、郷土愛を育むとともに、自然と共存して暮らす知恵と工夫を生み出すきっかけとなることから、市の歴史・文化をテーマとした環境教育・環境学習を推進します。

(2) 取組内容

- 市内総合文化財調査を実施し、新たな文化財などの状況把握、適切な保全を行います。
- 新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある風景、用水路（跡）など歴史遺産にも光をあてていきます。
- 環境教育や環境学習、まちづくりやまちおこしのために歴史的景観・歴史遺産・文化財の活用を推進します。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
自然環境	4 公園・緑地の整備	順調	(9) 歴史公園の整備	順調	ふるさと文化財課
			(10) 開発事業に伴う提供公園整備の促進	順調	緑と公園課
			(11) 都市計画・緑地の新規指定	順調	緑と公園課
都市環境	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	おおむね順調	(再9) 歴史公園の整備	順調	ふるさと文化財課
			(68) (仮称) 郷土博物館	おおむね順調	ふるさと文化財課
			(69) 市内総合文化財調査	おおむね順調	ふるさと文化財課
			(70) 文化財とのふれあい推進	おおむね順調	ふるさと文化財課
			(71) 市観光協会との連携	順調	市政戦略室
			(72) 文化財普及事業の推進（広報）	おおむね順調	ふるさと文化財課

重点プロジェクト⑦	
資源循環型のまちづくりの推進	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制、最終処分場の延命化のためには家庭ごみ（もやせるごみ、もやせないごみ）の減量が必要です。

ごみ・資源物量全体及び1人1日あたりのごみ排出量は減少していますが、未だにもやせるごみに資源物が混入されていることから、ごみの分別について、指導、啓発をさらに続けていく必要があります。また、着実なごみ減量に向けた数値目標を設定し、実現を図る必要があります。

さらに、市民生活、事業活動などの各段階において、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが資源・エネルギーとして再利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体となって推進していきます。

また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制のための対策として、資源循環型のまちづくりを推進します。

(2) 取組内容

- ごみをテーマとした環境教育、学習を充実していきます。
- せん定枝や給食残さのたい肥化などにより、資源循環型のまちづくりを進めます。
- 生ごみのたい肥化等によるもやせるごみの大幅な減量に取り組みます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
地球環境	42 ごみの減量化・資源化の推進	おおむね順調	(83) 生ごみ処理機器の普及促進	おおむね順調	ごみ減量推進課
			(84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	順調	ごみ減量推進課
			(85) ごみの減量化・資源化の推進	おおむね順調	ごみ減量推進課
			(86) 分別の周知・指導	おおむね順調	環境対策課
	43 ごみの減量や分別などの普及啓発	順調	(87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルール等の啓発	順調	環境対策課
			(88) 説明会やイベントなどでの啓発活動	おおむね順調	ごみ減量推進課
			(89) 広報活動の充実	順調	環境対策課
				順調	ごみ減量推進課
環境教育・環境学習	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	順調	(再 35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課
			(90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進	順調	公民館課
			(91) 環境に関する啓発活動	順調	図書館課
			(92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課
			(93) 環境学習・啓発活動体制の推進	おおむね順調	環境対策課
				おおむね順調	ごみ減量推進課
			(94) 3R講座の開催	おおむね順調	ごみ減量推進課
			(95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	順調	学校指導課

重点プロジェクト⑧	
環境負荷の少ないライフスタイルの促進	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

地域全体でエネルギーや二酸化炭素（CO₂）を抑制するためには、節電・省エネルギーの推進にくわえ、住宅・建築物や都市、交通などをエネルギーやCO₂排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。

東日本大震災を契機に、節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、こうした機運をとらえ、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制と、エネルギー利用効率のよい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。日常的に温室効果ガスの発生やエネルギーの無駄な消費を抑えるとともに、家庭や事業所でも取り組める方策として、太陽光発電、太陽熱利用システム、コージェネレーション、蓄電装置などの積極的活用や、省エネルギー型の製品への転換などを進めることも重要になっています。

(2) 取組内容

- これまでの実績を基に、引き続き環境家計簿の普及拡大を図り、家庭における省エネルギー・省資源の取組を促進します。
- 体験型学習や具体的な情報提供、住宅用太陽光発電機器などに関する助成制度などを推進します。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
地球環境	39 省エネルギー・省資源行動の促進	順調	(再 37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
			(79) 環境家計簿の普及啓発	おおむね順調	まちづくり計画課
	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	順調	(再 76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	順調	まちづくり計画課
			(80) 住宅用太陽光発電機器等設置助成	順調	まちづくり計画課
環境教育・環境学習	再 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	順調	(再 35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課
			(再 90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進	順調	公民館課
			(再 91) 環境に関する啓発活動	順調	図書館課
			(再 92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課
			(再 93) 環境学習・啓発活動体制の推進	おおむね順調	環境対策課
				おおむね順調	ごみ減量推進課
			(再 94) 3R講座の開催	おおむね順調	ごみ減量推進課
			(再 95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	順調	学校指導課
	46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	順調	(再 37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
			(再 92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課

重点プロジェクト⑨	
環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	
環境推進管理委員会による総合評価	順調

(1) 背景・目的

環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには、一人ひとり、各事業所が環境に配慮した行動を実践し、広く展開していくことが重要です。

また、公民館や自治会、町内会などで地域のお祭りや懇談会、クリーン運動、地域の学校づくりなどの中に環境教育・学習を取り入れることで、自然なかたちで省エネルギーや省資源、ごみ減量などの意識が高まり、地域社会のつながりやふれあいを深めながら環境面の活動の推進も図ることができます。

このように、地域での環境面における参加と協働の機会を通じ、地域への関心・理解を深め、課題解決の実践・体験を基本とする環境教育・環境学習を展開していきます。

(2) 取組内容

- 環境への取組に関して、地域ぐるみの役割分担や協力・連携の可能性の検討などを行い、地域コミュニティの再生・活性化を図ります。
- 子どもたちの国分寺の環境についての認識を高めるために、学校教育の現場と地域を結んだ取組を進めます。

(3) 重点プロジェクトを構成する主な施策と取組状況

主な施策			取組		
分野	施策名	評価	取組名	進捗状況	担当課
環境教育・ 環境学習	48 環境教育・環境学習の機会の促進	順調	(再 92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課
			(101) 環境ひろばの開催	おおむね順調	まちづくり計画課
	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	順調	(再 92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課
			(102) 青少年地域リーダーの育成	順調	社会教育課
			(103) わんぱく学校	順調	社会教育課

第4章 施策の評価及び各施策に紐づく取組の進捗状況

令和4年度実績に対する各施策の評価と評価の基礎となる各施策に紐づく取組の進捗状況を掲載します。

【施策体系による取組の一覧】

環境分野 基本方針	施策の方向	主な施策	取組	重点 プロジェクト
基本方針1 緑と水が調和した潤いのあるまち 【自然環境】	1-1 緑と水の ネットワークの形成	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	①
			(2) 国分寺崖線の保全	
			(3) 湧水及び地下水の保全・活用	
			(4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	
			(5) 市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理	
			(6) 緑のネットワークの創造	
	1-2 緑の保全	2 樹林地などの適切な維持管理	(7) 緑地の保全	—
		3 保存樹木等の指定	(8) 保存樹木・保存樹林地の指定	—
		4 公園・緑地の整備	(9) 歴史公園の整備	⑥
			(10) 開発事業に伴う提供公園整備の促進	
			(11) 都市計画・緑地の新規指定	
		5 協働による維持管理	(再4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全 (12) 近隣住民による公園の維持管理	①
	1-3 まちなかの緑化	6 公共施設の緑化	(13) 協働による緑化	—
			(14) 学校の緑化	
			(15) 学校の緑化支援	
		7 民有地の緑化	(16) 開発事業に伴う緑化の協議	—
	1-4 水環境の保全・整備	8 湧水・地下水の保全・活用	(再1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	③
			(再3) 湧水及び地下水の保全・活用	
		9 用水路の保全・活用	(17) 用水路の親水化整備などの検討	③
		10 野川整備事業の促進	(18) 野川整備事業促進の要望・協議	③
			(19) 野川流域の自治体との連携	
		11 雨水浸透の促進	(20) 透水性舗装の推進 (21) 雨水浸透施設の設置	—
	1-5 都市農地の保全・活用	12 都市農地の保全・活用	(22) 生産緑地の追加指定	①②
			(23) 農業体験農園の支援	
			(24) 市民農業大学	
			(25) 農ウオーク	
			(26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	
			(27) 援農ボランティア推進事業	—
		14 地産地消の推進	(28) 給食への市内産農産物の活用	②
			(29) 地場産農畜産物を活かした食の普及	
			(30) 販売網の強化の支援	
			(31) 飲食店等における地場野菜等の活用促進	
	1-6 生き物の生息空間の保全	15 生き物の実態調査の実施	(32) 動植物調査	①
		16 外来生物対策	(33) 地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	—
		17 生き物とのふれあいの機会の創出	(34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	—
		18 生物多様性に対する理解促進	(再34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	①
			(35) 全庁的な取組の実施	
基本方針2 安全・安心に暮らせるまち 【生活環境】	2-1 生活環境の確保	19 低公害車の導入の推進・普及啓発	(36) 庁用車の低公害車への転換 (37) 環境保全に関するPR	—
		20 規制・基準などに関する事業者等への指導	(38) 事業場への指導	—
			(39) 建設工事への指導	
			(40) 下水道施設への油の流入抑制	
		21 悪臭の発生防止	(41) 事業者への指導(悪臭の発生抑制)	—
			(42) 野焼きの指導	
		22 生活騒音・振動対策の推進	(43) 事業者等への指導(騒音発生の防止)	—
	2-2 生活環境のモニタリング	23 大気や水質などの測定	(44) 大気、水質、騒音・振動、 ダイオキシン類(大気・土壌)の定期的測定	④
	2-3 化学物質対策の推進	24 空間放射線量などの測定	(45) 空間放射線などの定期的測定	④
		25 化学物質に関する情報の収集・提供	(46) 化学物質に関する情報の収集・提供	④
	2-4 食の安全性の確保	26 化学物質に関する事業者への指導	(47) 事業者等への指導	—
		27 食の安全性の情報提供	(48) 食に関する情報の提供	—
		28 食育の推進	(49) 食育推進に関する事業連絡会	—
			(50) 食育講座	
			(51) 食育に関する普及啓発	
			(52) 食育の推進活動	
		29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	(53) 給食食品などの放射性物質濃度の測定	④

基本方針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したまちづくり	30 道路整備の推進	(再 20) 透水性舗装の推進 (54) 低騒音舗装の採用 (55) 歩道のバリアフリー化	—
		31 自転車利用の推進	(再 37) 環境保全に関するPR (56) 自転車利用のルールへの周知	⑤
	3-2 環境に配慮したまちづくり	32 良質な住環境の創出	(57) 開発・建築の規制・誘導 (58) 空き地及び空き家の適正な管理の促進 (59) 防災まちづくり	—
		33 地域住民の交流によるまちづくり	(60) 地区防災センターの円滑な運営 (61) 井戸端会議との連携 (62) 条例の仕組に基づくまちづくりの支援	—
		34 まちの美化活動の促進	(63) ボイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発 (64) 不法投棄の防止活動 (65) クリーン運動の実施 (66) 放置自転車などの撤去	—
		35 地域特性にあった景観づくり	(67) 景観形成の方針の活用	—
		36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	(再9) 歴史公園の整備 (68) (仮称)郷土博物館 (69) 市内総合文化財調査 (70) 文化財とのふれあい推進 (71) 市観光協会との連携 (72) 文化財普及事業の推進(広報)	⑥
	3-3 地域性豊かな景観の形成			
基本方針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4-1 地球温暖化対策の推進	37 地球温暖化対策の計画的な推進	(再 37) 環境保全に関するPR (73) 庁用車の使用抑制 (74) 地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進 (75) グリーン購入の推進 (76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	⑤
		38 地球温暖化への適応	(77) 熱中症の予防に関する広報 (78) 高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	—
	4-2 省エネルギー・省資源の促進	39 省エネルギー・省資源行動の促進	(再 37) 環境保全に関するPR (79) 環境家計簿の普及啓発	⑧
	4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	(再 76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入 (80) 住宅用太陽光発電機器等設置助成	⑧
	4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	41 ごみの発生抑制	(81) リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発 (82) 図書館資料のリユース	—
		42 ごみの減量化・資源化の推進	(83) 生ごみ処理機器の普及促進 (84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化 (85) ごみの減量化・資源化の推進 (86) 分別の周知・指導	⑦
		43 ごみ減量や分別などの普及啓発	(87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発 (88) 説明会やイベントなどでの啓発活動 (89) 広報活動の充実	⑦
基本方針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	(再 35) 全庁的な取組の実施 (90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進 (91) 環境に関する啓発活動 (92) 環境学習の実施・支援 (93) 環境学習・啓発活動体制の推進 (94) 3R 講座の開催 (95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	⑦⑧
		45 地域資源を活用した体験型学習の推進	(再 23) 農業体験農園の支援 (再 24) 市民農業大学 (再 25) 農ウオーク (再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 (再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 (96) 学童体験農園 (97) 児童の収穫体験 (98) エコミュージアム事業の開催 (99) 科学教室の開催 (100) 宇宙の学校の開催	②③
		46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	(再 37) 環境保全に関するPR (再 92) 環境学習の実施・支援	⑧
		47 環境活動の促進と支援	(再 92) 環境学習の実施・支援	—
		48 環境教育・環境学習の機会の促進	(再 92) 環境学習の実施・支援 (101) 環境ひろばの開催	⑨
		49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	(再 92) 環境学習の実施・支援 (102) 青少年地域リーダーの育成 (103) わんぱく学校	⑨
	5-2 人づくり、仕組みづくり			

各取組において掲げている SDGs「17 のゴール（国際目標）」の内容は以下のとおりです。

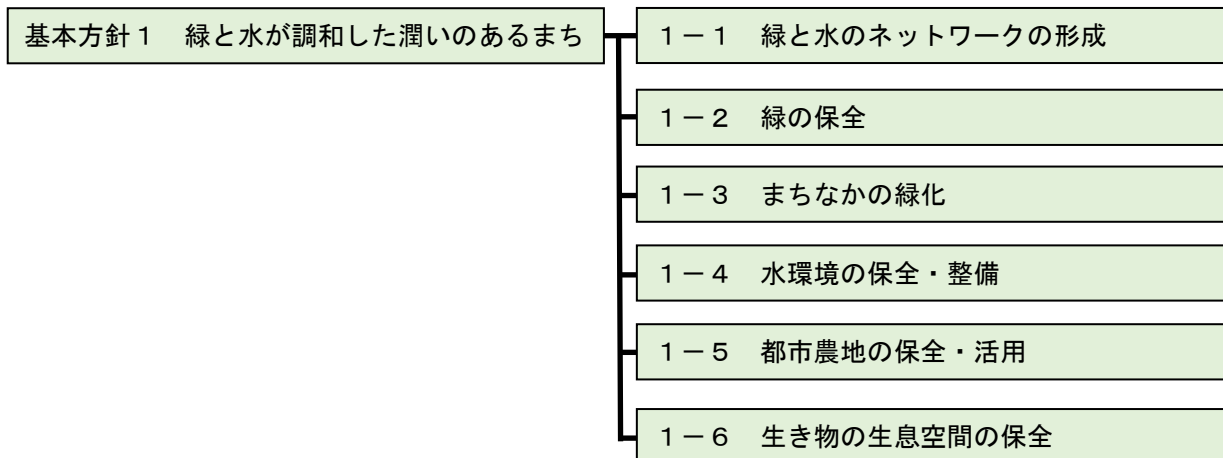
 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 14. 海の豊かさを守ろう 海持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	 17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	

※外務省が日本語訳したもの（関係各省庁においても同訳を引用）

【自然環境】

基本方針 1 緑と水が調和した潤いのあるまち

■施策の方向性



1-1 緑と水のネットワークの形成

主な施策 1	重点プロジェクト	評価
拠点となる緑や水辺の保全・整備	①	順調

【目的】

国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。

また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理	順調	ふるさと文化財課
(2) 国分寺崖線の保全	順調	まちづくり推進課
	順調	緑と公園課
(3) 湧水及び地下水の保全・活用	順調	緑と公園課
(4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	順調	緑と公園課
(5) 市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理	順調	緑と公園課
(6) 緑のネットワークの創造	おおむね順調	まちづくり計画課

* 各施策の評価については、施策に紐づく取組の進捗状況に基づき、以下の基準で行っています。

- ・ 順調 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 100%かつ、順調の割合が 50%以上
- ・ おおむね順調 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 100%かつ、順調の割合が 50%未満
順調・おおむね順調の割合の合計が 80%以上 100%未満
- ・ 停滞 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 40%以上 80%未満
- ・ 停滞 : 順調・おおむね順調の割合の合計が 40%未満

＊お鷹の道

江戸時代に尾張徳川家のお鷹場だったことに由来して名付けられた散策道のことです。湧水群清流にはアブラハヤなど小魚がいます。

＊真姿の池湧水群

848年、絶世の美女・玉造小町が重い病に苦しみ、国分寺の薬師如来に祈ると、一人の童子があらわれ池の水で身を清めるように言われ、身体を洗うとたちまち病気が平癒したとの伝承から、この池を「真姿の池」と呼ばれるようになりました。

この真姿の池湧水群は野川の源流の一つであり、昭和60年に全国名水百選、東京都名水57選に選ばれました。

＊野川

真姿の池湧水群、日立中央研究所敷地内の大池を源流とした多摩川水系の一級河川です。国分寺崖線の湧水を集めながら、小金井市、三鷹市、調布市及び狛江市を経て、世田谷区二子玉川付近で多摩川に合流します。国分寺市内の野川はコンクリート三面張りの護岸で生物が生育・生息しにくい環境になっています。

＊姿見の池

鎌倉時代に、宿場町の恋ヶ窪で遊女たちが池で自らの姿を映したことから、「姿見の池」と呼ばれるようになったと伝えられています。昭和に入り一度埋め立てられましたが、平成10年度東京都と国分寺市は、湿地、用水路、水辺林等を含めた池周辺地域を東京都指定「国分寺姿見の池緑地保全地域」として整備し、かつての武蔵野の里山風景を見ることができます。

＊都市計画道路 国3・2・8号線

市役所西側を南北方向に走る都市計画道路のことで、現在東京都が施行しています。

(計画概要)

- ・府中市武蔵台3丁目～国分寺市東戸倉2丁目 往復4車線
- ・道路幅員36m(標準部)、延長約2.5km 車道16m、環境施設帯両側10m×2
- ・事業主体 東京都 事業期間 平成19年11月26日～令和9年3月31日(予定)

取組(1)		担当課	SDG s	進捗状況
真姿の池湧水群の保全・維持管理		ふるさと文化財課	6、11、15	順調
内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。			
令和6年のイメージ	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	維持管理(樹木の剪定、除草作業)管理者と協議	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	真姿の池湧水群の指定範囲にある市立歴史公園僧寺北東地域内の除草等を委託して実施しました。真姿の池については、「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき所有者(管理者)と協議し、文化財を保全・維持管理するために必要な措置を次年度に行うことを確認しました。			



取組(1) 真姿の池湧水群

取組（２）		担当課	SDG s	進捗状況
国分寺崖線の保全		まちづくり推進課	6、11、15	順調
内容	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように協議します。			
令和6年のイメージ	開発事業における新たな緑の創出、緑の連続性に配慮した緑化の配置により、国分寺崖線の緑の保全及び国分寺崖線区域における新たな緑の創出が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	国分寺崖線区域内の開発事業における緑化の配置の協議	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	国分寺崖線区域内での開発事業7件に対し、緑と建築課と連携しながら、敷地内の緑地等の配置、樹種、規模に関して指導を行い、事業者と協議調整を行うことができたと考えます。 なお、接道部緑化率（接道延長に対する4割以上の接道緑化）の整備基準を定め、積極的な接道緑化を行う開発事業には緑地・空地率の基準を緩和し、景観に配慮したまちづくりを誘導することとしました（3件適用）。 ① 東元町三丁目の厚生施設：敷地面積 24,359.60 m²に対し、22.02%の緑化 ※接道部緑化率適用 ② 光町一丁目の事務所・保育所：敷地面積 3,155.38 m²に対し、19.51%の緑化 ③ 光町一丁目の共同住宅（24戸）：敷地面積 2,288.81 m²に対し、19.00%の緑化 ※接道部緑化率適用 ④ 西恋ヶ窪一丁目の共同住宅（12戸）：敷地面積 952.28 m²に対し、16.43%の緑化 ※接道部緑化率適用 ⑤ 東元町四丁目の宅地造成（5区画）：敷地面積 616.45 m²に対し、13.46%の緑化 ⑥ 光町一丁目の宅地造成（6区画）：敷地面積 756.69 m²に対し、13.02%の緑化 ⑦ 西町五丁目の宅地造成（11区画）：敷地面積 1,292.11 m²に対し、18.26%の緑化 ※まちづくり条例第43条に基づく開発事業事前協議書が令和4年度に提出されたもののみを計上しています。			

＊国分寺崖線

5万年前に古多摩川が武蔵野台地（南側）を浸食してできた延長約30kmの河岸段丘のことです。国分寺崖線沿いには貴重な緑地、公園や寺社、歴史遺構などが数多く点在しています。

＊国分寺市まちづくり条例

市では、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現を目指し国分寺市まちづくり条例（平成16年6月24日公布、平成17年1月1日施行）を制定しました。本条例では市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続、土地利用に関する基準、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続などを定めています。

取組（２）		担当課	SDG s	進捗状況
国分寺崖線の保全		緑と公園課	6、11、15	順調
内容	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように協議します。			
令和6年のイメージ	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化協議を行うことで、国分寺崖線における緑地減少を防ぎ既存の緑の保全が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例による整備基準に基づき協議を実施（協議案件に対し全てが基準を達成）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	国分寺崖線区域内での開発事業に対する指導を8件行い、8件がまちづくり条例の整備基準を達成しました。			

取組（３）		担当課	SDG s	進捗状況
湧水及び地下水の保全・活用		緑と公園課	4、6、11	順調
内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。			
令和6年のイメージ	湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議の実施、定点観測の実施をすることにより湧水及び地下水の保全が図られています。また、湧水めぐりによって、市民の湧水や地下水への関心が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	湧水源周辺の対象となる大型開発事業における適切な協議実施 地下水位観測（35 か所） 湧水量観測（12 か所） 湧水めぐり（真姿の池湧水群など）を実施（年1回）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	地下水位観測 37 か所（北口地下駐輪所、南口地下駐輪場2箇所追加）、湧水量観測（12 か所）を継続して実施した結果、異常はありませんでした。 湧水めぐり（小林理学研究所、真姿の池・お鷹の道湧水群、殿ヶ谷戸庭園など）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。			

取組（４） エックス山等市民協議会との協働による緑地保全		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	15、17	順調
内容	エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。			
令和６年のイメージ	西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られています。			
年度別指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	市民協議会会議（意見交換）４回 協議定例会作業（下草刈りや囲い作業や修理等）３２回	（継続）	（継続）	（継続）
令和４年度実績	エックス山等市民協議会と定例会議を実施し、意見交換しました。（年４回）協議会で下草刈り、樹木の伐採、柵やベンチの修理等を実施し、緑地保全に努めました。（１４０回）ナラ枯れしている樹木クヌギ・コナラを１２本伐採し、速やかに焼却処分しました。			

＊エックス山等市民協議会

平成１４年に西恋ヶ窪緑地（通称：エックス山）の樹林地が公有化されたのに伴い、市と協働で林の整備方針をつくり、それに基づく管理を行っていくために発足した市民の集まりです。市との間で協定を交わして協働でエックス山を守る活動をしています。

＊西恋ヶ窪緑地（通称：エックス山）

市内最大の樹林地約１４，０００㎡。昔、道路がエックスの字で交差していたため通称エックス山と呼ばれています。環境団体による維持管理作業のほか、観察会、小学校の校外学習などに利用されています。

取組（５） 市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	6、15、17	順調
内容	姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。			
令和６年のイメージ	市民団体との協働による維持管理によって、姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の生物の生息空間の保全が図られています。			
年度別指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	定例作業（草刈りや植栽管理）の実施及び意見交換の適宜実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和４年度実績	姿見の池緑地及び砂川用水路の維持管理については、それぞれ市民団体と協働して月に３回程度実施しました。 姿見の池緑地周辺については、水路脇の草刈等を行いました。 砂川用水路については、護岸の雑草対策として、防草シート設置や市民団体と協働で護岸の草刈を１１回行いました。			

＊用水路

江戸時代の新田開発に伴い、市内には玉川上水から引水した用水（榎戸新田分水、恋ヶ窪用水、中藤新田分水、戸倉新田分水、野中新田分水など）が多くありました。その後、昭和３０年代以降は、上水道の整備など都市化により、現在は砂川用水、恋ヶ窪用水（一部）、お鷹の道水路（清水川）の用水路が通水しています。

＊砂川用水

江戸市民の飲用水として開発された玉川上水の分水口から導水された分水路の一つである砂川分水（旧野中新田分水）のことです。かつては五日市街道に沿って、南側と北側にそれぞれ流れていましたが、現在は南側のみ通水している分水路です。

取組（６）		担当課	SDG s	進捗状況
緑のネットワークの創造		まちづくり計画課	11、15	おおむね順調
内容	都市計画道路国３・２・８号線の環境施設帯や国３・４・６号線の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。			
令和６年のイメージ	東京都施行による国３・２・８号線の環境施設帯の整備に連動して国３・２・８号線沿道地区の地区計画を適切に運用することで街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られています。			
年度別指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国３・２・８号線沿道地区の地区計画の適切な運用	(継続)	(継続)	(継続)
令和４年度実績	国３・２・８号線沿道まちづくり推進地区区域内の約 2、200 戸に対して、事業の進捗状況等について周知すべく「国３・２・８号線沿線地区まちづくりニュース」を発行し、１回の情報提供を行いました。 窓口にて、地区計画を案内する際に、街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国３・２・８号線沿道北・中・南地区地区計画のパンフレットを活用しました。 （地区計画届出件数：８件（北地区４件、中地区４件））			

＊環境施設帯

沿道の良好な生活環境を確保するため、道路内の敷地を有効に利用し、歩道植樹帯等を整備する施設帯のことです

＊都市計画道路 国３・４・６号線

国分寺街道の交差点を起点とし、日立中央研究所や熊野神社の北側を経て、日吉町交差点の終点まで東西に走る道路幅員 16m、延長約 2.8km の都市計画道路のことで、交通の円滑化、防災性の向上などの機能を担います。鉄道交差部分など一部区間が未完成となっています。

＊地区計画

- ・地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく都市計画法の手法です。
- ・地区計画の「目標」「方針」を定め、道路・公園などの位置や建築物などのルールとして地区整備計画を定めます。

1-2 緑の保全

主な施策 2	重点プロジェクト	評価
樹林地などの適切な維持管理	—	順調

【目的】

市内の公有化した樹林地や街路樹などの緑は、防犯面や景観面等から、適切に維持管理を行います。保存指定樹林地については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(7) 緑地の保全	順調	緑と公園課

取組 (7)		担当課	SDG s	進捗状況
緑地の保全		緑と公園課	15	順調
内容	樹林地や崖線緑地の適切な維持管理を行います。			
令和6年のイメージ	安全・安心で隣地状況等に配慮した適正な管理が図られた緑地保全ができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	樹林地8か所（はけ通り樹林地・平兵衛樹林地ほか）及び崖線緑地6か所（国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部ほか）のせん定、伐採、除草など	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	はけ通り樹林地・平兵衛樹林地、日吉町開放樹林地、西町たいない堀緑地、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地、姿見の池緑地、恋ヶ窪用水路周辺緑地の樹木せん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全に努めました。（8か所） 国分寺崖線緑地保全地域（東元町、西元町、泉町、西町4丁目、西町5丁目、西恋ヶ窪1丁目の一部のせん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全が図られました。（6か所） ナラ枯れしている日吉町開放樹林地（3本）、西恋ヶ窪緑地（12本）、恋ヶ窪樹林地（2本）、姿見の池緑地（2本）のクヌギ・コナラ合計19本を伐採しました。			

主な施策 3	重点プロジェクト	評価
保存樹木等の指定	—	順調

【目的】

既存の保存樹木・保存指定樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。

また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(8) 保存樹木・保存樹林地の指定	順調	緑と公園課

取組（8）		担当課	SDG s	進捗状況
保存樹木・保存樹林地の指定		緑と公園課	6、15	順調
内容	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。			
令和6年のイメージ	緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	保存樹木などの指定継続 広報活動としてHPでの 呼びかけ年1回以上	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	保存樹林地の指定を18か所(20,574.71㎡)継続しました。(解除2筆) 保存樹木の指定を330本継続しました。(新規8本、解除8本) HPのほか、自治会・町内会への広報を1回実施した結果、上記のとおり新規登録がありました。			

*保存樹木・保存樹林地

所有者の同意のもと、都市の美観風致を維持するため、市が保存の必要があると認めて指定した樹木または樹林地のことです。「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、市は保存樹木に対する奨励金や補助金を交付し、所有者は、樹木せん定等の適切な維持管理について最大の努力をしなければなりません。

主な施策 4 公園・緑地の整備	重点プロジェクト	評価
	⑥	順調

【目的】

国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。

また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(9) 歴史公園の整備	順調	ふるさと文化財課
(10) 開発事業に伴う提供公園整備の促進	順調	緑と公園課
(11) 都市計画・緑地の新規指定	順調	緑と公園課

取組（9）		担当課	SDG s	進捗状況
歴史公園の整備		ふるさと文化財課	11、15	順調
内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。			
令和6年のイメージ	僧寺中枢地区が市立歴史公園として供用開始され、史跡の整備・活用が適切に行われています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	南門地区第1工区の整備 武蔵国分寺跡の参道・南門・伽藍地区画溝・橋脚遺構等の整備	令和5年度以降の南門地区（第2工区）大型工事に備え、伐採を中心とした修景工事を行う。	南門地区（第2工区その2）の整備。南門地区西側の環境整備（四阿・ベンチ・照明・遺構解説板等の設置）	南門地区（第2工区その3）の整備。南門地区中央・東側の環境整備（四阿・ベンチ・照明・遺構解説板等の設置）を行う。
令和4年度実績	令和4年度は史跡指定100周年を迎え、主として史跡のPRに力を注ぐこととし、令和5～7年度に本格的な工事を行うための準備として南門地区全体の修景工事（既存樹木の伐採等）を行い、必要最低限の内容で施工しました。 また令和3年度に使用貸借を交わした箇所には、景観に配慮しながら看板設置・防草シートの設置工事を行いました。			

*史跡武蔵国分寺跡

741年聖武天皇の命により全国に国分寺（僧寺）と尼寺が建立され、武蔵国では国府（府中市）に近く、東へ通じる東山道武蔵路沿いの広大な平地と東西に連なる国分寺崖線の麓、豊かな湧水をもつ現在の西元町一帯に国分寺と尼寺が建てられました。歴史的に重要なことから大正11年に国史跡に指定され、現在史跡整備を少しずつ進めています。

*東山道武蔵路跡

泉町二丁目の西国分寺住宅の東側にある東山道武蔵路跡は古代の道路遺構。東山道武蔵路は上野国（現在の群馬県）から南下して武蔵国府に至る往還路（東山道の支路）です。発掘調査の結果、幅12mの道路跡が台地上から谷部にかけて490mの長さで確認されたため、地下遺構を保存して現在の道路が築造されました。現在、その道路跡の約300メートルを歩道形式で保存しています。また谷部へ下る切り通しの部分の遺構平面レプリカを野外展示しています。

取組（10）		担当課	SDG s	進捗状況
開発事業に伴う提供公園整備の促進		緑と公園課	11、15	順調
内容	一定規模（3,000㎡）以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園（開発区域の6%以上の面積、国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保）の設置の整備を促進します。			
令和6年のイメージ	公園の設置を行うことで、緑の保全が図られるとともに、子どもの遊び場や市民の憩いの場の拡充が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公園設置の案件がある場合に、安心安全で快適な公園空間となるよう事業者との協議を実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	西町ほしぞら公園（西町一丁目）、戸倉おひさま公園（戸倉三丁目）、新町ひばり公園（新町三丁目）、日吉町かものはし公園（日吉町三丁目）が開園しました。また、開発事業に伴う1件（西町五丁目地内）の提供公園について開発事業者と憩いの場となるよう協議をした結果、令和5年度に開園予定となりました。			

※開発区域

開発事業に係る土地の区域のことで、土地利用を行う範囲を指します。

取組（11）		担当課	SDG s	進捗状況
都市計画・緑地の新規指定		緑と公園課	11、15	順調
内容	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備へと進めます。			
令和6年のイメージ	計画的な緑地等の保全、永久的な公園・緑地としての担保が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	指定する土地の都市計画決定手続	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	姿見の池緑地内の西恋ヶ窪若松公園について、公園の用地を取得し、公園改修工事を行い、姿見の池緑地の拡大整備を行いました。 新町一丁目の緑地について、新たな都市計画施設の整備に向けて、候補地の土地所有者と協議を行いました。			

主な施策 5 協働による維持管理	重点プロジェクト	評価
	①	停滞ぎみ

【目的】

エックス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	順調	緑と公園課
(12) 近隣住民による公園の維持管理	停滞ぎみ	緑と公園課

取組（再4） エックス山等市民協議会との協働による緑地保全 実績は37ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	緑と公園課	15、17	順調

取組（12） 近隣住民による公園の維持管理		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	15、17	停滞ぎみ
内容	地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。			
令和6年のイメージ	市民等の自治会、ボランティア活動団体が、市立公園・緑地の美化活動等を行うことにより、良好な環境の保全及び創出が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	新規登録3団体、3公園	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	公園サポート事業で1団体1公園の解除がありました。累計31団体39公園で、市民による清掃活動等が行われました。			
次年度以降の改善点*	公園サポート事業新規登録団体募集のため、引き続き市報やホームページへ掲載するなど、周知をはかり緑と公園課の他の事業で関わりのある団体への声掛けから行っていきます。			

*次年度以降の改善点は、進捗状況が「停滞ぎみ」「停滞」の場合は必ず記載しています。

*公園サポート事業

市立公園を自治会・町内会・市民団体などの方に、地域の交流の場としての活用をお願いし、ボランティアとして月1回程度簡単な清掃や草むしりなどをしていただく事業のことです。

1-3 まちなかの緑化

主な施策 6	重点プロジェクト	評価
公共施設の緑化	—	停滞済み

【目的】

市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(13) 協働による緑化	順調	公民館課
(14) 学校の緑化	停滞済み	教育総務課
(15) 学校の緑化支援	順調	緑と公園課

取組 (13)		担当課	SDG s	進捗状況
協働による緑化		公民館課	4、12、13、15、17	順調
内容	市民と協働し公民館敷地内の緑化を行います。			
令和6年のイメージ	協働による緑化が行われ、公民館敷地内の植栽が増えています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民協働による緑化（5館）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	【本多公民館】 引き続き市民有志が適宜花壇等を維持しました。中庭については、自主グループ「中庭サロンの会」の協力で、毎月1回程度、花壇等の手入れや朝顔でグリーンカーテンを育てました。 【恋ヶ窪公民館】 自主グループによる赤米の栽培を中庭で実施しました。また同じく中庭でゴーヤ及び朝顔での壁面緑化を行いました。正面階段には四季の草花を植えることで緑豊かな明るい階段になるように努めました。 【光公民館】 公民館運営サポート会議のメンバーとともに玄関前の花壇等の植栽の植え替えを年度内に2回行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。 【もとまち公民館】 自主グループ「みどりとゆびの会」の協力で、毎月1回程度、公民館周辺の花壇等の維持を行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。また、公民館として駐輪場にゴーヤで緑のカーテンを育てました。 【並木公民館】 市民の協力を得て敷地内では苺の苗を植えて栽培もしました。朝顔による壁面緑化に取り組みました。			

取組（14）		担当課	SDG s	進捗状況
学校の緑化		教育総務課	12、15	停滞ぎみ
内容	東京都の苗木生産供給事業を活用して、小中学校の緑化を進めます。			
令和6年のイメージ	東京都の苗木生産供給事業を活用して、継続的に小中学校の緑化することで、子どもたちが緑に触れる機会が広がっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	東京都の「苗木生産供給事業」においては、希望する各小中学校（三小、八小）へ苗木をもらい配布することができました。			
次年度以降の改善点	引き続き、小中学校に積極的な呼びかけを行っていきます。また、苗木の配付に限らず、今後の取組の在り方について検討してまいります。			

取組（15）		担当課	SDG s	進捗状況
学校の緑化支援		緑と公園課	15	順調
内容	緑の募金の交付金で小中学校に球根や苗などを配布し、学校の緑化を進めます。			
令和6年のイメージ	学校の緑化を支援することで、児童・生徒の緑化意識の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	緑の募金事業を利用し、市内の小中学校からの要望に基づき、チューリップ、パンジー、ビオラなどの球根や苗を13校に配布しました。その結果、学校での緑化が推進されました。			

主な施策 7	重点プロジェクト	評価
民有地の緑化	—	順調

【目的】

緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創出が必要となります。

既存の住宅地では、防災面や景観面などから生垣造成を促進するため、「生垣造成補助金交付制度」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。

また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、開発区域内の緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。

その他、「市の花（さつき）」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は、ホームページなどで普及啓発を行います。

＊生垣造成補助金交付制度

緑豊かな生活環境と災害時の安全性を確保するため、道路に面しているなどの一定条件を満たす場合に、生け垣を新設する際の費用の一部を補助する制度のことです。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(16) 開発事業に伴う緑化の協議	順調	まちづくり推進課
	順調	緑と公園課

取組（16）		担当課	SDG s	進捗状況
開発事業に伴う緑化の協議		まちづくり推進課	11、12、15	順調
内容	まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、緑化について協議します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑地協定や建築協定を誘導します。			
令和6年のイメージ	開発事業における新たな緑の創出、景観に配慮した接道緑化等により、良好な住環境の創出が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	開発事業における緑化の協議	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	開発事業 40 件及び大規模開発事業 1 件に対し、敷地内の緑化の配置等について指導を行いました。特に大規模開発事業においては、積極的な接道部への緑化及びまとまりのある連続した緑地を整備するよう指導を行いました。 開発事業者が行う事業のため、数値目標の設定はできませんが、まちづくり条例第 41 条に係る開発事業については、整備基準に基づき、周辺環境の状況などを踏まえ、接道部緑化や緑の連続性などについて事業者へ指導協議ができたと考えます。			

取組（16）		担当課	SDG s	進捗状況
開発事業に伴う緑化の協議		緑と公園課	11、12、15	順調
内容	まちづくり条例に基づく開発事業の整備基準に基づき、緑化について協議します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑地協定や建築協定を誘導します。			
令和6年のイメージ	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導を行うことで、良好な住環境の促進が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化協議を実施 （協議案件に対し全てが基準を達成）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	まちづくり条例に基づく開発事業に伴う敷地内の緑化指導を42件行い、42件がまちづくり条例の基準を達成しました。			

1-4 水環境の保全・整備

主な施策8	重点プロジェクト	評価
湧水・地下水の保全・活用	③	順調

【目的】

湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに、お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地、姿見の池を親水空間として活用し、地域資源としてPRします。
また、湧水や地下水の水量、水質に関するモニタリングを実施します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
（再1）真姿の池湧水群の保全・維持管理	順調	ふるさと文化財課
（再3）湧水及び地下水の保全・活用	順調	緑と公園課

取組（再1）	担当課	SDG s	進捗状況
真姿の池湧水群の保全・維持管理 実績は34ページ参照	ふるさと文化財課	6、11、15	順調

取組（再3）	担当課	SDG s	進捗状況
湧水及び地下水の保全・活用 実績は36ページ参照	緑と公園課	4、6、11	順調

主な施策 9 用水路の保全・活用	重点プロジェクト	評価
	③	順調

【目的】

砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については、適切な維持管理を行うとともに、親水性に配慮した整備を検討します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(17) 用水路の親水化整備などの検討	順調	緑と公園課

取組（17）		担当課	SDG s	進捗状況
用水路の親水化整備などの検討		緑と公園課	6、15	順調
内容	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について、用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。			
令和6年のイメージ	砂川用水路について、新たに親水化が可能な箇所を検討しています。 恋ヶ窪用水路の流れる姿見の池緑地の一部において、親水空間としての整備がされています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	姿見の池緑地内水路の整備内容の検討	姿見の池緑地内水路の整備	砂川用水路の親水化	（継続）
令和4年度実績	令和4年10月に工事に関する説明会を行い、姿見の池緑地内水路に隣接している、西恋ヶ窪若松公園の親水化等整備工事を行いました。工事前までは、水路内に下りられる環境がありませんでしたが、直接水路内に入れる環境を整え、水に親しめる環境となりました。			

主な施策 10	重点プロジェクト	評価
野川整備事業の促進	③	順調

【目的】

治水対策、親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備、さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め、野川整備事業を促進します。

また、東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら、野川マップの作成などを通じて、野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(18) 野川整備事業促進の要望・協議	おおむね順調	緑と公園課
(19) 野川流域の自治体との連携	順調	緑と公園課

取組 (18)		担当課	SDG s	進捗状況
野川整備事業促進の要望・協議		緑と公園課	6、11、13	おおむね順調
内容	東京都に対し、治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し、協議を行います。			
令和6年のイメージ	東京都の野川整備事業促進が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	東京都との協議及び整備要望 地元への情報提供	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	東京都に対して、野川・仙川改修促進期成同盟を通じて、国分寺市として、国分寺市域の野川整備について、治水機能や防災性の向上、親水空間の形成に向けた事業実施を目に見える形で行うよう強く要望しました。また、東京河川改修促進連盟を通じて、野川整備の早期実現を要望しました。市民に対しては、「まちづくりと野川に関する懇談会」は行わず、令和4年度より市民に広く野川を知っていただくため、野川に関しての座学、野川の散策などを行うNPOまちづくりサポート国分寺との協働事業で「野川源流スクール」を開催しました。市立第一小学校、第四小学校、第七小学校では、4年生を対象に、NPOまちづくりサポート国分寺の方が野川を広く知っていただくため、冊子を用いて、野川の成り立ちなどを児童に伝え、その後、伝えた内容をどのくらい理解しているかを検証するため、検定を行いました。そのほか、野川流域環境保全協議会（5市1区）の研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。			

*野川整備事業

- 野川は都市計画河川に指定されており、東京都は平成18年3月（平成29年7月改定）に野川流域河川整備計画を策定しています。
- 本計画では、降雨65mm/時に対応とした河川改修として、両側の管理用通路を含めた幅23m（標準）の複断面河道整備を計画に位置付けています。
- 計画期間はおおむね30年とされ、治水対策のほか、河川の親水性、生態系の保全の向上が期待されます。整備主体は東京都建設局になります。市では早期整備を東京都へ要望しています。

*野川・仙川改修促進期成同盟

野川及び仙川の改修を促進することを目的として、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、狛江市、国分寺市で組織しています。

*東京河川改修促進連盟

東京都内の河川の氾濫、溢水による災害を防除して住民の福祉を増進するため、その実現に協力する14区19市2町1村で組織しています。

取組（19）		担当課	SDG s	進捗状況
野川流域の自治体との連携		緑と公園課	6、13、15	順調
内容	野川流域環境保全協議会等に参加し、野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。			
令和6年のイメージ	野川への関心が高まり、野川及びその周辺の環境改善が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	野川流域自治体との意見交換・情報収集、野川マップの配布	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	野川流域環境保全協議会（5市1区）の研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しましたが、野川流域連絡会や野川・仙川改修期成同盟のWeb会議に参加し、他の自治体等と意見交換や情報収集を行いました。野川マップについては、緑と建築課窓口に配架して配布しました。			

＊野川流域連絡会

流域住民や市民団体、行政が一体となって、河川に係る環境や歴史、文化、河川計画や工事、管理などについて情報や意見交換を行う組織として「野川流域連絡会」を平成12年8月に設立して活動しています。

主な施策11	重点プロジェクト	評価
雨水浸透の促進	—	順調

【目的】

地下水の涵養を図るため、道路の新設や改修においては、歩道の透水性舗装などを推進します。
また、公共施設では雨水浸透施設の設置を進めるとともに、開発事業の設置義務を除き、民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(20) 透水性舗装の推進	おおむね順調	建設事業課
(21) 雨水浸透施設の設置	順調	下水道課

取組 (20)		担当課	SDG s	進捗状況
透水性舗装の推進		建設事業課	6、11	おおむね順調
内容	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。			
令和6年のイメージ	歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施（都市計画道路国3・4・12、国3・4・1）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	舗装補修工事の際に実施しました。 舗装補修工事施工面積：9,571㎡のうち歩道部分の面積1,258㎡に透水性舗装を行いました。 市道幹10号線：519㎡（東戸倉二丁目18番地先から東戸倉二丁目20番地先） 市道幹11号線：27㎡（富士本二丁目31番地先から光町三丁目16番地先） 市道南290号線：164㎡（泉町三丁目35番先から泉町三丁目33番先） 市道幹18号線（西町三丁目交差点）：441㎡（西町四丁目18番地先から西町三丁目32番地先） 市道中9号線（西恋ヶ窪四丁目交差点）：107㎡（西恋ヶ窪三丁目35番先から日吉町四丁目6番地先）			

※透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことです。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に都市部の歩道に利用されています。

取組 (21)		担当課	SDG s	進捗状況
雨水浸透施設の設置		下水道課	6、11	順調
内容	雨水排出量の抑制、多摩川などへの汚濁負荷低減のため、一般住宅等への雨水浸透施設の設置を依頼します。			
令和6年のイメージ	雨水排出量の抑制、多摩川等の汚濁負荷の低減、地下水の涵養が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2,000基（単年）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	令和4年度は市報、市役所内電光掲示板等を用いて、雨水浸透施設の広告記事を市民の方々に向けて掲載しました。また、cocobunji プラザ内の電光掲示板を活用し、周知を図りました。国分寺市内全域において3,484基（単年）の雨水浸透ますを設置しました。 （内訳） ①雨水浸透ます事業による設置21基 ②公共施設への設置5基 ③自費工事による設置3,458基 計3,484基 平成2年からの累計59,041基 （自費・公費・まちづくり条例による開発を含む）			

※雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させるための装置・設備の総称で、水害の防止や地下水の涵養に役立ちます。代表的なものとして、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、雨水浸透側溝があります。市では公費で既存住宅の屋根雨水用の雨水浸透ますを設置しています（条件あり）。

1-5 都市農地の保全・活用

主な施策 12	重点プロジェクト	評価
都市農地の保全・活用	①、②	順調

【目的】

都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。

また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウオーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(22) 生産緑地の追加指定	おおむね順調	まちづくり計画課
(23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
(24) 市民農業大学	順調	経済課
(25) 農ウオーク	順調	経済課
(26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課

取組 (22)		担当課	SDG s	進捗状況
生産緑地の追加指定		まちづくり計画課	2、11、15	おおむね順調
内容	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。			
令和6年のイメージ	生産緑地地区の追加指定を実施し、減少を抑制することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 116.00ha	制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 113.78ha	制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 111.56ha	制度の周知 追加指定の実施 生産緑地面積 累計 109.34ha
令和4年度実績	生産緑地の保全の取組として、追加指定の募集及び都市農地貸借円滑化法に関するチラシを作成し、JA・農業委員会で配架を行いました。追加指定の募集については、市報・HPでも周知を行うとともに、説明会を市役所にて開催いたしました。7件（約0.47ha）の追加指定を行い、削除14件（約2.03ha）と合わせると、生産緑地の累計は246件（約115.28ha）となりました。昨年に引き続き、特定生産緑地の指定申請対象である生産緑地（約92.54ha）の所有者等へ制度の周知及び申請の受付を行いました。約11.88haの指定を行い、解除約1.50haと合わせると、特定生産緑地の累計は約89.42haとなりました。 この結果、本市の生産緑地のうち約80%（92.43ha）が令和4・5年に指定後30年をむかえることとなりますが、このうち、約97%（89.40ha）は特定生産緑地として営農を続けることとなりました。			

*生産緑地地区

- ・農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を目的として、一団の面積が500㎡以上（ただし、市では300㎡以上）の市街化区域内農地を保全するために、市町村が都市計画で定める地区のことをいいます。生産緑地地区に指定された農地は30年間の営農義務を条件に、税法上の優遇措置に合せて一定の建築行為の制限を受けます。
- ・市では毎年新たに生産緑地追加指定の希望農地を募集し、条件に適合している場合は都市計画法に基づき指定します。

取組 (23)		担当課	SDG s	進捗状況
農業体験農園の支援		経済課	2、8、15	順調
内容	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います。			
令和6年のイメージ	農業経営の一環であることから、農家は相続税納税猶予制度が適用され、安定的に農園が継続できています。 利用者は栽培技術と収穫物を得るとともに、農家との交流により都市農業への理解が深まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	農業体験農園の整備運営等への補助（年2回） 市報等で入園者を募集	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	令和4年度農業体験農園の設置状況：305区画（前年度比70区画増加）/323区画（最大設置数） （内訳） ①青空農園 54区画/57区画（最大設置数） ②ふれあい体験農園 37区画/38区画（最大設置数） ③みどり農園 30区画/30区画（最大設置数） ④体験農園長ちゃんのはたけ 25区画/27区画（最大設置数） ⑤学習型体験農園みのり 56区画/66区画（最大設置数） ⑥花咲く街農園 53区画/55区画（最大設置数） ⑦恋ヶ窪ふるさと体験農園 50区画/50区画（最大設置数） （令和4年12月1日調査時点） ※区画設置数は募集状況により変動。最大設置数は記載のとおり。 また、市内において新規に体験農園を設置することに興味のある方に対しては、設置に要する施設整備費に係る補助金及び設置後に要する自立的運営を支援する補助金制度のPRを行い、市民の農業体験の機会を確保するとともに農業に対する理解を深め、良好な農地の保全を図ることに努めました。 なお、現在7園の農業体験農園では、国分寺市民のみならず市外からの入園者もあり、農業の体験や理解を深めることができました。			

※農業体験農園

連続した農業体験を市民に提供する体験型農園で、農業経営の一環として農家が開設するものです。種や苗、肥料等の野菜作りに必要なものは全て農園主が用意し、農家の指導で未経験者でも安心して野菜作りができます。

取組 (24)		担当課	SDG s	進捗状況
市民農業大学		経済課	2、15	順調
内容	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。			
令和6年のイメージ	修了生は野菜づくりや植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学ぶことにより、修了生は食育や都市農業・農地への理解が深まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年間を通じて土づくりから収穫まで連続した農業体験を実施、修了生20人以上	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	募集定員30人に対し29人が受講し、そのうち修了要件を満たした24人が修了生となりました。			

取組 (25)		担当課	SDG s	進捗状況
農ウォーク		経済課	2、15	順調
内容	農業委員会ほか共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。			
令和6年のイメージ	参加者は都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民と農業者が交流しながら、市民が農にふれる場を創出（年1回開催）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	令和4年7月2日に、内藤・日吉町地域で、農ウォークを市民を対象に、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、規模を縮小（募集人数30人、参加人数29人（当日1名欠席））した上で、3年ぶりに開催しました。参加者のアンケートでは、全体を通して非常に好評であり、都市農業・農地への理解が深まり、地場産農畜産物である「こくベジ」への意識が高めることができました。			

取組 (26)		担当課	SDG s	進捗状況
市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動		保育幼稚園課	2、4	順調
内容	市内農園（保育園の近隣地など）での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。			
令和6年のイメージ	自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内農園（保育園の近隣など）での野菜掘り、園庭での野菜づくりを実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	こくぶんじ保育園の菜園やプランターで野菜作りを行いました（水菜・小松菜・オクラ・ブロッコリー・トマト・ポップコーン用トウモロコシ・人参・大根）。野菜を種や苗から栽培し、児童が自らの手で種や苗を土に植え、水をあげたりして成長を観察し、最後には収穫をして実食しました。成長までの過程を体験し農に対する親しみを持つことができました。また近隣農園での収穫体験を通し、農家の方とのふれあいでより体験を豊かにすることができました。（大根・人参・ジャガイモ・かぶ）			



取組 (23) 農業体験学習の様子

主な施策 13 都市農業を支援する人材の育成	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

市民農業大学、援農ボランティア制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(27) 援農ボランティア推進事業	順調	経済課

取組 (27)		担当課	SDG s	進捗状況
援農ボランティア推進事業		経済課	2、15	順調
内容	援農ボランティアを養成し、市内の農家に紹介します。			
令和6年のイメージ	市民が主体となって担い手不足の農家を支援することで、農業が継続できています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 新たな援農ボランティア活動者10人以上	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	市民農業大学における援農技術習得講座の受講希望者29人のうち、認定要件を満たした新規の援農ボランティア認定者を24人育成し、新たな援農ボランティア活動者を18人増員につなげました。 19戸の農家で73人の援農ボランティアが活動しました。 新規活動希望者向けの受入農家説明会を1回開催しました。			



取組 (27) 援農技術習得講座の様子

主な施策 14	重点プロジェクト	評価
地産地消の推進	②	停滞ぎみ

【目的】

地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。

また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。

＊地産地消

地域で生産されたものを地域で消費することです。地産地消によって、生産者と消費者などの地域交流、新鮮な農産物の消費、輸送コストやエネルギーの節約にも役立ちます。また、地元で生産された農産物を積極的に消費することで、都市農業の支援にもつながります。

＊国分寺ブランド

平成 23 年度に第 1 号として市内で品種登録されたイロハモミジの司シルエットに始まり、市内で製品化された国分寺らしさあふれる商品を国分寺ブランドに認定しています。これらの商品はいずれも市内の農産物などを原材料に使用したり、歴史にちなんだものです。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(28) 給食への市内産農産物の活用	おおむね順調	学務課
(29) 地場産農畜産物を活かした食の普及	停滞ぎみ	経済課
(30) 販売網の強化の支援	おおむね順調	経済課
(31) 飲食店等における地場野菜等の活用促進	おおむね順調	経済課

取組 (28)		担当課	SDG s	進捗状況
給食への市内産農産物の活用		学務課	4、12	おおむね順調
内容	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。			
令和 6 年のイメージ	学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができています。			
年度別指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	市内産農産物の割合 30% (単年)	(継続)	(継続)	(継続)
令和 4 年度実績	23.3% (単年) 小学校給食の地場産野菜使用率は 23.3%で前年度を若干下回りましたが、「市立小学校栄養士・市内農業者との情報交換会」については、新型コロナウイルスの感染症対策を講じて従前どおり 2 回実施しました。食育指導での地場産野菜の活用についても、前年度と同様に、学校で使いたい時期を契約農家へ伝え、作付け計画の調整を行うなど、可能な限り地場産野菜を使用できるよう契約農家と連携を図りました。今後についても契約農家と情報共有を図り、積極的に地場産野菜を取り入れていきます。			

取組 (29)		担当課	SDG s	進捗状況
地場産農畜産物を活かした食の普及		経済課	2、15	停滞ぎみ
内容	イベントなどで地場産野菜等の情報や、レシピを紹介します。			
令和6年のイメージ	食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	こくベジのじかんや国分寺まつり等のイベント実施にあたり、地場産野菜等の情報や、それらを活かしたレシピ等を紹介	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	事業の実施主体であり調理実習の会場となっている JA 東京むさし国分寺支店が、コロナ禍における飲食を伴うイベントについては全て中止とする判断をしたため、市民向け料理教室を中止しました。			
次年度以降の改善点	食の普及については、実際に調理して食べることを基本に市民等に展開しているものとなります。令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことから、今後は感染症対策を実施した上で実施可能な方法を確立できるよう市としても支援していきます。			

取組 (30)		担当課	SDG s	進捗状況
販売網の強化の支援		経済課	2、8、15	おおむね順調
内容	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。			
令和6年のイメージ	市内農業者の農業経営を支援するとともに、市民等は食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	J A や流通業者等の関係組織・団体と連携し、それらが主体的に行う多様な出荷・販売体制づくりの支援	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	市内の農畜産物直売所を集約した直売所マップやJ A 東京むさし国分寺ファーマーズ・マーケットでの販売や令和3年度から国分寺駅北口駅前広場で国分寺ファーマーズ・マーケット及びJ A 東京むさし国分寺産直会が行っている地場産農畜産物の定期販売に関するチラシを配布し支援しました。また、こくベジ特設サイトに直売所情報を掲載しPRしています。			

取組 (31) 飲食店等における地場野菜等の活用促進		担当課	SDG s	進捗状況
		経済課	2、8、15	おおむね順調
内容	市内農家が生産した農畜産物を「こくベジ」と名付け、これらのPRとこくベジを使用したオリジナルメニューを提供するこくベジメニュー提供店のPRを行い、地産地消を推進するとともに、市内だけでなく市外から来訪者を呼び込み、街の活性化につなげます。			
令和6年のイメージ	都市農業・農地への理解が深まるとともに、飲食店と連携することで食育・地産地消への意識が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年2回、こくベジのじかんを開催 年2回、飲食店と連動した期間限定のトマト等を使用したフェスタを開催	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	こくベジプロジェクト推進連絡会が主体となり、農家と飲食店を繋げる事業として、こくベジメニュー提供店を新たに5店舗増やすことができたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により閉店・脱退を余儀なくされた飲食店が2店舗あったことから、最終的に98店舗となりました。 また、期間限定イベントのトマトフェスタ・うどんフェスタを3年ぶりに実施し飲食店のこくベジ導入促進や市民等に向けた地産地消を推進しました。産直マルシェのこくベジのじかん×てのわ市・こくベジのじかんクリスマスマルシェは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。一方、史跡武蔵国分寺跡で開催された「こくベジマルシェと史跡・農家めぐり」やこくベジ×Gap コラボイベントとして収穫体験等を実施し、プロジェクトを通じた地産地消の取組や認知度向上を図りました。			

1－6 生き物の生息空間の保全

主な施策 15	重点プロジェクト	評価
生き物の実態調査の実施	①	おおむね順調

【目的】

多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。

*指標生物

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生き物のことで、環境指標種、指標種とも言います。分布状況、経年変化等を調べることで、地域の環境を類推・評価することができます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(32) 動植物調査	おおむね順調	まちづくり計画課

取組 (32)		担当課	SDG s	進捗状況
動植物調査		まちづくり計画課	15、17	おおむね順調
内容	令和4・5年度に予定している2回目の動植物調査に向けて情報を収集します。			
令和6年のイメージ	令和4・5年度以降も経年変化について情報を収集しつつ、改めて動植物調査を行うことで、市内の動植物の生息・生育状況を把握し、その後の対策に繋げることができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民・市民団体等から市内の動植物に関する生息状況の情報を収集	動植物調査の実施	(継続)	動植物調査結果を踏まえ、「生物多様性地域戦略」策定(予定)に基づく、動植物調査の検討・決定
令和4年度実績	平成27年度に実施しました「身近な生きもののさがし」について、動植物の目撃情報の経年変化を把握するため、市内で目撃した生きものの情報提供を求めました。目撃情報(写真を含む)は集計し、市HPで公開しました。 「令和4年度こくぶんじ身近な生きもののさがし 春・夏編」 期間：令和4年4月15日から令和4年10月31日 報告件数：指標種 15件、指標種以外 35件 また、市民活動団体から国分寺姿見の池緑地保全地域における植物相調査結果の情報提供を受けました。 そのほか、専門員による動植物調査の令和5年度実施に向け、調査場所や実施内容の検討等、調査準備を行いました。			

*生物多様性

生き物には、さまざまな生物種が存在(種の多様性)し、森林や河川などの環境に適応して(生態系の多様性)、同じ種でも個体差(遺伝子の多様性)が見られます。こうした違いを「生物多様性」といいます。

主な施策 16	重点プロジェクト	評価
外来生物対策	—	順調

【目的】

外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから、外来生物の放棄禁止の看板設置などの普及啓発を行い、地域内の在来生物を保全します。

*外来生物

人為的に本来の生息地以外の地域（国外や国内）から侵入してきた生き物のことです。外来生物が在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす場合があります。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(33) 地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	おおむね順調	まちづくり計画課
	順調	緑と公園課

取組（33） 地域内の在来生物の保全及び外来生物対策		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	15	おおむね順調
内容	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。			
令和6年のイメージ	生物多様性地域戦略に基づく、在来種の保全及び外来種対策を検討・決定することにより生物多様性の保全を進めることができます。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発 外来生物の防除方針の検討（可能であれば防除等の試み）	（継続）	（継続）	生物多様性地域戦略の策定（令和6年度策定予定）に基づく、在来種の保全及び外来種対策の検討・決定
令和4年度実績	生き物の生息空間の保全のため、外来生物対策として、姿見の池において外来生物の放棄禁止の看板を継続して掲示しました。 また、市HPにおいて外来生物による被害や外来種被害予防三原則、市内で見られる外来生物について掲載し、普及啓発を行いました。 そのほか、専門員による動植物調査の令和5年度実施に向け、調査場所や実施内容の検討等、調査準備を行いました。			

取組 (33) 地域内の在来生物の保全及び外来生物 対策		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	15	順調
内容	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。			
令和6年の イメージ	水辺や樹林地等において、看板設置するなどして、市民等に在来生物の生息域保全に関する周知をすることにより、地域内の在来生物保全が図られています。			
年度別 指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度 実績	まちづくり計画課の依頼に基づきアカミミガメに関する看板設置により、外来生物の防除の啓発を実施しました。			
次年度以降 の改善点	次期計画においては、取組内容・目標設定について、目的に即した内容となるよう検討します。			

主な施策 17	重点プロジェクト	評価
生き物とのふれあいの機会の創出	—	順調

【目的】

夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、生き物とふれあう機会を創出します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
	おおむね順調	緑と公園課

取組 (34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	4、6、15、17	順調
内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めます。			
令和6年のイメージ	生物多様性地域戦略に基づく、在来種の保全及び外来種対策を検討・決定することにより生物多様性の保全を進めることができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民参加型体験イベントの実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	姿見の池緑地において、外来生物による生態系等に及ぼす被害の軽減や自然に対する興味関心を育てることを目的に、小学生向けのイベントとして、外来生物であるアメリカザリガニの捕獲イベントを実施しました。講師に市環境アドバイザーを招き、アメリカザリガニをはじめとした外来生物と水辺の生きものをテーマにお話をいただき、外来生物の脅威や生物多様性について普及啓発を行いました。 そのほか、環境ひろばにおいて、講師として市環境アドバイザーをお招きし、「武蔵野の森を創る」をコンセプトに整備された国分寺駅北口駅前広場の植栽をテーマに、地域の植生に係るワークショップを開催しました。 「姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦」 ・開催日 令和4年10月2日(日) ・参加者 小学生と保護者(12組26人) ・捕獲数 39匹 環境ひろばワークショップ「国分寺駅北口駅前広場の植栽計画について」 ・開催日 令和4年9月11日(日) ・参加者 22人			

取組 (34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	4、6、15、17	おおむね順調
内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めます。			
令和6年のイメージ	市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られています。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	バードウォッチング 湧水めぐり 子ども自然教室	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	バードウォッチング、夏休み子ども自然教室、湧水源めぐりについては新型コロナウイルス感染症対策により全て中止となりました。夏休み子ども自然教室はHP上に西恋ヶ窪緑地での自主学習内容を掲載し、児童が自由に学習できる環境を整えました。			

主な施策 18	重点プロジェクト	評価
生物多様性に対する理解促進	①	順調

【目的】

生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入 8 に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
	おおむね順調	緑と公園課
(35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課

取組（再 34） 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 実績は 62 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4、6、15、17	順調

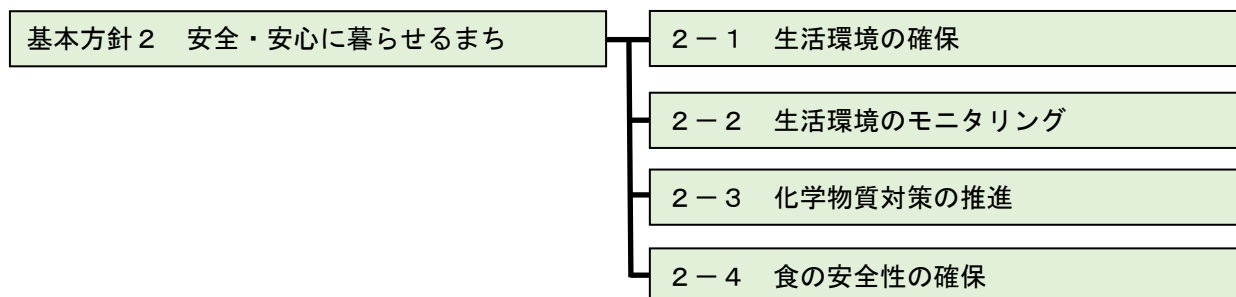
取組（再 34） 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 実績は 62 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	緑と公園課	4、6、15、17	おおむね順調

取組（35） 全庁的な取組の実施	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4	順調
内容	「環境基本計画実施計画」、「地球温暖化防止行動計画（市役所版）」、「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。		
令和 6 年度のイメージ	ポスターの掲示や庁内イントラネットによる啓発を行うことで、職員の環境意識が向上しています。		
年度別指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 新任研修での啓発	（継続）	（継続）
令和 4 年度実績	省エネの取組やグリーン購入等、環境配慮行動に係るテーマを毎月決め、庁内イントラネット掲示板やポスターを通じて情報提供を行うことにより、日常の行動と環境保全のつながりについて啓発を行い、職員の意識向上を図りました。 また、新入職員（16 人）を対象とした研修において、市の環境施策について説明し、周知を図りました。		

【生活環境】

基本方針 2 安全・安心に暮らせるまち

■施策の方向性



2-1 生活環境の確保

主な施策 19	重点プロジェクト	評価
低公害車の導入の推進・普及啓発	—	順調

【目的】

庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(36) 庁用車の低公害車への転換	順調	契約管財課
(37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課

取組 (36)		担当課	SDG s	進捗状況
庁用車の低公害車への転換		契約管財課	11、12、13	順調
内容	庁用車を買替える際に低公害車を導入します。			
令和6年のイメージ	低公害車導入によって、地球温暖化防止や燃料費の削減を図ることができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	新車購入時に低公害車を導入	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	令和4年度については、新たに、2台の庁用車を購入し、2台の車両登録を抹消しました。 【新車購入】 ＜軽貨物＞ ・環境対策課：1台 ＜特殊車両＞ ・防災安全課：1台(消防車) 【廃車】 ・環境対策課1台 ・防災安全課1台 庁用車93台中低公害車両の内訳としては、低排出ガス83台、ハイブリッド車4台、電気自動車6台となり低公害車比率100%になりました。			

取組 (37)		担当課	SDG s	進捗状況
環境保全に関するPR		まちづくり計画課	4	順調
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。			
令和6年のイメージ	イベント等でPRを行うことで市民の意識が向上しています。最新の情報を提供することで効果的な啓発が行われています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国分寺まつりや環境まつりは中止となりましたが、「リサイクル家具販売会&もったいない食器市」において、「ゼロカーボンシティ」として、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことや環境配慮行動について普及啓発を行いました。 また、「(仮称)地球温暖化防止行動計画(市域版)」策定のための市民アンケート等を実施することにより、温室効果ガス排出量削減に係る環境配慮行動を普及啓発するとともに、環境に配慮した行動の基本的な姿勢や考え方を示した「環境配慮指針」の取組や家庭における省エネルギーの意識を高めることを目的とした「環境家計簿」、電力の需給ひっ迫による節電行動の要請などを、市報や市HPにおいて周知しました。 そのほか、市民の環境配慮について考える機会として環境シンポジウムの開催をしたほか、環境報告書において、市の環境施策の取組状況を公表しました。			

主な施策 20 規制・基準などに関する事業者等への指導	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

騒音規制法や振動規制法、水質汚濁防止法、東京都環境確保条例などの関係法令に基づき、工場・指定作業場及び特定建設作業などの事業者等に対して指導を行います。

また、市報などを通じて、下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(38) 事業場への指導	順調	環境対策課
(39) 建設工事への指導	おおむね順調	環境対策課
(40) 下水道施設への油の流入抑制	順調	下水道課

取組 (38)		担当課	SDG s	進捗状況
事業場への指導		環境対策課	11	順調
内容	事業者へ「特定施設」の届出書の提出を徹底させ、建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。			
令和6年のイメージ	騒音規制法及び振動規制法に係る届出に基づく指導によって騒音及び振動の発生が抑制または低減されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業者への指導	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、東京都環境確保条例など関係法令に基づき、届け出の必要な事業者に対して指導を行いました。 ①工場申請：0件 ②指定作業場申請：10件 ③特定施設申請：3件			

※特定施設

騒音規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設”を、水質汚濁防止法では“人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設”を特定施設と定めています。大気汚染防止法は特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげています。特定施設等を設置しようとするとき、事前に都道府県知事に届け出なければなりません。

取組（39）		担当課	SDG s	進捗状況
建設工事への指導		環境対策課	11	おおむね順調
内容	事業者へ「特定建設作業実施届出書」の提出を徹底させ、近隣住民への事前説明、低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置など行うよう適切な指導を行います。			
令和6年のイメージ	特定建設作業実施届出書の提出に基づく指導によって、近隣住民への工事の事前説明が行われ、また低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置などにより、近隣住民の生活環境の確保が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業者への指導	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	騒音規制法、振動規制法、東京都環境確保条例など関係法令に基づき、事業者に対して指導を行いました。 特定建設作業申請：40件			

※特定建設作業

建設工事で行われる作業のうち、くい打機を使用する作業やバックホウ(*1)を使用する作業など、著しい騒音・振動を発生する作業で、騒音規制法及び振動規制法において政令で定める作業のことです。

(*1)バックホウ：油圧ショベルと総称される建設機械のうち、ショベル（バケット）をオペレーター側向きに取付けた形態のことです。

取組（40）		担当課	SDG s	進捗状況
下水道施設への油の流入抑制		下水道課	6、11、12	順調
内容	下水道施設のつまりや破損の原因となるため、油の流入抑制をPRします。			
令和6年のイメージ	環境への負荷の抑制をはじめ、下水道施設の維持管理費及び汚水処理費の低減、下水道施設の延命が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	啓発活動 市報掲載1回・HP掲載（単年）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	令和4年度は9月1日号市報及び市HPを用いて市民の方々へ啓発活動を行いました。			

主な施策 21	重点プロジェクト	評価
悪臭の発生防止	—	おおむね順調

【目的】

工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行います。

また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(41) 事業者への指導（悪臭の発生抑制）	おおむね順調	環境対策課
(42) 野焼きの指導	おおむね順調	環境対策課

取組（41）	担当課	SDG s	進捗状況
事業者への指導（悪臭の発生抑制）	環境対策課	11	おおむね順調
内容	臭気を発生させている事業者に対して、脱臭装置などの設置を指導します。		
令和6年のイメージ	事業者へ脱臭装置などの設置など指導することによって近隣住民への悪臭の発生が抑制されています。		
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	事業者への指導の継続	（継続）	（継続）
令和4年度実績	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導はありませんでした。（0件）		
次年度以降の改善点	悪臭に関する市民相談に備え、都や他市の取組や事例などを収集しながら、国の公害調整等委員会や都の公害審査会制度（あっせん、調停など）、市法律相談の情報提供などを検討していきます。		

取組（42）	担当課	SDG s	進捗状況
野焼きの指導	環境対策課	11	おおむね順調
内容	東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用について適切に指導します。		
令和6年のイメージ	野焼き行為の禁止（祭事など除き）を周知するとともに、野焼きの発生源者を指導することによって、市民からの相談や通報、苦情が減少しています。		
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	発生源者への指導 野焼き禁止の広報（市報掲載）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	野焼きについて、近隣住民から苦情の電話を受けた時、現場に急行し発生源者に対して野焼き行為を止めるよう指導を行いました。（指導件数17件）		

*野焼き

・適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを『野焼き』と言い、東京都の環境確保条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則として禁止されています。

・野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に大変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるとも言われています。

主な施策 22	重点プロジェクト	評価
生活騒音・振動対策の推進	—	おおむね順調

【目的】

生活騒音・振動に関する相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、規制基準を超過する場合は、発生源者に対する指導を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(43) 事業者等への指導（騒音発生の防止）	おおむね順調	環境対策課

取組（43）		担当課	SDG s	進捗状況
事業者への指導（騒音発生の防止）		環境対策課	11	おおむね順調
内容	騒音を発生する設備を有する事業者に対して、防音対策などを指導します。			
令和6年のイメージ	騒音の発生源者に対し、防音対策の指導などを行うことによって、市民からの相談や通報、苦情が減少しています。			
年度別指標	令和3年度 事業者等への指導	令和4年度 （継続）	令和5年度 （継続）	令和6年度 （継続）
令和4年度実績	苦情・相談を受けた際は、近隣住民に対して聞き取り調査を行い、状況確認をした上で発生源者に改善を促しました。（指導件数2件）			

2-2 生活環境のモニタリング

主な施策 23	重点プロジェクト	評価
大気や水質などの測定	④	順調

【目的】

大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(44) 大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定	順調	環境対策課

取組（44）		担当課	SDG s	進捗状況
大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定		環境対策課	3、6、11	順調
内容	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定を行い、その結果（概要）は環境報告書において公表します。			
令和6年のイメージ	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期測定を行うことによって、環境変化の推移を監視することができています。また市民等へ測定結果を公表することによって安全・安心な暮らしの確保が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	・自動車騒音常時監視に係る調査委託（年1回、2月実施） ・野川等水質分析等測定委託 野川水質（年7回、4月・6月・8月・9月・11月・1月・3月） 池水質（年1回、5月実施） 井戸水調査（年1回、2月実施） ・大気・土壌中のダイオキシン類濃度分析調査業務委託（隔年実施1回） ※R4年度は大気：1月実施 ・大気環境分析調査委託（年1回、12月実施） また、水道水における有機フッ素化合物については、平成22年度に水道事業は全て東京都水道局に移管しており、東京都水道局のHPで検査結果を公表していることから、市HPで周知しました。			
次年度以降の改善点	市ホームページの特設ページにおいて、有機フッ素化合物の解説をはじめ、国や東京都の動向、水道水の安全性及び有機フッ素化合物に関する東京都の相談先、むかしの井戸（市内24か所）及び真姿の池湧水の水質調査（市独自）の結果などを情報提供するとともに、今後も情報収集を行っていきます。			

*ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。生殖、脳、免疫系などへの影響が懸念され、研究が進められています。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程において、意図せざるものとして生成されます。

主な施策 24	重点プロジェクト	評価
空間放射線量などの測定	④	順調

【目的】

東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。

また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。

※空間放射線量

空気中において、一定時間に何個の放射線量が放出されるかを表した数値のことです。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、環境モニタリングにおける重要な測定項目として用いられています。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(45) 空間放射線などの定期的測定	測定終了	保育幼稚園課・ 子ども子育て支援課
	順調	環境対策課
	測定終了	緑と公園課
	測定終了	教育総務課

取組 (45) 空間放射線などの定期的測定		担当課	SDG s	進捗状況
		保育幼稚園課・ 子ども子育て支援課	3、11	測定終了
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量の放射性物質濃度を測定し、データを公表します。			
令和6年の イメージ	公共施設、公園・緑地等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れています。			
年度別 指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設、公園・緑地 における空間放射線 量の測定 市報やHPでの結果 公表	測定終了	測定終了	測定終了
令和4年度 実績	測定終了			

※放射能対策委員会により、空間放射線量の測定箇所及び頻度の見直しが行われ、児童館・学童及び保育施設の測定は令和3年度をもって終了することとなりました。

取組（45） 空間放射線などの定期的測定		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	3、11	順調
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量の放射性物質濃度を測定し、データを公表します。			
令和6年のイメージ	公共施設、公園・緑地等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設、公園・緑地における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	公共施設（市立中学校）における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	（継続）	（継続）
令和4年度実績	令和4年度の空間放射線量の測定は、測定場所を中学校5校とし、測定頻度は年3回実施し、公表しました。			

取組（45） 空間放射線などの定期的測定		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	3、11	測定終了
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量の放射性物質濃度を測定し、データを公表します。			
令和6年のイメージ	公共施設、公園・緑地等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設、公園・緑地における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	（測定終了）	（測定終了）	（測定終了）
令和4年度実績	測定終了			

※放射能対策委員会により、空間放射線量の測定箇所及び頻度の見直しが行われ、公園の測定は令和3年度をもって終了することとなりました。

取組（45） 空間放射線などの定期的測定		担当課	SDG s	進捗状況
		教育総務課	3、11	測定終了
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量の放射性物質濃度を測定し、データを公表します。			
令和6年のイメージ	公共施設、公園・緑地等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設、公園・緑地における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	担当課変更	担当課変更	担当課変更
令和4年度実績	測定終了			

※放射能対策委員会により、空間放射線量の測定箇所及び頻度の見直しが行われ、空間放射線量測定の担当課が環境対策課に集約されることとなりました。

2-3 化学物質対策の推進

主な施策 25	重点プロジェクト	評価
化学物質に関する情報の収集・提供	④	おおむね順調

【目的】

化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。
また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を抑えるなどの普及啓発を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(46) 化学物質に関する情報の収集・提供	おおむね順調	環境対策課

取組（46） 化学物質に関する情報の収集・提供		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	3、11	おおむね順調
内容	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。			
令和6年のイメージ	有害化学物質に関する情報を収集し、市民や事業者等に提供することにより、化学物質の過度の使用を抑えるなどの意識向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	有害化学物質のパンフレットの配架及び 土壌履歴等の情報提供	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	化学物質に関する情報を収集するため、届出義務者に対して、市HPで周知しました。 市民に対しては、市HPと東京都HPの関連するページをリンクし、東京都が実施する、都内事業所における適正管理化学物質使用量等の集計結果について、情報提供を行いました。 また、環境対策課窓口で化学物質のパンフレットを配架しました。			

主な施策 26	重点プロジェクト	評価
化学物質に関する事業者への指導	—	おおむね順調

【目的】

東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(47) 事業者等への指導	おおむね順調	環境対策課

取組（47） 事業者等への指導		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	3、11	おおむね順調
内容	「東京都環境確保条例」に基づき、事業者等に対して化学物質に関する適正な管理を行うよう指導します。			
令和6年のイメージ	対象事業者の届出により、特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導を行うことができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	事業者等への指導	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	令和4年9月に適正管理化学物質を使用する工場・指定作業所（11社）に対して、使用量の報告を依頼し、集計結果を東京都環境局環境改善部に提出しました。			

2-4 食の安全性の確保

主な施策 27	重点プロジェクト	評価
食の安全性の情報提供	—	順調

【目的】

食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、市民などに対して、情報提供を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(48) 食に関する情報の提供	順調	経済課

取組 (48)		担当課	SDG s	進捗状況
食に関する情報の提供		経済課	2、15	順調
内容	消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い、啓発を行います。			
令和6年のイメージ	消費者が食に関する正しい知識・情報を得ることにより、食生活の安心・安全が確保されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市報や市HPを通じた食の安全に関する必要な情報提供の実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	市HPに消費者庁等からの食の安全に関する情報のリンクを引き続き掲載することで、消費者に対し食の安全に関する情報提供及び啓発を行いました。また、エシカル消費について、市内公共施設及び経済課窓口にて資料を配架し地域住民への周知を行いました。			

主な施策 28	重点プロジェクト	評価
食育の推進	—	順調

【目的】

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

*食育

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(49) 食育推進に関する事業連絡会	順調	健康推進課
(50) 食育講座	順調	健康推進課
(51) 食育に関する普及啓発	順調	健康推進課
(52) 食育の推進活動	おおむね順調	保育幼稚園課・子ども子育て支援課

取組（49） 食育推進に関する事業連絡会		担当課	SDG s	進捗状況
		健康推進課	3	順調
内容	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、庁内関係機関と情報共有及び意見交換を行います。			
令和6年のイメージ	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、情報共有及び意見交換を行い、その取組方向に基づく事業が円滑に実施されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有（年1回以上開催）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	各課の食育事業について報告と情報共有を行いました。 第1回：令和4年7月8日参加人数12人。（高齢福祉課、保育幼稚園課、子ども子育て支援課、子育て相談室子ども家庭支援センター、子育て相談室子ども発達支援センター、学務課、健康推進課） 第2回：令和5年1月27日参加人数8人。（学務課、子ども子育て支援課、高齢福祉課、健康推進課）			

取組 (50)		担当課	SDG s	進捗状況
食育講座		健康推進課	3、4	順調
内容	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。			
令和6年のイメージ	講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	食育講座・出前食育講座年3回以上実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	・いずみプラザにおいて食育講座を3回開催しました。親子対象の講座は、親子ともによりよい食生活に近づける情報を提供しました。大人対象の天平メニュー・国分寺ごはん講座は、国分寺の歴史や市の魅力を発信し、バランスの良い食生活について天平メニュー・国分寺ごはんを媒体に提供しました。 ① ふるさと文化財課共催「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」11月17日、参加者25人 ② 「親子で作る料理体験会 おいしく作って食べよう」6月25日、参加者24人 ③ 小学校共催：「親子でクッキング体験会 おいしくて元気になるおやつの食べ方」7月28日、参加者10人 ・出前講座を5回開催しました。 ①「食育講座1歳～2歳児の栄養・食生活」10月11日、参加者8人 ②「買い物困難者支援事業」1月27日、参加者20人 ③「こどもと食事一緒に楽しもう」12月6日、参加者7人 ④「元気の源 食事と口腔ケア」7月4日、参加者7人 ⑤店頭予防教室「健康長寿に大切なお口のケアと食生活」11月30日、13人			

取組 (51)		担当課	SDG s	進捗状況
食育に関する普及啓発		健康推進課	4	順調
内容	市報・HPやパンフレット配布などによる食育の啓発を行います。			
令和6年のイメージ	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	食育に関する啓発活動(市報・HP年1回)若者世代へ(東京経済大学学生)にチラシ配布年1回	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	6月の食育月間に合わせ、ヘルスアップ通信6月1日号に掲載を実施しました。朝食を食べること、食事をするときはよく噛んで食べることの大切さ、市HPやクックパッドに料理の掲載をしていることを啓発しました。 若い世代(東経大、市内私立中学校1校、高校3校、専門学校1校)に対し、年度初めのオリエンテーションや健診の機会等を利用し、世代に合わせた内容の食育リーフレットの配布、データの提供を行いました。			

取組 (52) 食育の推進活動		担当課	SDG s	進捗状況
		保育幼稚園課・ 子ども子育て支援課	4	おおむね順調
内容	保育園・児童館・学童保育所の庭やプランターなどで野菜などを育て、調理して食べることに より、食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。			
令和6年の イメージ	保育園の庭やプランターなどでの野菜栽培・収穫体験、調理等を通して、自然の恵みとしての 食材やそれを育てた人々を知り、食育の推進及び子どもたちの環境意識の向上が図られていま す。			
年度別 指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	庭やプランターなど での野菜作りや調理 保育を実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度 実績	保育園の園庭で野菜作りに取り組み、収穫したものを子どもたちが給食室まで持っていき、収 穫した食材を給食室で調理してお昼やおやつなどに食べ、収穫した喜びを味わいました。また、 農園での収穫体験も取り入れました。 引き続き新型コロナウイルス感染症対策のため、バイキングなどの形式は中止としましたが、 クッキーづくり・ラップおにぎり・おせんべい焼き・コメコパンなどの調理体験や手元調理の 経験などは続けて行いました。 手作り昼食やおやつ回数：293回 児童館・学童保育所では、手作り昼食や手作りおやつは、令和4年度は新型コロナウイルス感 染症対策のため実施できませんでした。プランターでの野菜等の栽培や季節の食べ物の話など は積極的に行っていました。 野菜などの栽培施設数：10施設 手作り昼食や手作りおやつ回数：0回			



取組 (52) 農園での収穫の様子

主な施策 29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	重点プロジェクト	評価
	④	順調

【目的】

市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。

【関連する取組】

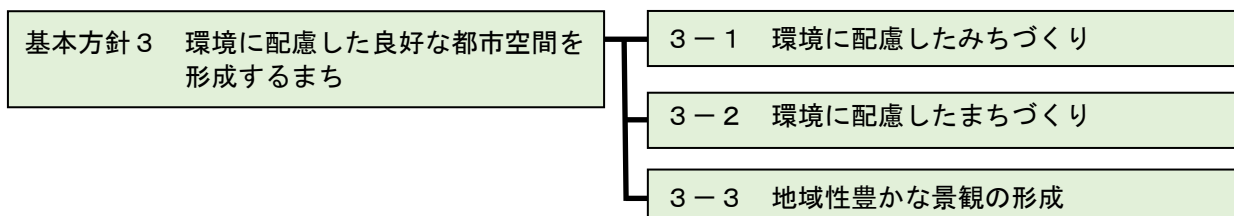
取組名	進捗状況	担当課
(53) 給食食品などの放射性物質濃度の測定	順調	まちづくり計画課

取組 (53) 給食食品などの放射性物質濃度の測定		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	3	順調
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。			
令和6年のイメージ	保護者などに対し放射能に関する適正な情報提供を行うことで、給食食品等に関する安全・安心が確保されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	給食食品等の測定 市報やHPによる結果の公表	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	令和3年度の放射能対策委員会の決定に基づき、測定頻度を縮小して給食食品等の測定を実施しました(測定検体数:209検体)。測定の結果、基準値を上回る放射性物質濃度は検出されませんでした。また、測定結果については市HPにおいてお知らせしました。			

【都市環境】

基本方針 3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

■施策の方向性



3-1 環境に配慮したみちづくり

主な施策 30	重点プロジェクト	評価
道路整備の推進	—	おおむね順調

【目的】

交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 20) 透水性舗装の推進	おおむね順調	建設事業課
(54) 低騒音舗装の採用	おおむね順調	建設事業課
(55) 歩道のバリアフリー化	おおむね順調	建設事業課

取組（再 20） 透水性舗装の推進	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 51 ページ参照	建設事業課	6、11	おおむね順調

取組 (54) 低騒音舗装の採用		担当課	SDG s	進捗状況
		建設事業課	11	おおむね順調
内容	舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。			
令和6年のイメージ	タイヤ/路面騒音の低減、降雨時の走行性の向上、沿道への水はね抑制、沿道環境の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	道路新設改良等舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用（都市計画道路国3・4・12、国3・4・1）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	低騒音舗装を採用すべき路線がなかったため、実施しませんでした。			

＊低騒音舗装

自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り、これが騒音となります。低騒音舗装はこうした空気を舗装の中に逃がすことができ、騒音を3デシベル（デシベル→164 ページ参照）程度低減する効果があります。

取組 (55) 歩道のバリアフリー化		担当課	SDG s	進捗状況
		建設事業課	3、11	おおむね順調
内容	歩道改修・設置工事の際は、道路構造令などに基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。			
令和6年のイメージ	高齢者や視覚障害者、車いす利用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施（都市計画道路国3・4・12、国3・4・1）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	交差点改良工事の際に誰もが通行しやすい歩道にするため、UD（ユニバーサルデザイン）ブロックを設置しました。 （単年） 西町三丁目交差点：4か所（約4.8㎡） 西恋ヶ窪四丁目交差点：2か所（約2.4㎡）			

＊バリアフリー

高齢者や障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害（バリア）を除去するという考え方のことです。歩道のバリアフリー化の場合は、歩道面の勾配を緩やかにする、段差を解消する、点字ブロックを表示するなどが挙げられ、高齢者・障害者等が円滑に移動できるようにすることをいいます。

主な施策 31	重点プロジェクト	評価
自転車利用の推進	⑤	順調

【目的】

自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 37) 環境保全に関する P R	順調	まちづくり計画課
(56) 自転車利用のルールの周知	順調	交通対策課

取組（再 37） 環境保全に関する P R	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 65 ページ参照	まちづくり計画課	4	順調

取組（56） 自転車利用のルールの周知		担当課	SDG s	進捗状況
		交通対策課	3、4	順調
内容	市報・HP 及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用五則、自転車ナビマーク・ナビラインなど、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント（市民のつどい）を開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布（放置自転車クリーンキャンペーン）等を実施します。			
令和 6 年のイメージ	市民の自転車利用マナーの向上を図られています。			
年度別指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	市報・HP 及び公共施設内の掲示板等での交通安全情報の発信（適宜） 交通安全教室及び啓発イベントの開催回数（5 回） 国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンの実施（1 回）	（継続）	（継続）	（継続）
令和 4 年度実績	春と秋の交通安全運動、5 月の自転車月間のほか、様々な機会において市報・市 HP 及び公共施設内に掲示するなど交通安全情報の発信を随時行いました。 自転車交通安全教室 2 回（第二中学校・第四中学校）、自転車マナーアップキャンペーン 1 回、交通安全運動市民のつどい 2 回、交通安全キャンペーンを小金井警察署と協力して計 6 回実施しました。 また、国分寺駅周辺での駅前放置自転車クリーンキャンペーンについては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず中止しました。 放置自転車の撤去台数実績は、令和 3 年度 979 台から令和 4 年度 882 台と減少しています。			

3-2 環境に配慮したまちづくり

主な施策 32	重点プロジェクト	評価
良質な住環境の創出	—	順調

【目的】

建築物の高さ基準、開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地、雨水浸透施設の設置など、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め、良質な住環境を創出します。また、環境改善の観点から、空き地及び空き家対策に取り組めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(57) 開発・建築の規制・誘導	順調	まちづくり推進課
(58) 空き地及び空き家の適正な管理の促進	おおむね順調	まちづくり推進課

取組 (57)		担当課	SDG s	進捗状況
開発・建築の規制・誘導		まちづくり推進課	6、11、12、15	順調
内容	「まちづくり条例」において土地利用に関するルールを定め、安全で快適なまちづくりの実現を図るとともに、良好な住環境を保全するため、開発事業における建築物の敷地面積の最低限度を定め、適正な住宅の敷地面積の確保を図ります。			
令和6年のイメージ	開発事業における敷地面積の最低限度、道路の後退、公開空地などの整備により、良好な住環境の創出が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	開発事業における整備基準（敷地面積の最低限度、道路後退及び公開空地など）の指導	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	まちづくり条例に基づく開発事業41件（開発事業40件＋大規模開発事業1件）に対し、開発事業の整備基準（敷地面積の最低限度、道路後退、建築物の高さ、公開空地、敷地内の緑地等の整備など）が適用されます。特に、大規模開発事業においては、ポケットパーク形態の公開空地を設けるよう指導を行ったことにより、市民開放される休憩スポット等を確保する計画となりました。 これらの開発事業においては、道路後退、公開空地、接道部緑化といった敷地内の緑化等の整備など、潤いのある良好な住環境の創出に寄与する計画となるよう、事業者への指導協議ができたと考えます。			

取組 (58) 空き地及び空き家の適正な管理の促進		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり推進課	11	おおむね順調
内容	「空き家等及び空き地の適正な管理に関する条例」に基づき、空き家等及び空き地の所有者に対し、適正な管理を行うよう働きかけます。また、空き家バンクを設立し、空き家の所有者等と利用希望者の橋渡しを行うことにより、空き家・空き地の有効活用を進めます。			
令和6年のイメージ	適正な管理がなされていない空き家及び空き地がなく、空き家や空き地の利活用が進んでいます。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 物件数6件 空き家の利活用件数3件	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 物件数8件 空き家の利活用件数4件
令和4年度実績	市内の空き家全件（252件※令和5年3月31日時点）について現地調査を行い、適正に管理されていない空き家延べ70件について、所有者・管理者宛に適正管理依頼の文書を送付し、改善を促しました。 空き家バンクは令和5年3月に新たな登録があり、登録物件は累計4件となりましたが、年度末までには成約に至らず、利活用は累計2件のままとなりました。 令和4年6月より新たな取組として、空き家相談員制度を開始し、所有者等からの相談を11件受け、それぞれが抱える問題の解決に向けた対応を行いました。			

※国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例

この条例は、空き地及び空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることで、空き地等が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています（平成26年7月施行）。

主な施策 33	重点プロジェクト	評価
地域住民の交流によるまちづくり	—	おおむね順調

【目的】

地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。

また、むかしの井戸での井戸端会議や地域・団体交流会などにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(59) 防災まちづくり	おおむね順調	防災安全課
(60) 地区防災センターの円滑な運営	順調	防災安全課
(61) 井戸端会議との連携	おおむね順調	防災安全課
(62) 条例の仕組に基づくまちづくりの支援	おおむね順調	まちづくり推進課

取組（59） 防災まちづくり		担当課	SDG s	進捗状況
		防災安全課	11、17	おおむね順調
内容	地域社会において安全で住みよいまちづくりを積極的に推進するため、自治会・町内会などと協働のもと、防災まちづくりを進めます。			
令和6年のイメージ	新たな防災まちづくり推進地区と協定が締結され、防災まちづくり推進地区が市の面積の50%を超えていることで、災害に強いまちづくりが促進されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	防災まちづくり推進地区協定締結への支援（組織づくりの助言など） 協定締結後の支援（専門家の派遣など） 既存地区間の代表者会議開催年1回	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	・1つに自治会において、令和4年度中に防災まちづくり推進地区の指定に向けた取組について支援を行いました。さらに、市民防災まちづくり学校への推薦受講が2名あり、そのうち1名を市民防災推進委員として認定しました。 ・令和4年8月23日に cocobunji プラザリオンホールで防災まちづくり推進地区の代表者が集まり、「消火栓を活用した防災訓練の手続きについて」の事例紹介後に、意見交換を行いました。 ・防災まちづくり推進地区の面積：市の面積の50.3% 防災まちづくり推進地区数：15 （令和4年5月1日現在）			

※防災まちづくり推進地区

自治会や町内などの団体が市と協定を締結し、地域住民が中心となって、防災まちづくりを推進していく地区のことです。協定後は、防災コミュニティづくりや地区防災計画書の作成、災害時の体制づくりなどに取組み、安全で住みよいまちづくりを目指します。

取組（60） 地区防災センターの円滑な運営		担当課	SDG s	進捗状況
		防災安全課	11、17	順調
内容	災害時、地区防災センターの運営を円滑に行うことができるように、学校周辺の自治会などと連携を図ります。			
令和6年のイメージ	初動要員と地区防災協力会や学校周辺の自治会が地区防災センターの運営に関する訓練や意見交換を継続的に実施することで、自治会等の役員が交代しても避難所運営を円滑に行うことができる体制を構築できています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地区防災協力会や学校周辺自治会との地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施や運営方法に関する意見交換の実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	市立第三中学校において、8月21日（日）市総合防災訓練を開催し、三中協力会（地域防災計画に基づき、災害発生時に地区防災センターが開設される市立第三中学校を拠点として、地域の防災力強化を図るため協力する市民）と連携し、避難所の3密回避や衛生対策を講じた避難所対策を実施しました。			

※地区防災センター

災害時の避難場所（各学校のグラウンド）、避難所（被災した市民を一時的に受け入れる場所のこと。体育館と教室の一部）、医療救護所、物資配布場所、情報伝達場所の機能を有する地域の拠点のことで、市立小中学校、都立国分寺高校及び東京経済大学が地区防災センターに指定されています。

取組（61） 井戸端会議との連携		担当課	SDG s	進捗状況
		防災安全課	6、11	おおむね順調
内容	地域の公園に設置してある「むかしの井戸」で市民防災推進委員が中心となって定期的に開催している「井戸端会議」に必要な支援を図ります。			
令和6年のイメージ	むかしの井戸が平常時の地域コミュニティの場、災害時の生活用水の給水拠点として、広く市民に利用されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	定期開催への支援（井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター等を利用した市民への広報）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	井戸端会議で水質検査を行う市民に対して簡易水質検査キットを配布しました。井戸端会議の開催日時については、市HP、パンフレット、市民防災まちづくり学校の講座でご案内するなど広報を行っています。			

※むかしの井戸

災害用生活用水の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸のことです。平成30年3月現在、市内に22箇所（2箇所は民間井戸）あり、そのうち20箇所を市が管理しています。地域の情報、防災や防犯などに関する情報交換など、市民のふれあいの場として、井戸端会議を開いている地域があります。

※井戸端会議

地域住民を中心に、むかしの井戸で簡易水質検査やポンプの手入れを行うほか、地域の情報や防災・防犯に関する情報交換など行う機会のことです。

※ツイッター（現 X（エックス））

パソコンや携帯電話などで140文字以内の短文を投稿できる情報サービスのことです。

取組（62） 条例の仕組に基づくまちづくりの支援		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり推進課	11、17	おおむね順調
内容	地域の特性や課題を地域住民が共有し、協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組の活用を奨励するとともに、必要な支援を図ります。			
令和6年のイメージ	条例の仕組に基づくまちづくりの支援を行うことで、協働のまちづくりの促進が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	まちづくりに関する相談・支援 まちづくりコンサルタント派遣制度やまちづくり活動助成制度の周知・運用	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	市報、市HP及び協働事業「こくぶんじカレッジ」を通じてまちづくり活動助成制度について周知を行いました。 まちづくり活動助成制度については、周知を行いました。申請がなかったため実施に至りませんでした。（事前相談：2件） まちづくりコンサルタント派遣事業については、派遣要請がなかったため、実施に至りませんでした。			

主な施策 34	重点プロジェクト	評価
まちの美化活動の促進	—	おおむね順調

【目的】

ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちの美化活動を促進します。

路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(63) ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発	おおむね順調	環境対策課
(64) 不法投棄の防止活動	おおむね順調	環境対策課
(65) クリーン運動の実施	おおむね順調	環境対策課
(66) 放置自転車などの撤去	順調	交通対策課
	おおむね順調	道路管理課

取組 (63) ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	11、17	おおむね順調
内容	市民・事業者・市が協働してポイ捨てなどの防止、喫煙マナー向上の啓発活動を行い、まちの美化を促進します。			
令和6年のイメージ	市民や事業者等との協働によるキャンペーン活動を通じて、市民等にポイ捨ての防止と路上喫煙の規制について理解の促進及び行動につながっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	マナーアップキャンペーンの実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マナーアップキャンペーンを中止としましたが、路上禁煙地区での吸い殻等のポイ捨て防止を啓発するため、マナーアップ指導員の配置(国分寺・西国分寺駅各1人)を継続して実施し、喫煙者への注意指導件数は、国分寺駅周辺481件、西国分寺駅周辺176件となりました。 また、国分寺駅北口喫煙ポイントをパテーション区画としていましたが、コンテナ式に変更する整備工事を行いました。			

※マナーアップキャンペーン

毎月第三火曜日に国分寺駅周辺において、市民や環境団体、東京経済大学、事業者と協働してポイ捨ての禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と周辺の清掃活動を実施しています。

取組（64） 不法投棄の防止活動		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	11、12	おおむね順調
内容	不法投棄防止のパトロールを行うとともに、市報などで啓発活動を行います。			
令和6年のイメージ	ルールに従ったごみの適正な排出が行われ、市内の環境美化が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	不法投棄防止の日中パトロール（平日）ほか早朝・夜間パトロールは適宜実施 啓発活動の実施、市報やHPなどの掲載 不法投棄多発地域に防止看板を設置	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	年間、市内を職員が清掃指導業務等の一環でパトロールを行いました。活動回数は244回でした。また、早朝及び夜間パトロールは未実施でした。 不法投棄多発箇所への看板は市職員直接設置及び看板支給による市民等設置の合計で設置箇所28か所、設置枚数82枚でした。 令和4年10月15日号ごみ減量リサイクルだよりに不法投棄禁止記事を掲載しました。 不法投棄件数71件			

取組（65） クリーン運動の実施		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	11、17	おおむね順調
内容	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会などと連携し、公共の場所の一斉清掃を行います。			
令和6年のイメージ	市民や事業者等との協働による市内一斉清掃のクリーン運動を通じて、市民等のまちの美化意識の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	クリーン運動の実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	令和4年11月13日に第72回クリーン運動を開催しました。自治会44団体（1,985人）、各種団体14団体233人が参加し、自主的に市内全域の道路や公園等の公共の場所において清掃活動を行いました。収集量につきましては、もやせるごみ7,220kg、もやせないごみ210kg、汚泥・土560kg、不法投棄10kgでした。			

※クリーン運動

実行委員会を中心に自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づき、道路や公園などにおける自主的な清掃活動を行い、地域環境の向上を図ります。毎年11月上旬に実施しています（昭和51年～）。



取組（65） クリーン運動の様子

取組（66） 放置自転車などの撤去		担当課	SDG s	進捗状況
		交通対策課	11	順調
内容	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占用物、違反看板などの撤去を行います。 また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。			
令和6年のイメージ	駅周辺に放置自転車がなくなり、安全な道路交通が確保されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数100件、撤去数10件）	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数85件、撤去数9件）	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数72件、撤去数8件）	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数（警告数61件、撤去数7件）
令和4年度実績	放置自転車については市内1日あたり、警告45件・撤去6件を実施しました。			

取組（66） 放置自転車などの撤去		担当課	SDG s	進捗状況
		道路管理課	11	おおむね順調
内容	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占用物、違反看板などの撤去を行います。 また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。			
令和6年のイメージ	道路上の不法占用物、違反看板などが減り、通行しやすい道路になっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	違反広告物撤去目標として800枚 東京都や交通管理者との共同除却を実施	道路上の違反広告物及び不法占用物件については道路パトロールや、交通管理者等との合同パトロールにて撤去及び撤去指導を行う。	道路上の違反広告物及び不法占用物件については道路パトロールや、交通管理者等との合同パトロールにて撤去及び撤去指導を行う。	道路上の違反広告物及び不法占用物件については道路パトロールや、交通管理者等との合同パトロールにて撤去及び撤去指導を行う。
令和4年度実績	違反広告ビラは1,279枚撤去し、不法占用物に対しては交通管理者との合同パトロールを1回実施しました。			

3－3 地域性豊かな景観の形成

主な施策 35	重点プロジェクト	評価
地域特性にあった景観づくり	—	順調

【目的】

「国分寺市景観まちづくり指針」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。

また、建築物の高さや意匠、緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など、地域住民との協働によるまちづくりを進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(67) 景観形成の方針の活用	順調	まちづくり推進課

取組（67） 景観形成の方針の活用		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり推進課	11	順調
内容	「国分寺市景観まちづくり指針」に基づき、開発事業における景観の指導を行います。			
令和6年のイメージ	開発事業に対する景観配慮の指導を行うことで、良好な住環境の創出が図られています。啓発活動により、市民及び事業者の景観まちづくりに係る関心の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	開発事業における景観の指導	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	事前協議手続を行った開発事業41件（開発事業40件＋大規模開発事業1件）に対し、景観まちづくり指針に基づき建築物等の形態、色彩及び意匠において、積極的な接道緑化、国分寺崖線に連続した緑地の整備などの指導を行い、良好な住環境の創出に寄与する計画となるよう、事業者との協議ができたと考えます。 あわせて、史跡武蔵国分寺跡周辺地区などの地区計画区域内における行為の届出（建築物の建築又は工作物の建設及び建築物の用途の変更）33件に対し、建築物等の外壁及び屋根の色彩について推奨色を用いるよう指導を行い、周囲の景観との調和を図ることができたと考えます。			

*国分寺市景観まちづくり指針

地域で育まれた固有の景観を保全し、新たに魅力ある景観を育み、活力ある景観を創出する視点を持ちながら、良好な景観形成を目的とした市の景観まちづくりに関する基本的な考え方をまとめたものです。

主な施策 36	重点プロジェクト	評価
歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	⑥	おおむね順調

【目的】

国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。

また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再9) 歴史公園の整備	順調	ふるさと文化財課
(68) (仮称) 郷土博物館	おおむね順調	ふるさと文化財課
(69) 市内総合文化財調査	おおむね順調	ふるさと文化財課
(70) 文化財とのふれあい推進	おおむね順調	ふるさと文化財課
(71) 市観光協会との連携	順調	市政戦略室
(72) 文化財普及事業の推進(広報)	おおむね順調	ふるさと文化財課

取組(再9) 歴史公園の整備	担当課	SDG s	進捗状況
実績は41ページ参照	ふるさと文化財課	11、15	順調

取組（68） （仮称）郷土博物館		担当課	SDG s	進捗状況
		ふるさと文化財課	11	おおむね順調
内容	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、（仮称）郷土博物館構想の具体化を図ります。			
令和6年の イメージ	新庁舎で文化財が保存・公開されています。			
年度別 指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	新庁舎の建設の事前協議 において文化財の展示ス ペース設置を申し入れ	新庁舎の建設の事前協議 において、文化財を紹介 するコーナーを申し入れ	（継続）	（継続）
令和4年度 実績	新庁舎では、文化財を紹介するコーナーの設置を申し入れ、担当課と調整を行いました。また、「（仮称）郷土博物館」については、喫緊の課題である出土遺物を保管する収蔵施設の確保について、新庁舎建設に伴う今後の公共施設マネジメントの課題として庁内の関係課と共有しました。			

取組（69） 市内総合文化財調査		担当課	SDG s	進捗状況
		ふるさと文化財課	11	おおむね順調
内容	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。			
令和6年のイメージ	文化財目録の整備が完了し、目録から指定すべき文化財が明確化されています。指定を受けた文化財について保護・活用が図られ、市内の歴史学習環境が向上しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内東部地区を対象として建造物の悉皆調査 整備した目録のなかから文化財指定すべき案件の精査・検討	建造物調査の継続実施 中藤新田分水（胎内堀）、民具・古文書の整理、本多八幡神社関係の調査の実施 胎内堀の文化財指定とその後の活用の検討	建造物調査の継続実施 前年度に確認した文化財についての調査の実施、目録整備、文化財指定案件についての検討	文化財目録のなかから文化財指定を検討 前年度指定案件となった文化財について活用を図る 悉皆調査が未了の分野について、補足調査を実施
令和4年度実績	本多八幡神社に所蔵されている民俗資料の写真撮影と実測調査を行いました。また昨年度より継続して中藤新田分水跡（胎内堀）に関連する調査を行い、報告書の作成準備を行いました。また、解体される建造物を緊急に記録調査を行ったほか、市民からの情報を基に民具や古文書等の収集、整理を行いました。市内の文化財については、令和4年9月30日に、中藤新田分水跡を市重要史跡に指定しました。			

取組（70） 文化財とのふれあい推進		担当課	SDG s	進捗状況
		ふるさと文化財課	4、11	おおむね順調
内容	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントの実施やふるさと文化財愛護ボランティア養成講座を開講します。			
令和6年のイメージ	市民が、様々な機会に文化財に触れ、親しみ、理解が深まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内文化財めぐり、市外文化財めぐり等の実施やふるさと文化財愛護ボランティア養成講座の開講	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	「市内文化財めぐり」は国指定史跡木造薬師如来坐像の見学を含む、武蔵国分寺跡周辺や東山道武蔵路跡などを学芸員の解説を聞きながら巡るイベントを実施しました。6月15日～11月16日までの全7回で、ふるさと文化財愛護ボランティア養成講座を実施し、新たに24人をふるさと文化財愛護ボランティアとして認定しました。			



取組（70） イベント「レプリカをつくろう」作成の様子

取組（71） 市観光協会との連携		担当課	SDG s	進捗状況
		市政戦略室	4、11	順調
内容	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。			
令和6年のイメージ	観光協会の各種活動・実施事業を通じて、市内外への市のPRが図られ、市の自然や歴史・文化に対する関心が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	観光案内看板の整備 観光PRイベントの実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	市観光協会とふるさと文化財課の共催により、10月10日の国指定重要文化財「木造薬師如来坐像」の開帳日に合わせ、「市内文化財めぐり」を実施しました（定員20名が参加）。 市観光協会が維持管理する観光看板は、現地確認を行い、劣化した看板の1基を撤去、3基を内容更新しました。 市内のイベントは、「ぶんぶんウォーク 2022」に出店し、東京経済大学のボランティアぶんじコンシェルジュが「こくぶんじFANバッジ」（缶バッジ）の販売やオリジナルしおりづくりのワークショップを行いました。 史跡武蔵国分寺跡の桜のライトアップは3月22日から4月9日までの期間で実施し、ライトアップのほか、点灯式の実施やキッチンカー等の出店を行いました。約11,500人が来訪され、市の名イベントになっていくことが期待される結果となりました。 府中市共同事業については、公開中の観光アプリ「ぶらり・国府」を用いたモバイルポイントラリーを7月～9月に実施しました。また、1月には国分寺・府中の歴史をテーマに観光おもてなし講演会を実施し、147人が来場しました。その他、小学生向けの観光学習ツールとしてマンガを制作しました。 昨年度と比較してイベントが徐々に活発化しており、市観光協会と連携して市の魅力のPRを行うことができました。			

取組（72） 文化財普及事業の推進（広報）		担当課	SDG s	進捗状況
		ふるさと文化財課	11	おおむね順調
内容	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。			
令和6年のイメージ	市民が、様々な機会に文化財に触れ、親しみ、理解が深まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	令和4年度は武蔵国分寺跡の史跡指定100周年記念として様々な事業を実施し、パンフレットやリーフレット、講演会の記録集などを発行しました。また、新庁舎建設に伴う埋蔵文化財発掘調査の3Dデータを作成し、奈良文化財研究所の3D DB Viewerで公開しました。パンフレットの多言語化はできませんでしたが、人権平和課が主催する「やさしい日本語で史跡案内」の研修に職員や史跡ガイドボランティアが参加し、実際に外国の人をやさしい日本語で案内しました。			

【地球環境】

基本方針 4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

■施策の方向性

基本方針 4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

4-1 地球温暖化対策の推進

4-2 省エネルギー・省資源の促進

4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進

4-1 地球温暖化対策の推進

主な施策 37	重点プロジェクト	評価
地球温暖化対策の計画的な推進	⑤	おおむね順調

【目的】

市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」（市役所版）に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。

また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画（市域版）策定の検討を進めます。

さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 37) 環境保全に関する P R	順調	まちづくり計画課
(73) 庁用車の使用抑制	順調	契約管財課
(74) 地球温暖化防止行動計画（市役所版）の推進	停滞ぎみ	まちづくり計画課
(75) グリーン購入の推進	順調	まちづくり計画課
(76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	順調	まちづくり計画課

取組（再 37） 環境保全に関する P R	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 65 ページ参照	まちづくり計画課	4	順調

取組（73） 庁用車の使用抑制		担当課	SDG s	進捗状況
		契約管財課	3、11、13	順調
内容	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。			
令和6年のイメージ	庁用車の利用回数・走行距離が減り、燃料費や事故の削減につながっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	契約管財課が管理する庁用車の貸出し時に他の移動手段の推奨を実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	【庁用車走行距離】 令和4年度 249,597 km （前年比：9,195 km増） ※走行距離増については、新型コロナウイルス感染症対策が緩和されイベント・行事等が再開され始めたことによるものです。 【契約管財課所有自転車貸出件数】 ・令和2年度 315 件 ・令和3年度 370 件 ・令和4年度 425 件 （前年比：55 件増） ※自転車の貸出し台数増については、近隣現場の移動手段として自転車が利用されたことによるものです。			

取組 (74) 地球温暖化防止行動計画 (市役所版) の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	7、9、12、13	停滞ぎみ
内容	「地球温暖化防止行動計画 (市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス (CO2 換算) 排出量の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。			
令和6年の イメージ	「地球温暖化防止行動計画 (市役所版)」に基づく省エネルギーや省資源の取組の推進により、市の事務及び事業における CO2 排出量が着実に削減されています。			
年度別 指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO2排出量を16.7%削減 (令和2年度実績)	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO2排出量を16.7%削減 (令和3年度実績)	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO2排出量を16.7%削減 (令和4年度実績) 新「地球温暖化防止行動計画 (市役所版)」に改定	平成25(2013)年度を基準として令和5(2023)年度までにCO2排出量を16.7%削減 (令和5年度実績) 新「地球温暖化防止行動計画 (市役所版)」に基づく温室効果ガス排出量の削減
令和4年度 実績	令和3年度における市の事務及び事業において使用したエネルギー量と温室効果ガス排出量を取りまとめ、市報及び市HPで公表しました。 令和3年度の温室効果ガス排出量は、約6,229t-CO2であり、基準年度 (平成25年度) 排出量と比較して約10.3% (718t-CO2) の削減となりました。令和2年度 (前年度) 比では、総排出量である5,804 t-CO2に対して、7.3% (約425 t-CO2) の増加となりました。 数値の変動の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は利用の停止・制限を行った公共施設について、令和3年度の下半期以降、通常運営を再開したこと、小中学校においても、令和3年度は通常登校となったことが挙げられます。また、令和2年度は清掃センターにおいて、施設の操業を一部停止している期間がありましたが、令和3年度は通年操業しています。 さらに、国分寺駅北口駅前広場が令和3年度から新たに供用が開始され、当該施設の運営に係るエネルギー使用量が加わったことも要因として挙げられます。			
次年度以降 の改善点	これまでの取組に加え、施設への省エネルギー機器や創エネルギー設備の導入等をより一層推進するとともに再生可能エネルギー由来の電力購入の検討などを行うことにより、目標達成に向け、取り組んでまいります。			

取組 (75) グリーン購入の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	9、12	順調
内容	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。			
令和6年のイメージ	庁内におけるグリーン購入の推進によって、環境負荷の少ない物品等の購入が進み、資源の有効利用と省資源化が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	グリーン購入推進に向けた啓発 グリーン購入ガイドライン見直し 調達実績調査における全分野調達率 100%	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	庁内ポスター及びイントラネットを活用し、職員に対し、グリーン購入について啓発を行いました。 令和3年度の購入実績報告(14分野91品目)を取りまとめ、調達率を算定した結果、12分野で90～100%を達成しました。なお、やむを得ない理由によるものを除いた調達率は全分野において100%でした。また、前年度に対し調達率の向上した分野は、用紙類、事務用機器類、OA機器、照明、衣料品類、作業手袋、災害備蓄用品、衛生用品でした。これらの結果を市HPで公表しました。 そのほか、国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会において対象品目などについての見直しを検討し、令和5年度版ガイドライン(14分野91品目)を作成しました。			

※グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から積極的に購入することをいいます。コピー用紙は古紙配合率が高いもの、文具・事務用品類は再生材を利用しているものなどが挙げられます。平成13(2001)年4月にグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)が制定され、国や地方自治体などで率先してグリーン購入を推進しています。

取組（76） 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	7、9、12、13	順調
内容	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。			
令和6年のイメージ	公共施設に再生可能エネルギー・創エネルギー機器を設置することで、エネルギーの有効利用を進め、市の事務及び事業におけるCO2排出量が削減されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	公共施設個別施設計画等に基づき、対象施設等との調整・実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	令和4年度における、公共施設の新設や改修の際の省エネルギー機器や創エネルギー機器の導入等の検討状況について、8件の報告を受け、8件全てにおいて、LED照明や省エネルギー型の空調等、省エネルギー機器が導入されることを確認しました。 また、創エネルギー機器については、太陽光発電設備を第三小学校、第十小学校、新庁舎において導入することとなりました。 そのほか、新庁舎においては、従来の建物で必要なエネルギーを50%以下に削減するZEB Readyの認証を取得する予定です。			

※再生可能エネルギー

石炭や石油などの化石燃料によらず、持続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用するエネルギーの総称のことをいいます。

※創エネルギー

東日本大震災以降、震災時における自立電源として、太陽光や風力などの再生可能エネルギー、家庭用燃料電池コージェネレーション（熱電供給）機器などが注目されています。本計画では上記機器から発電されるエネルギーを創エネルギーと呼びます。

主な施策 38	重点プロジェクト	評価
地球温暖化への適応	—	順調

【目的】

近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって、熱中症が増加しています。
 こうした気候変動の予測や、熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等には、夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェアを行うなど、熱中症の予防策について普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(77) 熱中症の予防に関する広報	順調	健康推進課
(78) 高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	順調	高齢福祉課

取組 (77)	担当課	SDG s	進捗状況
熱中症の予防に関する広報	健康推進課	3、13	順調
内容	夏場の熱中症予防対策として、注意喚起や予防法などを市報やHPなどで広報します。		
令和6年のイメージ	熱中症の予防に関する知識が市民に浸透しています。		
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	市報やHP・チラシによる広報年1回	(継続)	(継続)
令和4年度実績	全市民向けに、ヘルスアップ通信5月15日号で「熱中症予防」の関連記事を掲載しました。 内容：熱中症の予防のポイント、発症時の対応、簡易型経口補水液の作り方、環境省の熱中症予防情報サイト紹介等。		

取組 (78)	担当課	SDG s	進捗状況
高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	高齢福祉課	3、13	順調
内容	夏場の熱中症対策として、予防方法などを市報やHPなどで広報を行うほか、熱中症予防に関する各種教室、出張講座により、啓発活動を行います。		
令和6年のイメージ	熱中症予防に関する講座の開催等、地域での意識の向上を図る取組が推進されています。高齢者が熱中症予防に関する適切な対応ができています。		
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	熱中症に関する講座を各地域包括支援センターにおいて1回以上実施	(継続)	(継続)
令和4年度実績	【目的】 夏季期間における高齢者の熱中症について注意喚起と夏場の過ごし方・熱中症対策について啓発を行います。 【実施期間】 令和4年6月～9月末 【実施内容】 (1) 夏場の過ごし方・熱中症対策を周知するための講座開催：講座数14回 (2) 戸別訪問による熱中症対策・予防の注意喚起：対象者(75歳以上の高齢者世帯)総数9,474人 (3) 高齢者が利用する市内関係機関へのチラシ配布：配布先団体338か所 (4) 市内に涼み処を設置：公共施設21か所、協力店33か所 【実施における関係機関】 民生・児童委員協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー、市内関係機関等		

4-2 省エネルギー・省資源の促進

主な施策 39	重点プロジェクト	評価
省エネルギー・省資源行動の促進	⑧	順調

【目的】

家庭におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を月1回記録することで、省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに、市報やホームページなどを通じて、家庭や事業所等における具体的な節電対策、省エネルギー機器に関する情報など、省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 37) 環境保全に関するPR	順調	まちづくり計画課
(79) 環境家計簿の普及啓発	おおむね順調	まちづくり計画課

取組（再 37） 環境保全に関するPR 実績は 65 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4	順調

取組（79） 環境家計簿の普及啓発		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	12、13	おおむね順調
内容	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として、環境家計簿の普及啓発を推進します。			
令和6年のイメージ	環境家計簿モニターを実施することで、環境家計簿をつけるきっかけを作ることができ、省エネルギー・省資源の取組の推進ができています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	環境家計簿モニター制度の実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	夏期（7月～9月）・冬期（12月～2月）の2回、環境家計簿モニターを募集しました。募集に当たっては、市報、市HP、公共施設、国分寺駅掲示板、ぶんバス車内へのポスター掲示及びチラシ配架、イベントでのチラシ配布により周知を行いました。 【参加世帯数】 夏期 36世帯　うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯 17世帯 冬期 24世帯　うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯 15世帯 また、希望者には家電製品の使用電力が計測できるワットモニターの貸し出しを行いました。そのほか、参加者の省エネの取組手法や感想などを市HPに掲載して紹介しました。			
次年度以降の改善点	より多くの市民の方が環境家計簿に関心を持ちモニターに参加いただき、排出削減世帯数が増えるように、市報やイベント、SNSの活用等より一層周知を行ってまいります。			

4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

主な施策 40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	重点プロジェクト	評価
	⑧	順調

【目的】

新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。

家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 76) 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	順調	まちづくり計画課
(80) 住宅用太陽光発電機器等設置助成	順調	まちづくり計画課

取組（再 76） 公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入 実績は 98 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	7、9、12、13	順調

取組（80） 住宅用太陽光発電機器等設置助成	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	7、12、13	順調
内容	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。		
令和 6 年のイメージ	家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや創エネルギー機器の導入によって、温室効果ガス（CO ₂ 換算）排出量が削減されています。		
年度別指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	太陽光発電機器・燃料電池の設置助成実施	（継続）	（継続）
令和 4 年度実績	二酸化炭素の排出削減に向けた行動を促進し、自立した電源の確保を目的として、住宅用太陽光発電機器等の設置に係る経費の一部について助成を行いました。 また、市報、市HP、リーフレットなどで制度を周知し、利用促進を図りました。 【令和 4 年度実績】 申請件数 160 件、交付決定件数 160 件 （内訳） 太陽光発電機器 82 件 燃料電池コージェネレーション機器（エネファーム） 67 件 太陽光・燃料電池の併用 11 件		

*国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成

二酸化炭素の排出削減、自立電源の確保を目的として、自家消費用として新たに太陽光発電機器、燃料電池コージェネレーション機器を設置する住宅の所有者に助成金の交付を行います。

*コージェネレーション

熱と電力を同時に供給する、熱電供給システムのことです。電力と排熱の両方を有効利用することで省エネルギーと二酸化炭素（CO₂）排出量の削減ができます。

4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進

主な施策 41	重点プロジェクト	評価
ごみの発生抑制	—	おおむね順調

【目的】

リデュース（ごみになる物をつくらない、買わない）リユース（物を捨てずに人に譲ったり、繰り返し使う）の促進による発生抑制を図ります。レジ袋削減などに積極的に取り組みリサイクル推進協力店制度の推進のほか、市報等を通じて、ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(81) リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発	おおむね順調	ごみ減量推進課
(82) 図書館資料のリユース	おおむね順調	図書館課

取組（81） リサイクル推進協力店制度の拡充と啓発		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	9、12、17	おおむね順調
内容	事業系廃棄物の減量化・資源化に関する説明会を開催し、事業者に対し積極的な働きかけを行い、ごみ減量・資源化に関する意識を啓発し、資源の循環を図るためペットボトルの自主回収などのリサイクル推進協力店を増やす等、制度の拡充と啓発を進めます。			
令和6年のイメージ	市内大型店舗及びドラッグストア 30 店がリサイクル協力店に認定されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市内に出店しているドラッグ系ストア店及び大型店にリサイクル推進協力店制度の拡充と啓発を進める	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業者等を「国分寺市リサイクル協力店」に認定し、市民及び事業者のごみの減量化・資源化に関する意識の啓発をするとともに、市内における循環型社会の形成を推進しています。令和4年度現在の登録数は11店舗です。			

＊リサイクル推進協力店制度

創意工夫によるごみの減量・資源化に積極的に取り組む市内の事業所に対して、市がリサイクル協力店として認定する制度のことです。レジ袋を無料で提供しない、マイバッグの持参を奨励しているなどの認定要件があります。

取組 (82) 図書館資料のリユース		担当課	SDG s	進捗状況
		図書館課	12	おおむね順調
内容	除籍した図書館資料をリサイクル図書コーナーに置き、市民に提供します。また、図書館の運営体制の整備後に、公民館まつり等のイベントに合わせてリサイクル市を行い、除籍・廃棄資料のリユースを行います。			
令和6年のイメージ	資料のリユースにより、除籍資料や寄贈された資料の有効利用が図れています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	リサイクルコーナーを市内5館で実施 (15,000冊(単年)) リサイクル市を市内5館で実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	除籍資料を有効利用するためリサイクルコーナーなどに配架し来館者に配布しました。 配布除籍資料合計：12,973冊/年 本多図書館(2,831冊)、恋ヶ窪図書館(3,209冊)、光図書館(2,627冊)、もとまち図書館(2,932冊)、並木図書館(1,374冊) また、公民館まつりを開催できた館においては、新型コロナウイルス感染症防止対策をして「図書館リサイクル市」を行いました。 リサイクル市合計：2,539冊/年 本多図書館(735冊)、恋ヶ窪図書館(258冊)、並木図書館(486冊)、光図書館(910冊)、もとまち(150冊)			

主な施策 42 ごみの減量化・資源化の推進	重点プロジェクト	評価
	⑦	おおむね順調

【目的】

家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(83) 生ごみ処理機器の普及促進	おおむね順調	ごみ減量推進課
(84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	順調	ごみ減量推進課
(85) ごみの減量化・資源化の推進	おおむね順調	ごみ減量推進課
(86) 分別の周知・指導	おおむね順調	環境対策課
	おおむね順調	ごみ減量推進課

取組（83） 生ごみ処理機器の普及促進		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12	おおむね順調
内容	生ごみ処理機器（ごみけしくん、市販型）の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。			
令和6年のイメージ	市の推奨する「ごみけしくん」の需要が継続しており、市への助成金申請が求められています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	生ごみ処理機器（ごみけしくん、市販型）の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図る [目標普及台数] ・ごみけしくん、ごみけしくんmini 各5台 ・市販型 140台	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	生ごみ処理機器購入費補助事業について、廃棄物減量等推進委員と協働で、各公民館・地域センターのイベントへ参加し啓発活動を行いました。さらには、市報、HP、ごみ・リサイクルカレンダーにより、広報活動を行いました。その結果、推奨型5台、市販型116台の申請となり、ごみの減量を図ることができました。			

取組 (84) 給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝 のたい肥化		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12	順調
内容	小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅（自治会単位など）の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。			
令和6年の イメージ	生ごみたい肥化収集拠点が市公共施設に現在より増設され、もやせるごみに含まれる生ごみの排出量が減減しています。			
年度別 指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	家庭からでる生ごみのさらなるたい肥化を推進するため、拠点収集箇所の拡充手続きを進める 市民及び小学校、保育園での生ごみたい肥の利活用を促進する	家庭からでる生ごみのさらなるたい肥化を推進するため、拠点収集箇所を増設する（目標：プラス1か所） 市民及び小学校、保育園での生ごみたい肥の利活用を促進する	（継続）	（継続）
令和4年度 実績	・生ごみたい肥化拠点収集箇所として、もとまち公民館、並木公民館を新規増設することができました。その結果、既存の清掃センター、市立第二小学校、市立第四小学校、本多公民館を含めた計6箇所及び6世帯以上の家庭で構成される団体（12拠点）の生ごみ拠点収集を実施しました。引き続き、生ごみの拠点収集箇所や登録世帯増加につながるよう努めます。 - 家庭の生ごみ：1,366世帯（うち新規146世帯） 収集量 50t - 給食残さ：小学校10校、保育園1園 収集量 96t ・戸別収集したせん定枝のたい肥化・資源化を行い、ごみ減量を推進しました。 - 家庭のせん定枝：収集量 1,516 t ・給食残さとせん定枝のチップをまぜて、たい肥化したものを、市民に無料配布し、もやせるごみの減量を推進しました。 - たい肥：配布量 23 t ※1人1日1袋（2kg程度）を上限とし配布			

取組（85） ごみの減量化・資源化の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12	おおむね順調
内容	「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。			
令和6年のイメージ	リサイクルからリユースへのシフトが進み、資源回収量が逡減しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	もったいない食器市等のリユース活動の再開を進める 陶磁器・ぬいぐるみ・金物・靴・かばん等のリユース、リサイクルを継続して行う 資源物の臨時拠点収集を再開する 1人1日あたりごみ排出量 359.9g、資源化率 38.3%	もったいない食器市等のリユース活動の再開を進める 陶磁器・ぬいぐるみ・金物・靴・かばん等のリユース、リサイクルを継続して行う 資源物の臨時拠点収集の回数増加を検討する	(継続)	(継続)
令和4年度実績	廃棄物減量等推進委員と協働で、各公民館・地域センターのイベントへ参加し啓発活動を行いました。また、昨年に引き続き「リサイクル家具販売会&もったいない食器市」を実施し、ごみの減量化を図りました（来場者数約300人、リユース食器：配布キロ数680kg）。清掃センターをはじめとした公共施設にて、陶磁器・ぬいぐるみ・金物・靴などの拠点収集を実施するとともに、社会福祉協議会等と連携したフードドライブ拠点収集を実施しました。さらには、商品棚の手前にある商品や販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買活動である「てまえどり」を国分寺市商工会、リサイクル協力店、コンビニエンスストア等に協力依頼し、食品ロス削減に取り組みました。そのほか、市報・市HP等でごみの減量の仕方などの啓発広報を継続的に実施しました。 令和4年度1人1日あたりごみ排出量 331.6g 資源化率 41.4%			

取組（86） 分別の周知・指導		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	12	おおむね順調
内容	市報やごみ・リサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。			
令和6年のイメージ	継続した啓発、指導により、さらなる減量が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	年間を通して、収集会社担当者と市職員で不分別のごみの排出者に指導を行いました。不分別ごみ6,159件について注意喚起シールの貼付けを行いました。このシール貼付けにより不分別のごみはおおむね解消されています。なお、不分別ごみの排出物件80か所（家屋又は集合住宅単位）には、面談、文書通知及び電話連絡による指導を行いました。			

取組 (86) 分別の周知・指導		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12	おおむね順調
内容	市報やごみ・リサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。			
令和6年のイメージ	市民への分別周知徹底が進み、資源プラスチック、ペットボトル等資源物への異物混入が逡減しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	随時ツイッターやアプリを活用して、分別についての情報提供を行う	(継続)	随時アプリを活用して、分別についての情報提供を行う	随時アプリを活用して、分別についての情報提供を行う
令和4年度実績	ごみ分別アプリを活用して、ペットボトル、せん定枝、生ごみたい肥化について分別方法の周知を行いました(7回)。また、廃棄物減量等推進委員と協働で、各公民館・地域センターのイベントへ参加し啓発活動を行いました。			

主な施策 43	重点プロジェクト	評価
ごみ減量や分別などの普及啓発	⑦	順調

【目的】

ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布、協働による分別体験説明会・イベントの開催、資源物の集団回収の推奨、リーフレットの作成や市報などを通じて、ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発	順調	環境対策課
	おおむね順調	ごみ減量推進課
(88) 説明会やイベントなどでの啓発活動	おおむね順調	環境対策課
	おおむね順調	ごみ減量推進課
(89) 広報活動の充実	順調	環境対策課
	順調	ごみ減量推進課

取組 (87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	12	順調
内容	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し、啓発を行います。			
令和6年のイメージ	ごみ・リサイクルカレンダーの記載内容などの検証及び見直しを行い、より分かりやすく、ごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発がされています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、4年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し（検討委員会8回）	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、5年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、6年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発、7年度版カレンダーの作成及び全戸配布 カレンダーの検証及び見直し
令和4年度実績	環境対策課、ごみ減量推進課の職員で構成する「ごみ・リサイクルカレンダー」の検討委員会において、ごみ・資源物の収集日及び分別方法並びに排出方法など、市民に分かりやすい周知方法や啓発内容について協議を行い、レイアウトの変更やカレンダー部分の余白等を活用し変更点の周知や啓発内容の記載を行いました。 また、検討委員会では「国分寺市廃棄物減量等推進委員会」より提出された、ごみ・リサイクルカレンダーへの改善提案も踏まえて、併せて協議を行い、「令和5年度ごみ・リサイクルカレンダー」を作成し、全戸に配布しました。なお、令和4年度の検討委員会は4回開催いたしました。			

取組 (87) ごみ・リサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12	おおむね順調
内容	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し、啓発を行います。			
令和6年のイメージ	市民への分別周知徹底が進み、資源プラスチック、ペットボトル等資源物への異物混入が逡減しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民や廃棄物減量等推進委員の意見を精査の上反映し、より市民生活に即した分かりやすいごみ・リサイクルカレンダーを作成する。	(継続)	(継続)	(継続)
令和4年度実績	廃棄物減量等推進委員会の意見を踏まえ、市民が容易にごみを分別できるよう「ごみ・リサイクルカレンダー」の見直しを行い、ごみの減量化や資源化に繋がりました。			

取組（88） 説明会やイベントなどでの啓発活動		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	12、17	おおむね順調
内容	分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。			
令和6年のイメージ	出前講座や説明会等の開催、リサイクル情報紙の発行、アプリ・HPの充実が図られています。また、3R講座の開催、集団回収等の連絡会、ビデオや広報誌の活用による啓発活動が推進されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	分別説明会の実施 国分寺まつりなどでの啓発	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントは中止となりましたが、市民を対象とした浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への見学会を新型コロナウイルス感染症対策を講じ、2回開催しました。移動時のバス車内において、飛沫感染防止を講じるため、DVDを活用し、ごみ・資源物の中間処理方法や最終処理方法（焼却灰からエコセメントへのリサイクル）について啓発を行いました。 開催日等：①8月12日（金）参加者14名、②8月19日（金）参加者3名（各回定員20名）			

取組（88） 説明会やイベントなどでの啓発活動		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12、17	おおむね順調
内容	分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。			
令和6年のイメージ	新たなイベントの実施を通して、市民のごみ・資源物の適正排出を積極的に行う気運が醸成されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民のリクエストに応じて分別説明会を可能な限り行う 環境まつりの再開に努め、啓発活動につながるイベントを実施する	市民のリクエストに応じて分別説明会を可能な限り行う 環境まつりに代わる啓発イベントを新たに検討する	市民のリクエストに応じて分別説明会を可能な限り行う 環境まつりに代わる新たな啓発イベントを実施できるようになっている	（継続）
令和4年度実績	市民からの依頼により、ごみの分別説明会を2回開催しました（参加者24人、うちリモート参加3人）。また、廃棄物減量等推進委員と協働で、各公民館・地域センターのイベントへ参加しごみの減量・資源化、分別について啓発活動を行いました。さらには、リサイクル家具販売会＆もったいない食器市や市報・市HP等で広報し、ごみの減量化・資源化図りました。			

取組（89） 広報活動の充実		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	12	順調
内容	市報特集号やＨＰ、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。			
令和６年のイメージ	啓発による分別ルールの周知によって、減量及び資源化が図られています。			
年度別指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	市報やＨＰ、アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発、年１回以上広報	（継続）	（継続）	（継続）
令和４年度実績	市報特集号として「ごみ減量リサイクルだより」を１０月１５日、令和５年３月１５日に発行いたしました。掲載内容については、「令和３年度のごみ・資源物の処理状況」、日野市・国分寺市・小金井市、浅川清流環境組合による合同事業「水銀回収キャンペーン」、「令和５年４月１日より清掃センターへの持込みを休止」、「市内から出されているもやせるごみのゆくえ」や廃棄物減量等推進委員会において編集を行っている「ごみダイエットかわらばん（第２８、２９号）」について掲載しました。 また、ＨＰやごみ分別アプリに「ごみ・資源物の収集日や分別・排出方法等についての情報を更新し周知を図りました。 * ごみ分別アプリダウンロード数：（累計）５５，６５０件			

取組（89） 広報活動の充実		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	12	順調
内容	市報特集号やＨＰ、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。			
令和６年のイメージ	市民がオンライン、オフラインともタイムリーに市の発信する環境関連情報にアクセスできるようになっています。			
年度別指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	現状に即したウェブサイトへのブラッシュアップを行う ツイッターやアプリを活用し、オンタイムでの広報活動を継続して行う	（継続）	（継続）	（継続）
令和４年度実績	ごみ・資源物の分別に関する啓発等のため、廃棄物減量等推進委員会と協働で「ごみダイエットかわらばん」を作成し、新規事業やごみの特集記事を市報（１０月１５日号、３月１５日号）に掲載しました。また、ごみの収集日やごみの分別方法等を確認できるごみ分別アプリのお知らせ機能を利用し、拠点収集開催日の情報を発信しごみの減量化、資源化意識の向上を図りました。			

【環境教育・環境学習】

基本方針 5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

■施策の方向性

基本方針 5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

5-1 環境教育・環境学習の推進

5-2 人づくり、仕組みづくり

5-1 環境教育・環境学習の推進

主な施策 44	重点プロジェクト	評価
多様な主体による環境教育・環境学習の推進	⑦、⑧	順調

【目的】

小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。

また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 35) 全庁的な取組の実施	順調	まちづくり計画課
(90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進	順調	公民館課
(91) 環境に関する啓発活動	順調	図書館課
(92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課
(93) 環境学習・啓発活動体制の推進	おおむね順調	環境対策課
	おおむね順調	ごみ減量推進課
(94) 3R講座の開催	おおむね順調	ごみ減量推進課
(95) 浅川清流環境組合の施設見学の実施	順調	学校指導課

取組（再 35） 全庁的な取組の実施	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 63 ページ参照	まちづくり計画課	4	順調

取組 (90) 公民館における「環境教育・環境学習」の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		公民館課	4、11、13、15	順調
内容	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。			
令和6年のイメージ	公民館で環境学習講座・講演会を継続的に実施し、多くの市民が環境について学んでいます。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	環境学習講座などの実施（3館以上実施）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	【本多公民館】 「ごみを減らそう 分別マスターへの道 ～清潔で環境に優しいまちへ～」(全3回)を開催。ごみの減量・資源化の基本「3R」や正しい分別方法を学び、その後、日野市・国分寺市・小金井市共同の可燃ごみ処理施設等の見学をしました。 【恋ヶ窪公民館】 「自然環境講座＜恋ヶ窪の自然を知る＞」を2回連続講座として開催しました。1回目では公民館の近くにある X 山及び姿見の池の自然について夏から秋に見られる動植物をスライド等で見ながら学び、2回目では実際に現地に赴き直接観察することを通じて自然環境の保護・保全の重要性を学びました。 【光公民館】 「環境講座＜ミライを変える小さな一歩＞～地球と地域の今を知る」を開催し、身近な暮らしと地球環境の緊急の課題が密接に繋がっていることを知り環境問題への関心を深め行動変容が必要であることを学びました。 【もとまち公民館】 5月から11月にかけて植物観察講座〈武蔵国分寺さんぽ〉(全4回)を開催し、史跡武蔵国分寺跡周辺の自然について学びました。また、12月に実施した社会教育実習生とつくる講座〈低山からはじめる山歩き〉(全2回)では、座学だけでなく、高尾山に上り、多摩地区の自然に触れました。 【並木公民館】 「農業体験講座」(春夏期4～9月、秋冬期10～3月)を開催し、借りている農地で参加者が計画を立て野菜の育成を行いました。 また、「子ども農業体験講座」(全11回)を実施しました。農業体験講座参加者を講師に迎え、借りている農地で野菜の種まきや苗植え、収穫など様々な体験をしました。			

取組（91） 環境に関する啓発活動		担当課	SDG s	進捗状況
		図書館課	4	順調
内容	世界環境デー（6月）に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。また、小・中学生の夏休み期間に合わせ、学習や自由研究に活用できる資料の展示コーナーを設置します。			
令和6年のイメージ	環境に関する展示コーナーを設置することによって、市民の環境意識の向上が図れています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	6月の環境月間、世界環境デーは、5館の展示コーナーで環境に関する大人及び児童・生徒を対象に、それぞれ図書の展示・貸出を行いました。また、学校の夏季休業期間中に、夏休みの自由研究として「環境」や「SDG s」等をテーマにした展示を児童コーナーで行いました。夏休みの展示の際に、工作に活用できるようにレシートプリンターの芯を図書と一緒に展示し、持ち帰れるようにしました。			

※世界環境デー

6月5日を環境保全に対する関心を高め啓発活動を図る日として制定された、国連による国際的な記念日のことです。由来は、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念しています。日本とセネガルの共同提案により国連総会で世界環境デーとして制定されました。

取組（92） 環境学習の実施・支援		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	4	順調
内容	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。			
令和6年のイメージ	環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心が高まっています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	要請に応じた講師の選定・派遣 資料や情報の提供	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	市民団体等からの申込（2件）に基づき市環境アドバイザー（2人）を派遣しました。 ①9月11日（日）環境ひろば（ワークショップ）「国分寺駅北口駅前広場の植栽計画について」（参加人数：22人） ②10月22日（土）町会の秋のイベント（参加人数：31人） そのほか、環境情報ライブラリーに令和4年版環境白書（環境省編集）を配架するとともに、令和3年度市環境報告書を公表し、環境学習に関する情報提供を行いました。			

※環境アドバイザー

市に登録している環境に関する識見者のことで、市内の団体が行う環境学習会や観察会などに対し、市から講師役として環境アドバイザーを派遣します。

取組 (93) 環境学習・啓発活動体制の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		環境対策課	4	おおむね順調
内容	出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。			
令和6年のイメージ	ごみ問題への関心を深め、環境に対しての意識の高揚が図れ、ごみの減量化・資源化につながる活動を推進しています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	職員が講師として啓発を実施 イベント（環境まつりなど）20回、市民要望（出前講座・説明会など）15回	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントは中止となりましたが、市民を対象とした浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への見学会を新型コロナウイルス感染症対策を講じ、2回開催しました。移動時のバス車内において、飛沫感染防止を講じるため、DVDを活用しごみ・資源物の中間処理方法や最終処理方法（焼却灰からエコセメントへのリサイクル）について啓発を行いました。 開催日等：①8月12日（金）参加者14名、②8月19日（金）参加者3名（各回定員20名）			

取組 (93) 環境学習・啓発活動体制の推進		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	4	おおむね順調
内容	出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。			
令和6年のイメージ	浅川清流環境組合や今後設置されるリサイクルセンターが市民にとって価値あるレガシーであることが理解されています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	浅川清流環境組合の設置に伴い、小学生の清掃センター見学の新たな体制の構築を行う	前年に作成した新たな枠組みに基づいて、小学生の施設見学等を継続して行う 市民の要請に応じて可能な限り出前講座、分別説明会等を開催することで、大人の学びについても応える	（継続）	（継続）
令和4年度実績	市民からの依頼によりごみ分別説明会を2回、ごみの減量に繋がる学習会を1回実施しました。また、廃棄物減量等推進委員と協働で、各公民館・地域センターのイベントへ参加するとともに、「リサイクル家具販売会&もったいない食器市」（来場者数約300人）を開催し、ごみの減量・資源化に繋がるイベントを実施しました。そのほか、市内全小学校の4年生を対象に、浅川清流環境組合施設を見学し、学生のころからごみの分別や環境問題に触れる機会をつくりました。			

取組（94） 3 R講座の開催		担当課	SDG s	進捗状況
		ごみ減量推進課	4、17	おおむね順調
内容	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3 R講座を開催します。			
令和6年のイメージ	市の環境行政に積極的に関わる市民が増えています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3 R講座（年6回、座学3時間/回、施設見学4か所）を再開し、市と市民が協働でごみ減量活動に携わるための礎とする浅川清流環境組合の設置に伴い講座の内容について再検討を行う	前年までの実績を踏まえ、3 R講座の内容を刷新し、より多くの市民に働きかけることができる講座を構築する	（継続）	（継続）
令和4年度実績	3 R講座について、ごみの現状、焼却施設や最終処分場の見学、分別体験、講演会、イベント参加などのプログラムによる6回の講座を開催しました。内容については、廃棄物減量等推進委員会と協働で、グループ討議等を実施する等参加型の講座となるよう工夫するとともに、実際の処理施設である浅川清流組合施設及び日野市クリーンセンターの見学を講座に組み込み、ごみ処理の様子を実感してもらった。その結果、9名の市民に講座を受講していただき、地域のごみ問題を解決するボランティアリーダーを育成しました（修了者8名）。			

※3 R講座

3 Rとは Reduce（リデュース：減量する・ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再資源化）の英語のRの頭文字を3つとった略語のことです。この講座は、市民を対象に市のごみの現状、リサイクルの現状と処理について理解し、市民と行政の役割分担を明確にし、ごみ減量のボランティアリーダー（廃棄物減量等推進委員）を要請するために実施しています。

取組（95） 浅川清流環境組合の施設見学の実施		担当課	SDG s	進捗状況
		学校指導課	4	順調
内容	小学4年生に実施する社会科の授業の中でごみの流れを取り上げ、浅川清流環境組合の施設見学を実施します。			
令和6年のイメージ	ごみ分別、ごみの減量に対する正しい理解と行動がとれる児童を育て、ひいては、自然環境への関心が育まれています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校全10校で実施（単年）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	小学校4年生の社会科授業において、社会科副読本「わたしたちの国分寺」にある「くらしとごみ」の単元で、ごみの分別や処理方法などについて学びました。また、浅川清流環境組合への施設見学も、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら小学校全校で実施することができました。			



取組（93）可燃ごみ処理施設の見学会の様子と二ツ塚処分場での学習の様子

主な施策 45 地域資源を活用した体験型学習の推進	重点プロジェクト	評価
	②、③	おおむね順調

【目的】

国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 23) 農業体験農園の支援	順調	経済課
(再 24) 市民農業大学	順調	経済課
(再 25) 農ウォーク	順調	経済課
(再 26) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	順調	保育幼稚園課
(再 34) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	順調	まちづくり計画課
	おおむね順調	緑と公園課
(96) 学童体験農園	停滞ぎみ	学校指導課
(97) 児童の収穫体験	順調	学校指導課
(98) エコミュージアム事業の開催	順調	緑と公園課
(99) 科学教室の開催	順調	学校指導課
(100) 宇宙の学校の開催	順調	学校指導課

取組（再 23） 農業体験農園の支援 実績は 53 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	経済課	2、8、15	順調

取組（再 24） 市民農業大学 実績は 53 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	経済課	2、15	順調

取組（再 25） 農ウォーク 実績は 54 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	経済課	2、15	順調

取組（再 26） 市内農園などにおける野菜収穫による 農とのふれあい活動 実績は 54 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	保育幼稚園課	2、4	順調

取組（再 34） 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 実績は 62 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4、6、15、17	順調

取組（再 34） 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 実績は 62 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	緑と公園課	4、6、15、17	おおむね順調

取組 (96) 学童体験農園		担当課	SDG s	進捗状況
		学校指導課	4	停滞ぎみ
内容	農家の指導を受けて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。			
令和6年のイメージ	児童に対する、地域資源を活用した体験学習を通じて、農業をはじめ、自然環境への関心が育まれています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校2校で実施（単年）六小、八小の2校	（継続）	小学校1校で実施（単年）六小の1校	小学校1校で実施（単年）六小の1校
令和4年度実績	地域の農家の協力を得て第六小で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら、学童体験農園を実施し、自然の大切さを学びました。第八小学校は、協力農家の申出により令和4年度から学童農園としての活動は中止となりました。また、新規農園については、学校からの要望はなく、候補となる農地もなかったため、拡充には至りませんでした。			
次年度以降の改善点	今後も候補となる農地やご協力いただける農家の方を探していくことは継続していきますが、校内の農園で活動を行う際に地域の農家の方にゲストティチャーとして、ご協力いただくような取組も併せて推進していきます。また、関係機関との連携を図り、学童農園の拡充に向け、検討してまいります。			

取組 (97) 児童の収穫体験		担当課	SDG s	進捗状況
		学校指導課	4	順調
内容	小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。			
令和6年のイメージ	児童に対する、収穫体験などを通じて、農業をはじめ、自然環境への関心が育まれています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校全10校で実施（単年）	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	校内の農園等で、種まきや収穫体験を行いながら、小学校全校で自然環境への関心を高める活動を計画的に実施しました。			

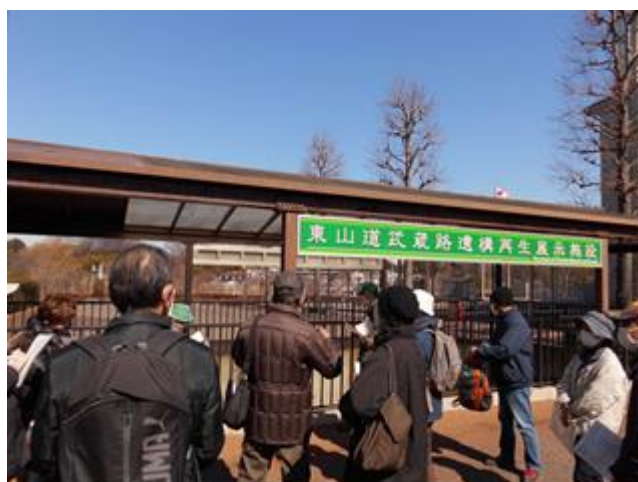
取組 (98) エコミュージアム事業の開催		担当課	SDG s	進捗状況
		緑と公園課	4、15、17	順調
内容	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。			
令和6年のイメージ	市民の歴史文化や自然環境の保全意識の向上が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	市民団体との協働事業の実施及び支援	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	エックス山等市民協議会と協働して、第12回エコミュージアム国分寺を12月に実施し、平兵衛樹林地、稲荷神社、観音寺・川崎平右衛門供養塔、中藤醤油醸造所跡、西町四丁目樹林地（中藤新田分水胎内堀）、西町たいない堀緑地、西町五丁目旧屋敷林、国分寺崖線の始まった場所などを散策しました。26人の参加がありました。参加者から「前回も参加したが、今回新たに胎内堀最新情報がとても有意義な説明で興味深く聞けました。」など多くのご意見をいただきました。			

※エコミュージアム

樹林地や水辺などの地域環境を野外展示物として捉え、博物館と見立てて活用することをいいます。

取組（99） 科学教室の開催		担当課	SDG s	進捗状況
		学校指導課	4	順調
内容	小学５・６年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。			
令和６年のイメージ	小学５・６年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心が高まっています。			
年度別指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	受講者 140 人（単年）	（継続）	（継続）	（継続）
令和４年度実績	子どもたちが科学への興味・関心をもつことを一つの目的として、希望する小学校５・６年生を対象とした科学教室を実施し、参加者は 142 人でした。令和４年度は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら予定通りに開催することができました。 会場：教育センター実験実習室 対象：小学校５、６年生 期間：土曜日を中心に年間を通して実施 回数：５年生コース 14 回 ６年生コース 13 回 指導者：科学分野に造詣の深い、市内外の小中学校教員や専門家 内容：【５年生コース】自然の不思議に気付く観察実験講座、親子野外観察、おもしろ実験など 【６年生コース】現象の裏にある規則性や原理などに気付く観察実験講座、科学工作（ホバークラフト走行会）			

取組（100） 宇宙の学校の開催		担当課	SDG s	進捗状況
		学校指導課	4	順調
内容	小学５・６年生を対象とした「科学教室」の前段階として、５歳児から小学４年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。			
令和６年のイメージ	実験や工作などを行うことで科学に興味を持つ小中学生を育て、ひいては、自然環境への関心が育まれています。			
年度別指標	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	受講者 300 人（単年）	（継続）	（継続）	（継続）
令和４年度実績	令和４年度は新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、予定通りに開催することができました。５歳児から小学校３年生を対象としたキッズコースは 175 組、小学校３・４年生を対象としたファンダメンタルコースは 118 人の参加がありました。			



取組（98） 東山道武蔵跡遺構再生展示場施設見学の様子

主な施策 46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	重点プロジェクト	評価
	⑧	順調

【目的】

環境に関するイベントや講座の開催、環境関連図書の設置、環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など、環境学習に関する情報提供を進めます。

また、市民や学校などと連携しながら、子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 37) 環境保全に関する P R	順調	まちづくり計画課
(再 92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課

取組（再 37） 環境保全に関する P R 実績は 65 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4	順調

取組（再 92） 環境学習の実施・支援 実績は 113 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4	順調

主な施策 47 環境活動の促進と支援	重点プロジェクト	評価
	—	順調

【目的】

環境アドバイザーの派遣、省エネセミナーなどを開催し、市民や事業者等の環境活動を促進するとともに、ホームページなどで市民等の環境保全活動を紹介するなど、その取組を支援します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課

取組（再 92） 環境学習の実施・支援 実績は 113 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4	順調

5-2 人づくり、仕組みづくり

主な施策 48	重点プロジェクト	評価
環境教育・環境学習の機会の促進	⑨	順調

【目的】

環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動、地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催、地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など、市民、事業者等、市が協働して環境教育・環境学習を促進します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課
(101) 環境ひろばの開催	おおむね順調	まちづくり計画課

取組（再 92） 環境学習の実施・支援	担当課	SDG s	進捗状況
実績は 113 ページ参照	まちづくり計画課	4	順調

取組（101） 環境ひろばの開催		担当課	SDG s	進捗状況
		まちづくり計画課	4、17	おおむね順調
内容	環境ひろばを開催し、市民、事業者等、市の環境に関する意見交換を行い、環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど、市民や事業者等への啓発活動を推進します。			
令和6年のイメージ	環境ひろばを通じて、市民・事業者等・市の環境に関する意見交換が図られ、環境教育・環境学習の機会の促進が図られています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	環境ひろばの開催月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催（参加者の満足度：72%）	環境ひろばの開催月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催月1回開催 環境まつり等のイベントで環境に関する啓発を年3回以上実施 環境シンポジウムの開催（参加者の満足度：74%）
令和4年度実績	環境に関する意見交換の場として、環境ひろばを、環境シンポジウムを開催した2月を除き毎月開催しました（11回）。 イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により国分寺まつり及び環境まつりは中止となりましたが、「リサイクル家具販売会&もったいない食器市」において、チラシ配布による環境配慮行動等に関する啓発を行いました。そのほか、「姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦」を開催し、外来生物の脅威と生物多様性について普及啓発を行いました。 また、環境シンポジウムについては、会場とオンラインにより開催しました。 【環境シンポジウム開催状況】 テーマ：「国分寺の湧水・池・野川・水循環のまとめ～地下水の恩恵～」 講師：水循環研究所 所長 飯田 輝男 氏 参加者数：125人（会場参加者：95人、オンライン参加者：30人） 参加者満足度：54% （補足）参加者の満足度について、オンライン配信設備の音声不良があったことなどが理由として考えられます。			

主な施策 49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	重点プロジェクト	評価
	⑨	順調

【目的】

わんぱく学校などを通じて、人とのかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに、環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携、ネットワークづくりを支援します。

【関連する取組】

取組名	進捗状況	担当課
(再 92) 環境学習の実施・支援	順調	まちづくり計画課
(102) 青少年地域リーダーの育成	順調	社会教育課
(103) わんぱく学校	順調	社会教育課

取組（再 92） 環境学習の実施・支援 実績は 113 ページ参照	担当課	SDG s	進捗状況
	まちづくり計画課	4	順調

取組（102） 青少年地域リーダーの育成		担当課	SDG s	進捗状況
		社会教育課	4	順調
内容	豊かな地域づくりに貢献できる青少年地域リーダーとしての活動の基礎を学びます。 将来、市の地域のリーダーや青少年委員として活躍する人材を育成します。			
令和 6 年の イメージ	青少年地域リーダー講習会受講者を中心に、中学生、高校生、大学生が地域のイベントにボランティアとして積極的に参加されています。			
年度別 指標	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	青少年地域リーダー講習会参加人数 20 人（単年）、8 回実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和 4 年度 実績	開催計画 10 回 実施回数 9 回 参加人数 23 人 4 月 10 日 ひかりプラザにて開講式、初心者講習を行いました。 5 月 21 日 ひかりプラザにてレクリエーションの企画、練習を行いました。 5 月 29 日 野川公園におけるデイキャンプにて、わんぱく学校生へ指導やリーダー補助を行いました。 7 月 17 日 宿泊実習で予定するレクリエーションの練習を行いました。 8 月 11 日 宿泊実習の準備を行いました。 8 月 19 日～21 日 長野県飯山市において宿泊実習を行い、わんぱく学校生のサポートを行うとともに、現地で様々な活動を体験しました。 10 月 10 日 黒川青少年野外活動センターで防災調理体験を行いました。 12 月 18 日 ジャガイモの調理を行いました。 3 月 5 日 ひかりプラザにて閉講式及び修了制作を行いました。 令和 4 年度においても、わんぱく学校での運営補助や地域ボランティア参加を通して青少年地域リーダーの育成を行うことができました。			

*青少年地域リーダー講習会

子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる青少年を育成するため、中学生・高校生を対象に、次世代の地域リーダー育成の講習会を実施しています。

取組（103） わんぱく学校		担当課	SDG s	進捗状況
		社会教育課	4	順調
内容	仲間との交流を通して、自然や文化などに親しみ感受性を豊かにし、互いに思いやり、協力するなどの人間性を育みます。 市内の自然環境や市の歴史を学ぶことで、子どもたちのふるさと国分寺に対する郷土愛を育みます。			
令和6年のイメージ	わんぱく学校を通じて、児童が体験学習や地域の人との交流を経験することで、国分寺市を理解する機会を与え、郷土愛が育っています。			
年度別指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	参加者 40 人（単年）、 11 回実施	（継続）	（継続）	（継続）
令和4年度実績	実施計画回数 11 回 実施回数 11 回 参加人数 40 人 4 月 10 日 ひかりプラザにて開校式及び仲間づくりレクリエーションを実施しました。 5 月 15 日 第四小学校にてハンディキャップ学習・ボッチャ体験を行いました。 5 月 29 日 野川公園にてデイキャンプを行い、火おこしを体験しました。 6 月 12 日 第四小学校や武蔵国分寺、お鷹の道周辺にてウォークラリーを行いました。 8 月 7 日 ひかりプラザにてうどん作りや宿泊実習の説明会を行いました。 8 月 19 日～21 日 長野県飯山市において宿泊実習を行いました。 9 月 18 日 ひかりプラザにて、鍋を用いての炊飯体験と工作を行いました。 10 月 30 日 野川公園にてデイキャンプと工作を行いました。 11 月 13 日 国分寺市を源流とする野川を、散策し、多摩川まで歩きました。 12 月 4 日 11 月 13 日に引き続き、多摩川沿いを羽田まで歩きました。 3 月 12 日 ひかりプラザにてミニ運動会と閉校式を行いました。 活動をととして連帯・創造・実践し、青少年リーダーの資質を身に着ける取組を行いました。			

*わんぱく学校

体験学習や仲間との交流を通して、子どもたちの感受性・人間性を伸ばし、青少年リーダーとしての資質を育てることを目的に野外活動・ボランティア活動・体験学習を実施しています。



取組（103）多摩川沿いを歩く様子と野川公園にてウォークラリーの様子

第5章 環境学習・啓発活動等

1 環境ひろばと市の共催事業

(1) 第18回環境シンポジウムの開催

多くの市民と環境問題について考える機会として、国分寺市環境ひろばと協働で環境シンポジウムを開催しました。

テーマ： 国分寺の湧水・池・野川・水循環のまとめ ～地下水の恩恵～

講師： 水循環研究所 所長 飯田 輝男 氏

日時： 令和5年2月19日（日）

会場： リオンホール及びオンライン開催

参加者： 125人（会場95人、オンライン30人）



(2) 国分寺まつり・環境まつりへの参加

例年、環境基本計画の紹介、国分寺市環境ひろばのPR及び省エネに関する情報提供などを目的に国分寺まつり、環境まつりに参加していますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

2 課別事業一覧

※**協働**…地域の様々な課題を解決していくために、自治の担い手である市民や事業者等と市が共通の目的を設定できる事柄について対等な協力関係の下に、それぞれができることを役割分担し、その実現に向けて協力して取り組むこと。

●防災安全課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
井戸端会議の実施	毎月1回実施 (11か所)	地域社会における災害時の生活用水の確保、水と緑を通した都市環境の保全、市民のふれあいの場の確保等を目的として設置した24か所(うち2か所は民間井戸)について市民と協働して維持・管理を行いました。 11か所の井戸について、周辺に住んでいる市民防災推進委員や住民を中心として井戸端会議及びポンプ管理、清掃、簡易水質検査を行い、同時に防災に関する情報交換等を行いました。
市民防災 まちづくり学校 (通算41回目)	11回実施 受講生33人 (修了者26人)	防災都市づくりを総合的に進めるために、市民への防災まちづくりに関する教育、情報の提供を系統的・体系的に行って市民意識の高揚を図ると同時に、地域における市民防災の発展、あるいはまちづくりを自主的に推進するリーダーを養成することを目的としています。 修了者数累計 1,471人 令和4年度修了者のうちから市民防災推進委員を26人認定しました。認定者数累計 1,325人
協働 イザ! カエルキャラバン!	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	

●経 済 課		
事 業 名	実施日・参加者数等	事 業 内 容・目的 等
市民農業大学	受講生 29 人 (うち修了生 24 人)	農業者が講師となり、市民が農作物の播種・定植から除草等の圃場管理・収穫まで一連の農作業を体験することによって、農業者と市民の相互理解を促進し、農業とふれ合う市民のすそ野を拡大しました。
援農ボランティア推進事業	市民農業大学で「援農ボランティア技術習得講座」を実施	市民農業大学受講生を対象に援農ボランティア技術取得講座を実施し、出席率により 24 人を東京都の「援農ボランティア」として認定しました。講座は実習（市民農業大学の実習を兼ねる）10 単位・座学 3 単位・体験学習（実務研修含む）3 単位を実施し、講座内容の充実を図りました。 平成 8～令和 4 年度に（公財）東京都農林水産振興財団が認定した「援農ボランティア」のうち派遣希望のあった 82 人を 18 戸の農家に派遣しました。
市民農園	全 4 農園 330 区画	市民が野菜の栽培を通じて土に親しむとともに、生産の喜びを味わい、市民相互の交流を深め豊かな余暇生活の実現を図りました。
親子農業体験教室	5 月～8 月 7 回実施 参加者 10 組（20 人）	市内在住の小学生親子を対象に、市民農業大学修了生の指導により播種から収穫までを体験しました。
収穫体験付き野菜作り体験講習会	11 月 20 日、12 月 4 日 参加者 15 人	土作りから収穫までの作業を体験しました。

●健康推進課		
事 業 名	実施日・参加者数等	事 業 内 容・目的 等
食育講座	6 月 25 日 参加者 24 人 7 月 28 日 参加者 10 人 11 月 17 日 参加者 25 人	親子食育講座 2 回、大人向け講座を実施しました。 （6 月 25 日）「親子で作る料理体験会 おいしく作って食べよう」 （7 月 28 日）「親子でクッキング体験会 おいしくて元気になるおやつのおべ方」 （11 月 17 日）「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」
	7 回実施 (動画配信 1 回含む) 参加者 177 人 (視聴回数 263 回)	食育に関する出前講座を子どもから高齢者を対象に実施しました。

●まちづくり計画課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
協働 環境ひろば	毎月第3日曜日 (原則)	市民・事業者・市が一堂に会し、環境をテーマに意見交換を行う場として年11回開催するとともに、イベントでの啓発活動、環境シンポジウムを実施しました。
協働 環境シンポジウム	2月19日 参加者数125人 (会場95人、 オンライン30人)	環境ひろばと協働して、環境に関する講演会を実施しました。 第18回国分寺市環境シンポジウム テーマ：「国分寺の湧水・池・野川・水循環 ～地下水の恩恵～」 ・講師：水循環研究所 所長 飯田 輝男 氏 ・市内環境活動団体紹介（3団体）
アメリカザリガニ 捕獲大作戦	10月2日 参加者数 12組26人 (市内在住の小学生 と保護者)	姿見の池緑地において、外来生物による生態系等に及ぼす被害の軽減や自然に対する興味関心を育てることを目的に、小学生向けのイベントとして、外来生物であるアメリカザリガニの捕獲イベントを実施しました。（アメリカザリガニ捕獲数：39匹） また、国分寺市環境アドバイザーを招き、アメリカザリガニをはじめとした、外来生物と水辺の生きものをテーマにお話をいただき、外来生物の脅威や生物多様性の保全について普及啓発を行いました。
環境情報 ライブラリー	—	環境に関する図書・資料の閲覧に供するため、令和4年度版環境白書（環境省編集）を配架しました。
環境家計簿 モニター	期間 7月～9月（夏期） 12月～2月（冬期） 参加世帯 合計60世帯	家庭における電気・ガスの使用量を把握することで、省エネ意識を高め、地球温暖化防止に寄与することを目的として実施しました。 夏期と冬期にモニターを募集し、電気・ガスの使用量から算出した温室効果ガス排出量や各世帯で工夫したエコライフ（省エネルギー生活）の取組の報告を受け、取りまとめた結果を公表しました。

●交通対策課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
協働 駅前放置自転車 クリーンキャンペーン	10月22日～10月31日	キャンペーン期間中は、放置自転車の放置防止指導を毎日実施するとともに、放置自転車の撤去回数を通常よりも増やし、撤去活動を強化しました。

●緑と公園課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
協働 エックス山等緑地保全事業	(作業) 毎月第2・3・4金曜日 (会議) 毎年1・4・7・10月 第2金曜日	エックス山等市民協議会と協働して、四半期ごとに1回意見交換を行うとともに、毎月3回(ただし会議日を除く)西恋ヶ窪緑地において維持管理作業を実施しました。定例作業のほか、樹木更新を実施するため、11月から2月までの間、週3回活動しました。
協働 砂川用水路維持管理事業	毎月第1月曜日 毎月第2・4土曜日 定例作業	美しい用水の会と協働し、毎月3回の定例作業として、砂川用水のより良い環境維持を目的に、水路ののり面の除草やごみ揚げ清掃、樹木剪定などを実施しました。
協働 姿見の池周辺維持管理事業	毎月第1・4日曜日 定例作業	緑と自然を育てる会と協働して、姿見の池周辺緑地において、良好な環境保全を目的に水路ののり面の除草、清掃及び草花等の補植・管理を実施しました。
エコミュージアム	12月2日 参加者 26人	市内を博物館に見立て、何気なく目にしている自然や生活環境を、歴史や文化・伝統に根ざした視点から、散策しました。平兵衛樹林地にはじまり、西町四丁目樹林地(中藤新田分水胎内堀)、国分寺崖線の始まった場所などを訪れました。
夏休みこども自然教室(自習編)	各小学校へお知らせを配布、ホームページで紹介	西恋ヶ窪樹林地において、植物の説明板の設置やセミの抜けガラを調べられる資料の作成を行い、ホームページで紹介しました。
バードウォッチング	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
湧水源周辺散策	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	

●環境対策課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設 見学会	8月12日（金） 参加者 14人 8月19日（金） 参加者 3人	日野市に建設された3市（日野市・国分寺市・小金井市）の共同による可燃ごみ焼却処理施設（令和2年4月稼働）の見学を通じ、家庭から排出されるもやせるごみの処理工程等について学び、市民による「ごみの減量・資源化の推進」を図ることを目的として開催しています。
三多摩は一つなり 交流事業	参加者の都合により中止となりました。	
協働 喫煙マナーアップ キャンペーン	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
協働 クリーン運動	11月13日（日） 参加団体 58 団体 参加者 2,218 人	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づいて自主的に清掃活動を行い、地域環境の向上を図ることを目的としています。 昭和51年に始まった国分寺市民クリーン運動も72回を数え、市民の間に定着し、11月に公共の場所での一斉清掃を実施しました。 平成27年度からひとりでも多くの市民に参加してもらうため、自治会・町内会など団体に加えて、各種団体に加入していない方やマンションの管理組合などに対しても参加を呼びかけました。

●ごみ減量推進課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
協働 3R講座	6月～11月 6回 受講生 9人 (修了者 8人)	市のごみ処理、リサイクルの現状と処理について理解を深め、市と市民が協働して地域のごみ問題を解決するために、ボランティアリーダーの育成を目的とした3R講座を実施しました。 修了者のうち9人へ廃棄物減量等推進委員を委嘱しました。
協働 国分寺環境まつり (中止) リサイクル家具販売会&もったいない食器市	12月4日 会場 清掃センター 来場者 約300人	国分寺環境まつりは中止しましたが、規模を縮小して廃棄物減量等推進委員会と協働でリユースを目的とした「リサイクル家具販売会・もったいない食器市」を開催しました。公民館や清掃センターへ持ち込まれる陶磁器の無料配布や粗大ごみとして出された家具を修理して販売しました。その他にも、たい肥の無料配布等や、社会福祉協議会により家庭で余っているお米や缶詰等の持ち込みをしてもらうフードドライブを実施しました。
ごみの分別・ 出し方の啓発	イベント 1回	「リサイクル家具販売会・もったいない食器市」に分別よろず相談所を出店し、市民にごみの分け方・出し方を詳細に説明しました。
	分別出前講座 2回 参加者 24人 (内リモート3人)	市民からの依頼により、ごみや資源物の分別に関する説明会を実施しました。

●学校指導課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
授業における環境学習 浅川清流環境組合の見学	全市立小学校	社会科副読本「わたしたちの国分寺」にはくらしとごみの単元があり、ごみの出し方、行方、量、再利用等について調べました。また、4年生を対象に浅川清流環境組合への施設見学を実施しました。
科学教室	(5年生コース) 年間延べ32回実施 参加者82人 (6年生コース) 年間延べ32回実施 参加者60人	5年生コースでは「光の科学」「親子野外観察」「大気化学」「水の科学」を、6年生コースでは「植物の科学」「土の科学」「電気の科学」を取り上げ観察や実験を行いました。
ジュニア科学教室 「宇宙の学校」	キッズコース 参加者 175組 ファンダメンタルコース 参加者 118人	キッズコース 5歳児から小学校2年生を対象 ファンダメンタルコース 小学3・4年生を対象 宇宙・身の周りの自然や不思議な現象を考え、自然科学をテーマとした実験・工作を行うことで、子どもの好奇心や冒険心を育むことを目的として、配布する科学冊子を用いた家庭学習と3回のスクーリングを実施しました。
学童体験農園	第六小学校で実施	農家の指導を受けながら、土づくり、種まきから収穫までの一連の作業を通して、児童に勤労の尊さや喜び、成就感を実感させるとともに協調性を養うことを目的に実施しました。

●社会教育課		
事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
青少年地域リーダー講習会	4月～3月（10回） 参加者 23人	子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる青少年のリーダー（中学生から大学生）を育てることを目的としてさまざまな講習会を実施しました。
わんぱく学校	4月～3月（11回） 参加者 40人	子どもたち（小学5・6年生）の感受性・人間性を伸ばし、地域の未来のリーダーとしての資質を育てることを目的として、野外活動や体験学習を実施しました。

●ふるさと文化財課		
事業名	開催日・参加者数等	事業内容・目的等
ゴールデンウィーク 子どもイベント 「なぞときビンゴ」	4月30日～5月8日 参加者 66人	史跡内を歩いて回りクイズを解くイベント。参加した子どもたちは史跡を巡りビンゴ形式のクイズを解き、正解者には景品として、シールやクリアファイルを景品として渡した。
ふるさと文化財愛護 ボランティア養成講座	6月15日・7月6日・ 7月27日・9月7日・ 10月5日・10月19日・ 11月16日 参加者 24人	史跡ガイド・普及ボランティア・調査ボランティアの3部門のボランティアを募集し、国分寺市の歴史と文化財の保護、ボランティアの活動等についての講義と実習を実施。全7回
市外文化財めぐり	7月23日 参加者 21人	国分寺市の歴史を深く理解するため、山梨県笛吹市をバスツアーにて訪れ、武蔵国分寺跡と同時に史跡指定された甲斐国分寺跡や、関連する古代遺跡・文化財を見学した。また、釈迦堂遺跡博物館では、土偶作りワークショップも行い、縄文から古代についての見聞を広めた。
夏休み子どもプログラム 「ぬりえ」	7月23日～9月4日 参加者 15人	夏休み子どもプログラムのイベントの一環として、9種類のぬりえを用意し、武蔵国分寺跡資料館に来場した参加者に配布した。また、おたかの道湧水園でもぬりえ作業ができるスペースを用意し、希望に応じて作品の写真を撮り、資料館のデジタルサイネージで掲示した。
夏休み子どもプログラム 「レプリカをつくろう」	8月6日 参加者 20人	小中学生を対象とした文化財に触れるワークショップを開催し、鎧瓦や土器・石器等のレプリカ作成体験を実施した。
夏休み子どもプログラム 「拓本教室」	8月20日 参加者 25人 10月16日 参加者 57人	和紙を文字や文様が描かれた古代瓦の上に置き、クーピーペンシルで文字を浮き上がらせる手法の拓本教室を行った。体験前には瓦に刻まれた文字を理解できるように、武蔵国内の郡名がわかる地図や瓦の説明を掲載した資料で説明を行い、文化財への理解を深める機会とした。完成した拓本はハガキサイズの台紙に貼り付けて作品とした。

●ふるさと文化財課		
事業名	開催日・参加者数等	事業内容・目的等
こくぶんじジュニア 歴史検定	9月3日 参加者 10人	市内在住・在学の小学5・6年生を対象に、問題数30（4者択一）で40分間の検定時間を設けて実施した。成績優秀者には参加者全員に配布の認定証に加え、賞状と記念品を贈呈。成績優秀者は、史跡指定100周年記念講演会で表彰した。
都立武蔵国分寺公園連携事業 「むさしのガーデン紀行」 オープンカフェ 「ミニガイド」	10月9日 参加者 19人	むさしの・ガーデン紀行が行う「オープンカフェ&パネル展示」において、史跡地周辺のミニツアー及び武蔵国分寺の歴史にかかるパネル展示及び史跡の概要にかかる解説を行った。
市内文化財めぐり	10月10日 参加者 10人	国分寺の国指定重要文化財「木造薬師如来坐像」の御開帳に合わせ、史跡武蔵国分寺跡周辺をふるさと文化財課職員が案内。国分寺市観光協会と共催で実施（東京文化財ウィーク参加事業）
秋の子ども向けイベント 「歴史なぞときクイズ」	10月29日～11月6日 参加者 105人	教育7DAYS及び東京文化財ウィーク2022企画事業の一つとして実施した。武蔵国分寺跡資料館及び長屋門などにヒントがあるクイズとし、展示物にまつわる9つのクイズに答えることにより1つの言葉を完成させるものとした。
秋の子ども向けイベント 「レプリカをつくろう」	11月6日 参加者 18人	教育7DAYSの一環及び東京文化財ウィーク2022企画事業の一つとして実施した。同時開催の歴史なぞときクイズの参加やボランティアによる資料館案内、レプリカの見本となった遺物の解説などを実施した。
観光考古学会パネル ディスカッション 「武蔵国分寺跡の保存と観光活用」	11月19日 参加者 174人	プログラムは3部構成で行い、国分寺跡のこれまでの整備の経緯、崖線に隣接した豊かな自然環境との共存、今後の観光活用の展望等について、国分寺市と深いつながりのある府中市をはじめ、多くの有識者等による発表及びパネルディスカッションにより武蔵国分寺跡の観光資源としての活用について理解を深めた。
武蔵国分寺跡史跡指定・住田正二先生生誕100周年記念歴史講演会「武蔵国分寺の造営と文字瓦」	12月11日 参加者 144人	文化財資料展示室にて展示されている極めて学術性が高い古瓦は、故住田正一氏が収集し、2005年に御子息である故住田正二氏が理事長を務めた公益財団法人交通研究会より寄託された資料である。武蔵国分寺跡が国指定史跡となった令和4年は住田正二氏の生誕100周年でもあるため、この2つの100周年を記念した歴史講演会を開催した。
「川崎・伊奈両代官謝恩塔」保存修理記念公開解説	3月12日 参加者 45人	昭和39年に市の文化財として指定した「川崎・伊奈両代官謝恩塔」は、表面に刻まれた文字が剥落するなど石材の劣化の進行が著しかったため、令和4年度に保存修復工事を実施。並木公民館歴史講座「玉川上水と『上水記』」の講座に合わせて、講座の当日に修復された塔のお披露目及び、現地説明を実施した。

●公民館事業			
事業名		実施日・参加者数等	事業内容・目的等
本多公民館	環境講座〈ごみを減らそう 分別マスターへの道 ～清潔で環境に優しいまちへ～〉	10月（3回） 参加者 11人 延べ 22人	ごみの減量・資源化について、講義と施設見学を通して学ぶ。 講義では解説を聞くだけでなく、クイズ、迷いやすいごみの現物を用いた分別体験、DVDの視聴等も行いながら理解を深める。施設見学では、日野市・国分寺市・小金井市共同の「浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設」と、隣接する「日野市クリーンセンター」に伺い、ごみ・資源物を処理する上での課題等を知る機会とする。最終回では、グループワークを通し、今後の生活で自分たちができることを具体的に考える。
恋ヶ窪公民館	自然環境講座〈恋ヶ窪の自然を探る〉	9月（2回） 参加者 13人 延べ 24人	身近な自然環境を理解する切り口として、一回目には、恋ヶ窪の自然環境と人びとの暮らしがどのように関わってきたかを学ぶ。二回目に姿見の池をメインにしたフィールドワークを行い、地域の再発見の機会とする。
	ジュニアサロン まなびの広場〈SDGsを学ぶ～みつろうラップを手作りしよう～〉	12月（1回） 参加者 5人	地球温暖化への危機感が高まっている現在では、環境にやさしい行動が当たり前として位置づけられつつある。そのため、SDGsの目標の一つである「つくる責任、使う責任」について子どもが考え、自分たちの行動が及ぼす影響と改善策を日常生活とむすびつけて考えられるようにする。そのきっかけの一つとして「みつろうラップ」を自らつくり、正しい使い方とそれを使う効果について学ぶ。
光公民館	環境講座〈ミライを変える小さな一歩 ～地球と地域のいまを知ろう～〉	11月（全2回） 参加者 34人 延べ 43人	各地に影響を及ぼしている異常気象にみられる気候変動の現状と、海洋プラスチック汚染の状況について知り、私たちの暮らしと地球規模の現象との繋がりを認識し、日々の生活のなかでできる工夫を考える機会とする。 第1回では、オランダ・アムステルダムに本部を置き、世界55か国以上で活動する国際環境NGO職員のお話から学ぶ。 第2回では、地域住民による廃棄物減量等推進委員会メンバーの進行で、各家庭でできるごみ分別のポイントを講義とクイズで楽しく身につける。
もとまち公民館	植物観察講座〈武蔵国分寺さんぽ〉	5・7・9・11月（全4回） 参加者 15人 延べ 53人	史跡指定100年を迎える武蔵国分寺跡を、遺構の残る場所としてだけでなく、さまざまな植物をたのしむ場所として親しんでもらうため、植物観察家の鈴木純さんを講師に迎え、通年の植物観察会（3回）を行う。また、史跡の植生とその変遷について学ぶ座学講座（1回）を実施した。
	社会教育実習生とつくる講座〈低山からはじめる山歩き〉	12月（2回） 参加者 19人 延べ 29人	初心者向けの登山に関する知識や山の魅力を紹介する。1回目は山の魅力はさまざまであるが、本講座では登山を通じた山の魅力について焦点を当てて紹介、2回目は実際に高尾山に登ってみる。
	SDGs講座〈今日からはじめるSDGs〉	7月（2回） 参加者 16人 延べ 25人	SDGsについて正しく理解してもらい、気軽に考えてもらうためにSDGsのカードゲーム『2030 SDGs』をプレーしてもらい、考え方や取り組みについて体験しながら学んでもらう。また国分寺でSDGsに関する取り組みをすでに実践している方を講師に招き、市内の事例について語ってもらうことで、SDGsについてより身近な問題として認識してもらう。
並木公民館	農業体験講座（並木ファーマーズ）	4月～9月（全45回） 参加者 31人・延べ1,065人 10月～3月（全44回） 参加者 33人・延べ960人	地元の農家の方の協力・実技指導を得ながら約40種類の作物を、仲間と育て収穫をした。 参加者同士が農業を通して結びつくことで、地域理解と都市型農業について考えるきっかけとする。
	子ども農業体験講座	5月～10月（全11回） 参加者 20人 延べ 164人	野菜の播種、苗植え、収穫までを体験した。 農作業を通じ、命を育てることや自然環境の大切さを地域の人たちとともに学び、自然との共生を意識するきっかけづくりとする。また、農作業を通じ地場野菜への興味関心を高め、地場の農作物についての知識を深めることも目的としている。

第6章 委員会等の開催実績

1 国分寺市環境審議会（附属機関）

環境基本条例に基づき、令和4年度環境報告書（令和3年度実績）の内容などについて協議しました。

回	開催日	内 容
1	令和4年 7月19日	・環境基本計画の推進体制について
2	8月23日	・次期（第三次）国分寺市環境基本計画に向けたフレーム検討について
3	令和5年 1月31日	・次期（第三次）国分寺市環境基本計画に向けたフレーム検討について
4	3月6日	・次期（第三次）国分寺市環境基本計画のあり方に係る意見書（案）について ・「（仮称）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）」及び 「第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」の策定について

2 国分寺市環境推進管理委員会

環境基本条例に基づき、環境基本計画実施計画に係る環境施策の進捗状況の確認・評価を行いました。

回	開催日	内 容
1	令和4年 7月27日	・令和3年度実績管理票の確認及び評価について
2	8月22日	・令和3年度実績管理票の確認及び評価について
3	10月24日	・令和3年度実績管理票の確認及び評価について
4	12月26日	・令和3年度実績管理票の確認及び評価について ・令和4年度国分寺市環境推進管理委員会報告（案）について

3 国分寺市環境ひろば

環境基本条例に基づき、毎月原則第三日曜日に市民・事業者・市により、環境をテーマに意見交換する場として開催しました。

回	開催日	内 容	参加者
208	令和4年 4月17日	報告 ・環境審議会、環境推進管理委員会について など 協議 ・フリートークのテーマ、ひろばニュース など フリートーク「姿見の池の現況と復活の歴史」	11人
209	5月15日	報告 ・市報記事について など 協議 ・環境シンポジウムのテーマ、講師について など フリートーク「姿見の池の現況と復活の歴史 その2」	9人
210	6月19日	報告 ・姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦の開催について など 協議 ・環境シンポジウムのテーマ、講師について など フリートーク「姿見の池の現況と復活の歴史 その3」	12人
211	7月24日	報告 ・令和4年度夏期環境家計簿モニターについて など 協議 ・環境シンポジウムのテーマ、講師について など フリートーク「国分寺市の外来動植物について」	10人
212	8月21日	報告 ・子ども体験塾について など 協議 ・環境シンポジウムのテーマ、構成について など フリートーク「国分寺市の動植物について」	11人
213	9月11日	ワークショップ（講義・現地見学会） 「国分寺駅北口駅前広場の植栽計画について」 講師 東京農工大学名誉教授 福嶋 司 氏	22人
214	10月16日	報告 ・姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦について など 協議 ・環境シンポジウムの開催について など フリートーク「令和3年度環境報告書（令和2年度実績）について その1」	9人
215	11月20日	報告 ・環境推進管理委員会の開催について など 協議 ・環境シンポジウムの開催について など フリートーク「令和3年度環境報告書（令和2年度実績）について その2」	8人
216	12月18日	報告 ・環境推進管理委員会の開催について など 協議 ・フリートークのテーマ、ひろばニュース など フリートーク「次期環境基本計画に向けた意見交換」	8人
217	令和5年 1月15日	報告 ・環境審議会、環境推進管理委員会の開催について など 協議 ・令和5年度の環境ひろば開催日程について など フリートーク「第18回国分寺市環境シンポジウムのテーマ：水循環について」	12人
218	3月19日	報告 ・環境シンポジウムの参加者数等について など 協議 ・フリートークのテーマ、ひろばニュース など フリートーク「次期環境基本計画に向けた検討（自然環境）」	12人

第7章 その他の市の環境配慮の取組実績

1 地球温暖化防止行動計画（市役所版）

（1）計画策定の背景と現在の国における目標の推移

気候変動枠組条約に基づき、平成9年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、二酸化炭素（CO₂）に代表される6種類の温室効果ガスの排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた「京都議定書」が採択されました。京都議定書は、先進国に対して、第一約束期間（平成20年～平成24年）における温室効果ガスの排出削減目標が定められ、我が国は、温室効果ガスの排出量を基準年（平成2年）比で6%削減することが義務付けられました。

京都議定書は、先進国のみを削減義務の対象としていることや、後に、当時最大の排出国であった米国が脱退するなどの課題があったものの、歴史上初めて、温室効果ガス排出削減の国際的な数値目標を定めたことになり、国際社会が協力して温暖化対策に取り組む重要な一歩となりました。

平成27年にフランス・パリで開催されたCOP21では、令和2年以降の温暖化対策の国際的な枠組みを示す「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界の190以上の国・地域が参加しており、世界共通の長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そして、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

また、令和3年にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、「グラスゴー気候合意」が採択され、初めて国際社会がパリ協定の「1.5℃目標」に足並みを揃え、令和32（2050）年カーボンニュートラルに挑むことが強調されました。

我が国においては、令和2年に地球温暖化対策推進本部において、「令和12（2030）年度において、平成25（2013）年度比26.0%減（平成17（2005）年度比25.4%減）の水準にする削減目標を確実に達成することを目指す。また、この水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく。」ことを決定しました。

また、同年10月、当時の菅内閣総理大臣の所信表明演説において「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この宣言により、令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、2050年までのカーボンニュートラルの実現を基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めました。

（2）地方公共団体（市）の責務

地球温暖化対策推進法第4条において、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものと定められています。

また、同法第21条において市の実施する事務事業による温室効果ガス排出削減等のための実行計画の策定・公表等が義務付けられるとともに、実行計画において、区域の自然的社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努めること等が求められています。

（３）国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）

地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年３月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、市の実施する事務事業による温室効果ガスを中心に、継続して削減に取り組んできました。

平成31年３月には、「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」の計画期間の満了に伴い、「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」を策定しました。本計画では、基準年度である平成25年度の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、令和12年度までに40％削減、中間目標として、計画期間最終年度である令和５年度までに16.7％削減することを目標に掲げています。

表 7－1 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成 18 ～23 年度	平成 16 年度	■平成 16 年度の総排出量（20,439.2 t-CO₂）に対し、平成 23 年度までに 6％（1,226.4 t-CO₂）の削減目標 ■平成 23 年度総排出量（13,157 t-CO₂）35.6％削減、目標達成
第二次計画	平成 24 ・25 年度	平成 22 年度	■平成 22 年度の総排出量（15,279.2 t-CO₂）に対し、年度ごとに 1％ずつ削減をし、平成 25 年度までに合計 2％（305.6 t-CO₂）の削減目標 ■平成 24 年度総排出量（14,444 t-CO₂）5.5％の削減 平成 25 年度総排出量（15,254 t-CO₂）0.2％の削減 2 か年の合計 5.7％削減により、目標達成
第三次計画	平成 26 ～30 年度	平成 24 年度	■平成 24 年度の基準排出量（10,443 t-CO₂）に対し、平成 30 年度までに 15％（1,566 t-CO₂）以上の削減目標 ■平成 30 年度総排出量（11,484 t-CO₂）10.0％増加、目標未達成
第四次計画	令和元（平成 31） ～令和 5 年度	平成 25 年度	■平成 25 年度の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、令和 5 年度までに 16.7％（1,160 t-CO₂）の削減目標

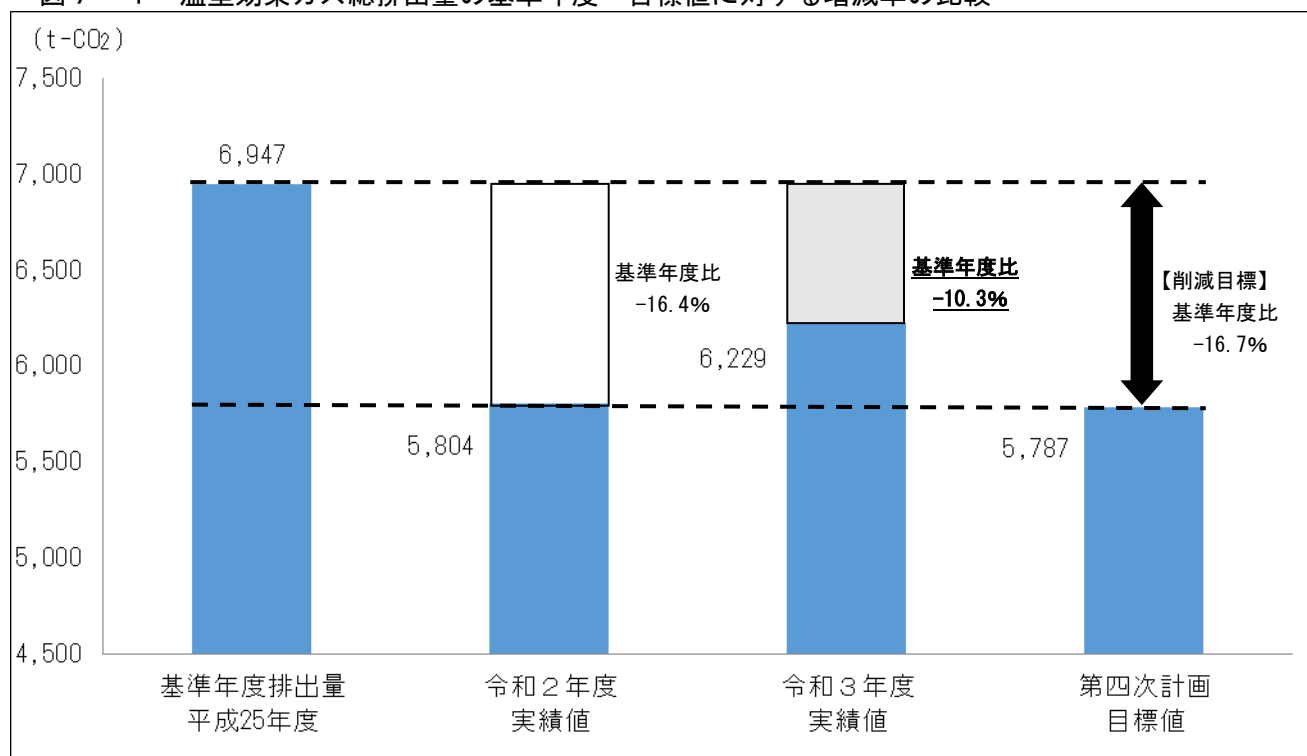
(4) 令和3年度国分寺市温室効果ガス総排出量

令和4年度に令和3年度の温室効果ガスの総排出量を集計した結果、総排出量は約 6,229 t-CO₂ となり、基準排出量 (6,947 t-CO₂) に比べ 10.3%減少しました。

主な要因としては、各施設で契約している電気事業者の一部において、電力の排出係数が改善された一方、各施設における新型コロナウイルス感染症対策の実施や、市立小・中学校及び貸出しを行っている施設等の稼働日数が増加したこと、さらには、国分寺駅北口駅前広場が令和3年度より新たに供用を開始したことにより、令和2年度と比較し、エネルギー使用量が増加したことが挙げられます。

第四次計画の削減目標値を達成するためには、さらに 442 t-CO₂ の削減が必要です。今後の社会状況に鑑み、引き続き、各施設内の照明の間引き、執務室内の消灯励行などによる、エネルギー使用量の削減が求められています。

図7-1 温室効果ガス総排出量の基準年度・目標値に対する増減率の比較



２ グリーン購入基本方針及びガイドライン

グリーン購入とは、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。

市では、平成 18 年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成 19 年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。令和 4 年度は 14 分野 91 品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、表 7-2 のとおりです。

表 7-2 令和 4 年度グリーン購入調達実績（分野別取組結果）

年度・分類 特定調達品目分野	購入実績に伴う調達率 （※ 1）		やむを得ない理由によるものを除いた調達率（※ 2）	調達できなかった主な理由
	R 3 (参考)	R 4	R 4	
用紙類	99.6%	99.7%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかった
文具・事務用品	79.7%	96.8%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
事務用機器類	91.8%	91.8%	100.0%	既存機器と整合する製品が適合品ではなかった
ＯＡ機器	98.4%	99.1%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかった
照明	91.0%	95.9%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかった
保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	—
自動車	100.0%	—	—	（購入実績なし）
衣料品等	96.9%	100.0%	100.0%	—
作業手袋	98.3%	91.8%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
繊維製品等	93.9%	92.7%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかったため。
災害備蓄用品	100.0%	100.0%	100.0%	—
衛生用品	99.9%	99.8%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
印刷物	99.8%	99.5%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
ごみ袋等	81.9%	96.7%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
平均	93.4%	95.1%	100.0%	

※ 1 総調達量の内、環境物品の調達量の占める割合

※ 2 価格や品質等の差により、やむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達量の割合

第8章 資料編

1 大気環境分析調査

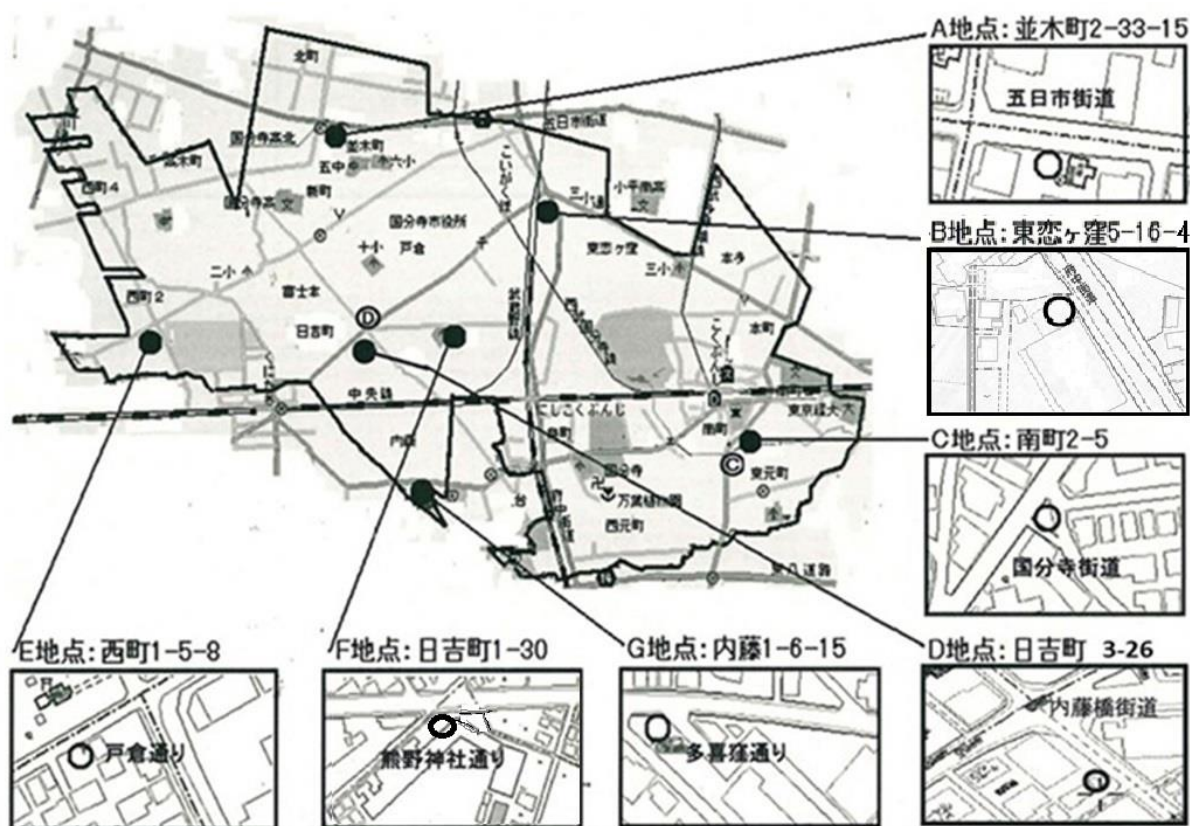
(1) 調査概要

市内の主要幹線道路における大気の現況を把握することを目的として、市内のA～G地点（図8-1）で毎年定期的に調査を実施しています（平成17年度より調査地点に都市計画道路国3・2・8号線の建設予定地付近のF地点、G地点の2地点を追加。）。

なお、微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、A～F地点においては重量法を用いて測定し、G地点（多喜窪通り）ではβ線吸収法での測定を行いました。

調査期間：（冬期）令和4年12月9日（金）0:00～12月15日（木）24:00（7日間連続測定）

図8-1 大気及び騒音・振動観測地点とその地点における交通状況



(2) 調査結果

本調査の結果では、全項目において環境基準を超過した時間値・日平均値はありませんでした。

調査地点の最高値については、二酸化窒素はA地点（五日市街道）、B地点（府中街道）、C地点（国分寺街道）、G地点（多喜窪通り）で同数値でした。一酸化炭素はG地点（多喜窪通り）、二酸化硫黄は測定したB地点（府中街道）、F地点（熊野神社通り）、G地点（多喜窪通り）でおおよそ同数値でした。浮遊粒子状物質はA地点（五日市街道）、B地点（府中街道）、C地点（国分寺街道）、D地点（内藤橋街道）、E地点（戸倉通り）、F地点（熊野神社通り）、G地点（多喜窪通り）でおおよそ同数値でした。微小粒子状物質（PM2.5）はD地点（内藤橋街道）において最高値を記録しました（表8-1参照）。

表 8-1 大気環境分析調査結果

項目		単位	A地点 五日市街道	B地点 府中街道	C地点 国分寺街道	D地点 内藤橋街道	E地点 戸倉通り	F地点 熊野神社通り	G地点 多喜窪通り	環境基準
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値 の最高値	ppm	○ 0.026	○ 0.026	○ 0.026	○ 0.023	○ 0.025	○ 0.025	○ 0.026	0.06ppm以下
一酸化炭素 (CO)	日平均値 の最高値	ppm	-	○ 0.4	-	-	-	○ 0.4	○ 0.5	10ppm以下
	8時間平均値 の最高値		-	○ 0.6	-	-	-	○ 0.6	○ 0.7	20ppm以下
二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均値 の最高値	ppm	-	○ 0.000	-	-	-	○ 0.001	○ 0.001	0.04ppm以下
	1時間平均値 の最高値		-	○ 0.001	-	-	-	○ 0.002	○ 0.002	0.1ppm以下
浮遊粒子状物 質(SPM)	日平均値 の最高値	mg/m ³	○ 0.012	○ 0.012	○ 0.012	○ 0.013	○ 0.012	○ 0.013	○ 0.013	0.1mg/m ³
	1時間平均値 の最高値		○ 0.027	○ 0.019	○ 0.018	○ 0.024	○ 0.017	○ 0.038	○ 0.024	0.2mg/m ³
微小粒子状物 質(PM2.5)※	日平均値 の最高値	ug/m ³	8.8	7.8	8.0	10.5	7.2	7.0	8.8	35ug/m ³

備考：○印は環境基準を満足していること、－（ハイフン）は未測定を示します。

※微小粒子状物質（PM 2.5）の環境基準は、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることと示されていますが、年間を通して測定していないことから記載した数値は参考値となります。

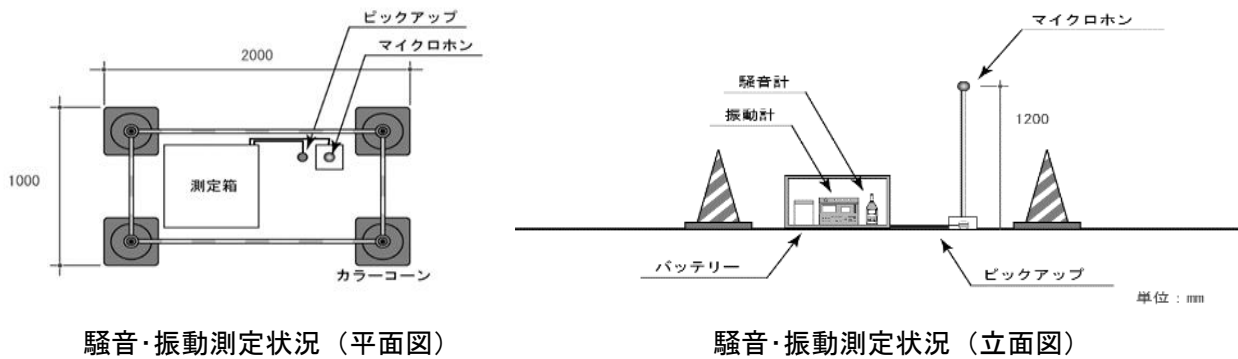
2 騒音・振動及び交通量調査

(1) 調査概要

市内の主要幹線道路における騒音・振動の現況を把握するため、調査は騒音・振動の状況が標準的と考えられる平日1日（連続24時間）について、市内のA～G地点(139ページ図8-1参照)で実施しました。

測定期間：令和4年12月9日0：00～12月15日24：00

図8-2 騒音・振動測定機器の機器配置



(2) 調査結果

騒音については、全地点で要請限度は下回っていましたが、D、E、F地点の両時間帯（昼間・夜間）については環境基準を超過しました（表8-2参照）。D、E、F地点はほかの地点とくらべ比較的交通量は少ないものの、2車線の市道であり、適用される環境基準が低いことが要因と考えられます。

振動については、全地点で要請限度を下回りました（表8-3参照）。

表8-2 騒音調査結果総括表

地点	時間帯	観測時間	基準比較	Leaq (dB)	環境基準 (dB)	要請限度 (dB)	総交通量 (台)	平均車速 (km/h)
A 地点 五日市街道	昼間	6～22	○	68	70	75	12,549	34.6
	夜間	22～6	○	67	65	70	1,775	39.2
B 地点 府中街道	昼間	6～22	○	66	70	75	13,026	40.0
	夜間	22～6	○	65	65	70	2,204	43.9
C 地点 国分寺街道	昼間	6～22	○	64	70	75	7,956	38.9
	夜間	22～6	○	60	65	70	752	43.7
D 地点 内藤橋街道	昼間	6～22	△	64	60	70	9,197	35.8
	夜間	22～6	△	59	55	65	727	38.1
E 地点 戸倉通り	昼間	6～22	△	63	60	70	6,467	28.1
	夜間	22～6	△	57	55	65	453	33.4
F 地点 熊野神社通り	昼間	6～22	△	65	60	70	8,713	34.8
	夜間	22～6	△	59	55	65	676	38.3
G 地点 多喜窪通り	昼間	6～22	○	67	70	75	9,515	34.3
	夜間	22～6	○	63	65	70	862	38.0

※記号は、○：環境基準及び要請限度を満足、△：要請限度のみを満足、×：環境基準及び要請限度超過、を示す。

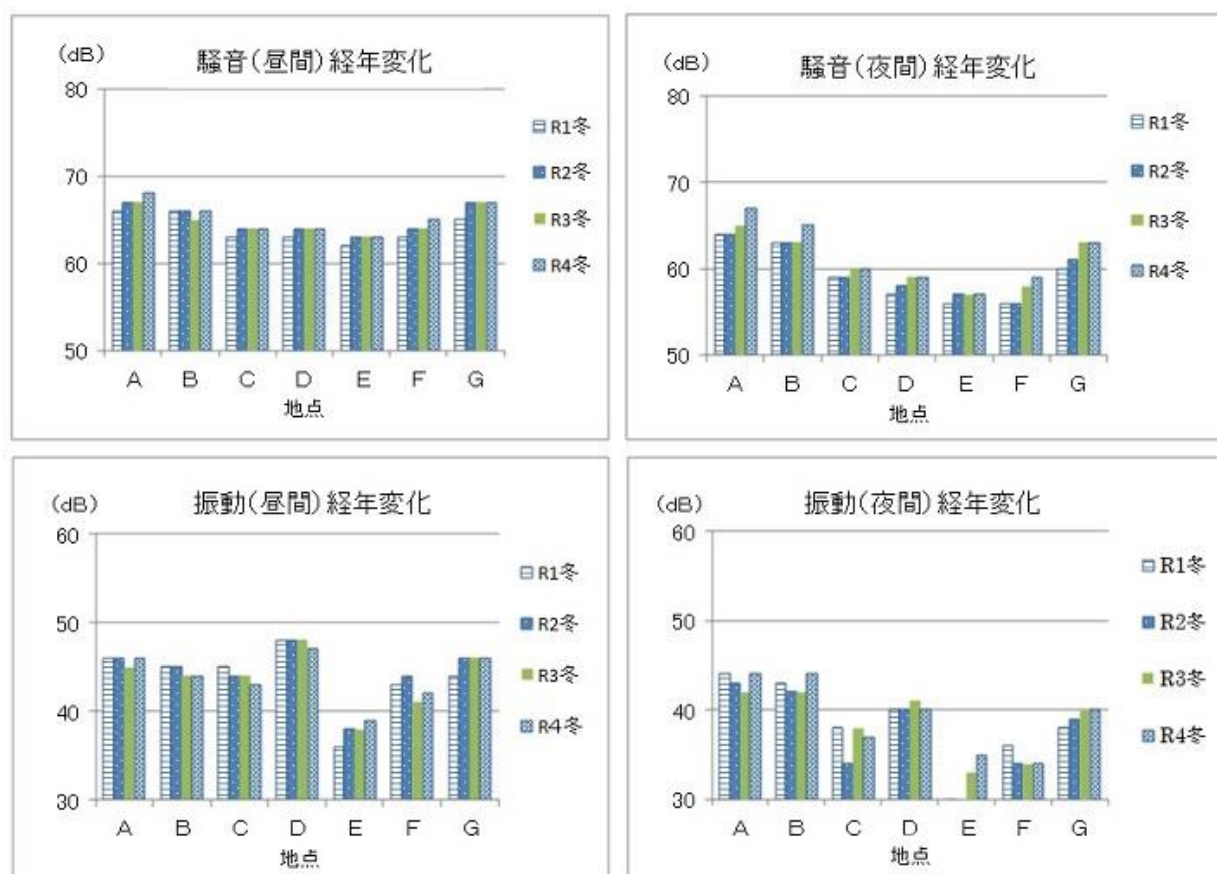
表 8-3 振動調査結果総括表

地点	時間帯	観測時間	基準比較	L ₁₀ (dB) 時間帯平均	要請限度 (dB)	総交通量(台)	平均車速 (km/h)
A 地点 五日市街道	昼間	8～19	○	46	65	1,281	33.9
	夜間	19～8	○	44	60	719	38.0
B 地点 府中街道	昼間	8～20	○	44	70	1,448	39.2
	夜間	20～8	○	44	65	639	43.4
C 地点 国分寺街道	昼間	8～20	○	43	70	903	38.4
	夜間	20～8	○	37	65	302	42.6
D 地点 内藤橋街道	昼間	8～19	○	47	65	1,043	35.8
	夜間	19～8	○	40	60	444	37.2
E 地点 戸倉通り	昼間	8～19	○	39	65	794	27.3
	夜間	19～8	○	35	60	298	32.0
F 地点 熊野神社通り	昼間	8～19	○	42	65	1,032	34.2
	夜間	19～8	○	34	60	355	37.4
G 地点 多喜窪通り	昼間	8～20	○	46	70	1,184	34.3
	夜間	20～8	○	40	65	333	36.8

※記号は、○:要請限度を満足、×:要請限度超過、を示す。

※測定交通量は、毎正時毎 10 分間に計測した交通量の合計値である。

図 8-3 騒音・振動の経年変化



3 酸性雨調査

(1) 概要

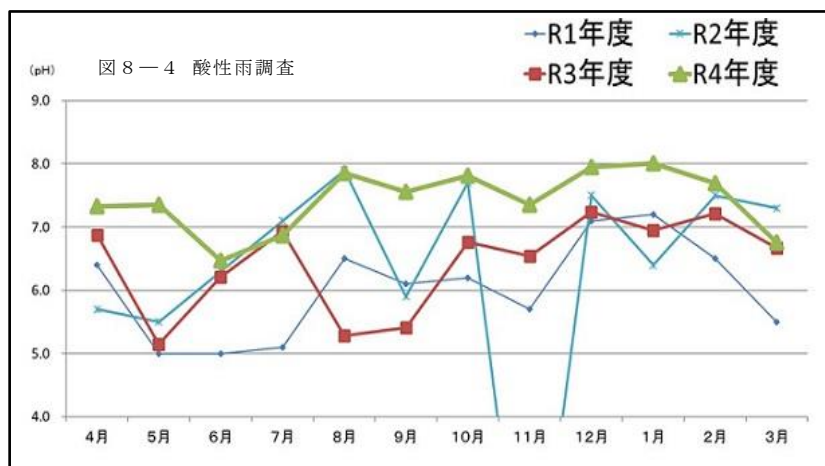
市内の降雨の酸性化状況を把握するために、毎月調査を実施しました。

物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として、一般的に水素イオン濃度指数（pH）が用いられており、酸性度が強いほどpHは低くなります。一般にpHが5.6以下の降雨水を酸性雨としています。

実施場所：清掃センター事務所棟屋上

(2) 調査結果

令和4年度調査において採取した降水については、pH5.6以下は無く、酸性雨は記録されませんでした（図8-4参照）。



・令和2年11月は未測定（雨が降らなかったため）

図8-5 日本の酸性雨状況 pH分布図 平成29（2017）年度～令和3（2021）年度



※：当該年平均値が有効判定基準に適合せず、棄却された。

注：平均値は降水量加重平均により求めた。

『令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』によると、全国的に降水は酸性化した状態（全平均値pH5.04）にありますが、中国の大気汚染物質排出量の減少とともにpHの上昇（酸の低下）の兆候が見られました。

出典：令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

4 野川の水質状況

令和4年度は、野川の3地点で年7回の調査を実施し、「生活環境の保全に関する環境基準」(D類型)(165ページ参照)との比較を行うことにより、野川の水質の汚濁状況の確認を行いました。その結果、全地点で環境基準を下回りました。詳しい結果は以下のとおりです。

(1) 押切橋

野川の源流は株式会社日立製作所中央研究所の湧水池からの流出水です。流出点より約100m下流の押切橋上流付近で測定を行いました。

BODは0.5未満～1.5mg/Lの範囲で、良好な値で推移しました。また、BODの75%値*は1.4mg/Lで環境基準を下回りました。

そのほかの項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました(表8-4参照)。

表8-4 押切橋における調査結果と環境基準との比較(生活環境項目)

令和4年度

単位:mg/L(pHを除く)

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	7.8	7.9	7.6	7.6	7.2	7.8	8.0	7.7	6.0以上 8.5以下
BOD	1.1	1.5	1.1	※<0.5	※<0.5	1	1.4	1.0 (1.4)*	8以下
SS	8	7	5	5	4	2	4	5	100以下
DO	9.7	9.9	9.2	9.4	10.1	11.7	10.9	10.1	2以上

*:()内の数値は、BODの75%値

BODの75%値とは、各月毎のデータが年間12個ある場合、水質の良い順に並べて9番目の値のことであり、BODの年間の値を評価する際に使用します。本調査においては、年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

*pH(水素イオン濃度指数)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)、DO(溶存酸素量)の用語解説は165ページを参照してください。

※「<」の記号は、検出限界値未満のことを指します。なお、検出限界値未満とは、ここでは0.5mg/Lの濃度以下で検出されなかったという意味になります。

(2) 一里塚橋

調査は上流側に元町用水が流入している一里塚橋の下流約10m付近で行いました。
BODは0.5未満～1.3mg/Lの範囲であり、良好な値で推移していました。また、BODの75%値は1.1mg/Lであり環境基準を下回りました。
そのほかの項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました（表8－5参照）。

表8－5 一里塚橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

令和4年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	8.0	8.0	7.8	7.7	7.5	7.8	8.0	7.8	6.0以上 8.5以下
BOD	0.9	1.3	1.1	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	0.8 (1.1)*	8以下
SS	7	8	10	7	4	3	5	6	100以下
DO	11.0	11.9	9.1	9.5	10.8	12.3	11.0	10.8	2以上

*：（ ）内の数値は、BODの75%値です。

(3) 鞍尾根橋

市内を流れる野川の最下流地点として、小金井市との市境である鞍尾根橋の上流約5～10m付近で測定を行いました。なお、鞍尾根橋の上流側左岸より東京経済大学の湧水が流入していますが、調査は流入地点より上流で実施しています。

BODは0.5未満～1.1mg/Lの範囲の良好な値で推移し、BODの75%値は1.1mg/Lであり環境基準を下回りました。

そのほかの項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました（表8－6参照）。

表8－6 鞍尾根橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

令和4年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値) *	環境基準
pH	8.1	8.1	7.9	7.8	7.7	7.8	8.2	7.9	6.0以上 8.5以下
BOD	0.7	1.1	1.1	0.7	<0.5	0.6	0.9	0.8 (1.1)*	8以下
SS	5	6	10	6	4	7	2	6	100以下
DO	12.0	12.2	9.8	10.0	10.4	12.7	12.9	11.4	2以上

*：（ ）内の数値は、BODの75%値です。

5 野川の底質状況

底質の調査は、平成17年度までは鞍尾根橋で行っていましたが、上流側がコンクリート三面貼りとなった平成16年9月以降、底質の採取が困難となったため、平成18年度からは一里塚橋で調査を行っています。底質については、暫定除去基準及び参考基準との比較を行い、全ての項目で暫定除去基準及び参考基準を下回りました（表8-7、8-8参照）。

表8-7 一里塚橋における調査結果と暫定除去基準との比較（底質含有分析）

調査年月日：令和4年5月12日

項 目	単位	一里塚橋	暫定除去基準※
総水銀	mg/kg	0.22	25ppm以上
P C B	mg/kg	0.01	10ppm以上

注）mg/kg＝ppm

※暫定除去基準：昭和50年環水管第119号 環境庁水質保全局通知

表8-8 一里塚橋における調査結果と参考基準との比較（土壌環境基準項目）

調査年月日：令和4年5月12日

項 目		単位	一里塚橋	参考基準※
溶 出	カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
	有機燐	mg/L	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.002	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	0.05以下
	砒素	mg/L	0.001	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	検出されないこと
	P C B	mg/L	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.002以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002以下
	クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002以下
	1、2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004以下
	1、1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1以下
	1、2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04以下
	1、1、1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	1以下
	1、1、2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01以下
	1、3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.001	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01以下
	セレン	mg/L	0.001	0.01以下
	ふっ素	mg/L	0.09	0.8以下
	ほう素	mg/L	<0.1	1以下
	1、4ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05以下
含有	砒素	mg/kg	<0.5	15未満(田に限る)
	銅	mg/kg	7.5	125未満(田に限る)

※参考基準：土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示46号）を用い、参考基準としました。

6 湧水の水質状況

湧水には環境基準等が定められていないため、ここでは、生活環境の保全に関する環境基準〔河川〕と地下水の水質汚濁に係る環境基準を参考基準として比較を行うことにより、湧水の汚濁状況の確認をしました。

令和4年度においては、湧水の水質分析調査を市内2地点（真姿の池、東京経済大学新次郎池）で年6回行いました。

また、姿見の池において、ゲンジボタルの生息に適しているかの視点により、水質状況を調査しました（水路の2か所、年1回）。

（1）真姿の池

真姿の池は株式会社日立製作所中央研究所の湧水池と同様、野川の源流の一つです。また環境省の「名水百選」に選ばれており、現在も生活用水として利用されています。調査は元町用水の最上流部である真姿の池において行いました。

BODは0.5未満～0.7mg/Lの範囲内であり、参考基準※を満たしていました。その他の項目についても全ての調査月で参考基準※を下回りました（表8－9参照）。

表8－9 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）

令和4年度

単位：mg／L（pHを除く）

項目 \ 調査月	4月	6月	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準※
pH	7.4	7.3	7.1	7.1	6.9	6.8	7.1	6.0以上8.5以下
BOD	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	8以下
SS	<1	1	<1	<1	<1	2	1	100以下
DO	7.0	8.0	6.5	6.6	8.4	9.6	7.7	2以上
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	4.1	3.9	4.4	4.4	4.7	3.3	4.1	10以下
トリクロロエチレン	－	<0.001	－	<0.001	－	－	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	－	0.0013	－	0.0012	－	－	0.0013	0.01以下
1,1-トリクロロエタン	－	<0.0002	－	<0.0002	－	－	<0.0002	1以下
四塩化炭素	－	<0.0002	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.002以下
1,1-ジクロロエチレン	－	<0.002	－	<0.002	－	－	<0.002	0.1以下
流量	5.23	7.67	5.14	6.73	4.03	22.1	8.48	－

注）－：調査を行っていない項目

※参考基準：生活環境項目については流入先の野川における環境基準（昭和46年環告59号、河川、D類型）、その他の項目については、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環告10号別表）を参考基準としました。

表 8-10 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（飲料水適合試験）

令和 4 年度

測定月日 項目（単位）		6 月 2 日	11 月 10 日	参考基準 ₂ ※
一般細菌	個/mL	5	0	100 以下
大腸菌	—	不検出	不検出	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.0	4.4	10 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
シス-1、2-ジクロロエチレン及び トランス-1、2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0013	0.0012	0.01 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
塩化物イオン	mg/L	6.0	6.4	200 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	<0.3	<0.3	3 以下
pH	—	7.3	7.1	5.8 以上 8.6 以下
味	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	<1	<1	5 以下
濁度	度	<1	<1	2 以下

※参考基準₂： 飲料水適合試験については、水道水質基準（平成15年厚生労働省告示第261号）を参考基準としました。

(2) 東京経済大学新次郎池

敷地内の新次郎池を源に流れている湧水の流出口の直下で調査を行いました。BODは0.5～0.9mg/Lの範囲であり、その他の項目についても全ての調査月で参考基準を下回りました。

表 8-11 東経大における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）

令和 4 年度

単位:mg/L (pHを除く)

調査月 項目	4月	6月※ ₁	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準※ ₂
pH	7.8	8.0	7.5	7.1	7.7	－	7.6	6.0以上8.5以下
BOD	<0.5	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	－	0.6	8以下
SS	10	14	<1	1	<1	－	5	100以下
DO	9.7	10.8	9.0	8.9	10.1	－	9.7	2以上
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	5.3	5.5	5.4	5.6	5.9	－	5.5	10以下
トリクロロエチレン	－	－	－	<0.001	－	－	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	－	－	－	0.0008	－	－	0.0008	0.01以下
1、1、1-トリクロロエタン	－	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	1以下
四塩化炭素	－	－	－	<0.0002	－	－	<0.0002	0.002以下
流量	0.36	0.49	6.63	13.21	2.11	－	4.56	－

注) ー：調査を行っていない項目。

※₁：3月は水が流れていないため欠測となった。

※₂参考基準：生活環境項目については流入先の野川における環境基準（昭和46年環告59号、河川、D類型）、その他の項目については、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環告10号別表）を参考基準としました。

(3) 姿見の池の水質とホタルの育成条件

姿見の池は、JR武蔵野線トンネル付近の住宅の浸水対策として、トンネル内部に設置した横井戸から抜き取った地下水の有効利用のために再現された池で、地下水は姿見の池を経由し、野川源流へと流入しています。姿見の池が、ゲンジボタルが生息するのに適した水質かどうかを確認するために、池への流入直前の地点と、地下水が集水管を経由し姿見の池へと続く水路の2か所で調査を行いました。（実施日：令和4年5月12日）

ゲンジボタルの生息に必要な水質の条件は、酸素が十分に溶け込んでいること、カルシウム分が多いこととされていますが、姿見の池上流、下流ともに、カルシウムが表8-12に参考値として示している「ゲンジボタルの生息条件」のほぼ範囲内となっています。また、DO、塩化物イオンは範囲内となっています。

表 8-12 姿見の池における調査結果とゲンジボタル生息地の水質との比較

調査地点		姿見の池 上流	姿見の池 下流	【参考】 ゲンジボタルの生息条件 (東京の生息3地域の値)
項目	調査日 単位	令和4年5月12日		
pH	pH	7.6	7.6	6.5 ~ 8.3
BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.5 ~ 1.8
COD	mg/L	<0.5	0.5	0.5 ~ 3.4
SS	mg/L	4	2	—
DO	mg/L	9.6	9.5	6.8 ~ 11.8
カルシウム	mg/L	13	12	11.46 ~ 13.2
塩化物イオン	mg/L	7.6	7.8	6.19 ~ 11.2
硝酸態窒素	mg/L	6.32	6.35	0.43 ~ 0.45
アンモニア態窒素	mg/L	<0.01	<0.01	0.03 ~ 0.12
イオン状シリカ	mg/L	29	25	0.50 ~ 0.58
マグネシウム	mg/L	6.3	6.3	2.5 ~ 3.2
電気伝導率	mS/m	20.6	20.5	8 ~ 20
水温	℃	18.0	18.2	2.0 ~ 28.0

出典:「ホタル百科事典」(東京ゲンジボタル研究所 <http://www.tokyo-hotaru.com/jiten/hotaru.html>)

イオン状シリカ、マグネシウムについては、上流、下流とも参考値として示している「ゲンジボタルの生息条件」の範囲を上回る値となりましたが、珪藻類の繁殖に必要であり、問題はないものと考えられます。

また、硝酸態窒素についても同様に、上流、下流ともに「ゲンジボタルの生息条件」の範囲を超えていました。ホタルが生息する条件の一つとして、ホタルの餌であるカワニナが豊富に生息することがあげられます。しかし、硝酸濃度が高くなるとカワニナは貝殻が溶けだして死んでしまうこともあり、ホタルの生息条件を満たさなくなるといった見解もあることから注視する必要があります。

ホタルが自然に生息するためには、硝酸態窒素等の水質的要因の改善や、川岸や水辺に草があり、川の中には中洲や淵等がある多様な環境の整備が必要です。また、ホタルだけではなく他の水生生物にとっても生息しやすい環境にするためには、物理的要因の整備が必要と考えられます。

7 井戸水調査

井戸水調査は年1回、市内20か所の井戸（152ページ図8-6参照）で以下の9項目について調査しました。調査結果を環境基準等と比較することにより、井戸水の汚濁状況の確認を行いました。

調査項目	①トリクロロエチレン、②テトラクロロエチレン、③1、1、1-トリクロロエタン、④四塩化炭素、⑤1、2-ジクロロエチレン、⑥1、1、-ジクロロエチレン、⑦大腸菌、⑧ジクロロメタン、⑨クロロエチレン
------	---

※地下水の環境基準との比較を行いました。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、参考として水道水質基準を参考基準としました。

環境基準等の達成状況をみると、都立殿ヶ谷戸庭園（南町2丁目16番）、もみじ井戸（光町1丁目15番）でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過し、大腸菌はすべての地点で検出されませんでした。（表8-13参照）。

都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過しており、今後も継続的に調査・監視していく必要があります。

表8-13 井戸水調査結果と環境基準等との比較

調査年月日：令和5年2月2日

調査地点	戸倉1丁目15番	東恋ヶ窪3丁目8番	本多5丁目15番	本町3丁目13番	都立殿ヶ谷戸庭園南町2丁目16番	東元町1丁目21番	東元町3丁目2番	西元町1丁目13番	内藤橋井戸内藤1丁目28番	戸倉公園戸倉4丁目8番	環境基準（参考基準）※
調査項目	時間	14:02	8:45	9:12	8:59	9:37	10:10	10:03	9:56	14:33	13:13
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0010	0.0021	0.0009	0.093	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1、1、1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1、2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1、1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

調査地点	光町1丁目44番	もみじ井戸光町1丁目15番	90度井戸富士本3丁目19番	つつじ井戸西町2丁目22番	西町4丁目17番	西町3丁目14番	北町2丁目7番	東恋ヶ窪かしの木公園東恋ヶ窪6丁目17番	西恋ヶ窪1丁目40番	たきくぼ井戸泉町3丁目5番	環境基準（参考基準）※
調査項目	時間	11:02	11:14	13:30	11:25	11:45	11:39	12:01	12:18	10:29	14:20
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.011	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0015	0.01以下
1、1、1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1、2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1、1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

注）水温～臭気は環境測定項目

注）0.011：基準値超過（基準値は、165ページを参照）

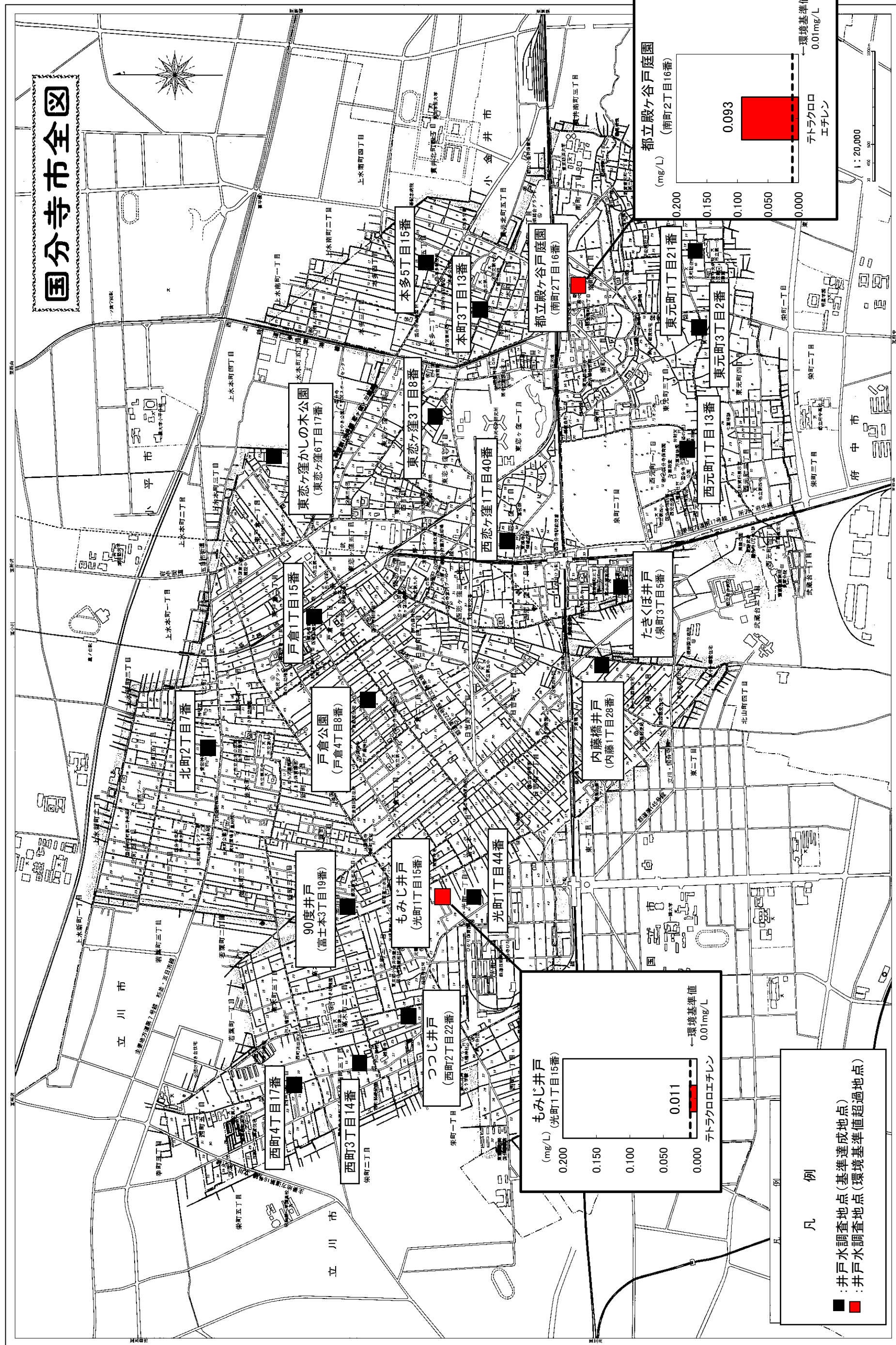


図8-6 井戸水の環境基準達成状況及び環境基準値超過地点における調査結果

8 野川水生・底生生物調査

(1) 調査概要

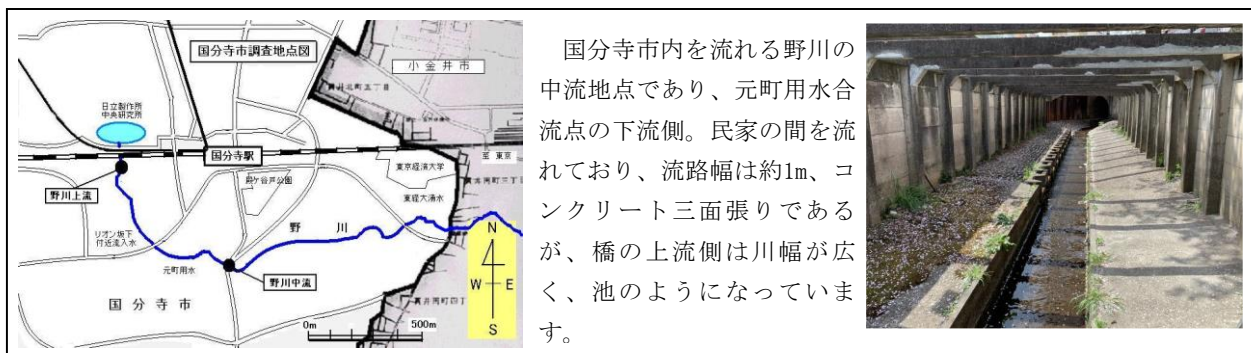
市内を流れる野川に生息する水生生物を調査し生息状況を把握するとともに、生物学的水質判定等を行い、野川の河川環境を保全するための基礎資料とするため調査を行っています。野川上流の押切橋、下流の鞍尾根橋付近が完全なコンクリート三面貼りの生物の住みにくい環境のため、調査は中流の一里塚橋のみで実施しています。

調 査 日：令和4年5月12日（木）

調査地点：一里塚橋（野川中流）（図8－7参照）

調査項目：底生生物、付着藻類及び魚類の3項目

図8－7 野川中流（一里塚橋）



(2) 判定方法

生物学的水質判定方法には種々の方法が提案されていますが、本調査では優占種法、Kolkwitz 法、Beck-Tsuda 法（生物指数法）、汚濁指数法により、総合的な生物学的水質判定を試みました。

【耐 認 性】

清水性種（A）：汚濁に耐えられない種

汚濁性種（B）：汚濁に耐えられる種

【汚濁階級指数】

その生物が代表する水質階級

1：貧腐水性水域 2： β -中腐水性水域 3： α -中腐水性水域 4：強腐水性水域

【水 質 階 級】

その生物がよく出現する水域

O s：きれいな水域 β m：割合きれいな水域

α m：汚れている水域 P s：とても汚れている水域

【生物学的水質判定法】

優占種法：最も出現頻度の高い種が示す水質階級で判定

※Fjerdingstad(1964)により提案された方法。最も出現頻度の高い種に基づいて、その種が示す水質階級をもってその調査河川の水質階級とする。

Kolkwitz 法：個体数にかかわらず最も多くの種が含まれる水質階級で判定

※Kolkwitz(1908)により考案された方法。個体数にかかわらず、全種の水質階級から最も多くの種の含まれる階級をもって判定結果とする。

Beck-Tsuda 法：生物指数と水質階級の対応を示す。

※Beck(1955)により提案された方法。津田(1961)や福島(1968)により採集のための注意点等について補足された。出現した全種の耐忍性よりA及びBの2グループに分け、2A+Bで表される生物指数(B. I.)により河川の水質階級を判定する。

表 8-14 Beck-Tsuda 法

生物指数(B.I.)	水質階級	汚濁の度合
0～5	P _s 強腐水性水域	とてもよごれている
6～10	α-中腐水性水域	よごれている
11～19	β-中腐水性水域	わりあいきれい
20以上	O _s 貧腐水性水域	きれい

汚濁指数法：その生物が代表する水質階級を表す指数。

※Pantle と Buck(1955)により考案された方法。サプロビ指数法とも呼ばれている。汚濁階級指数の既知の種の個体数(h)と汚濁階級指数(s)を用い、汚濁指数(X)を次式から算出する。

$$X = \sum (s \times h) / \sum h$$

表 8-15 汚濁指数法

汚濁指数	水質階級	汚濁の度合
1.0～1.5	O _s 貧腐水性水域	きれい
1.5～2.5	β-中腐水性水域	わりあいきれい
2.5～3.5	α-中腐水性水域	よごれている
3.5～4.0	P _s 強腐水性水域	とてもよごれている

(3) 調査結果

A. 底生生物による水質判定

川床に砂礫等の堆積する場所にサーバーネット(25cm×25cm)を設置して定量採集を行い、河床に礫(レキ)等が蓄積している2か所を1試料としました。底生生物の分類学的集計により30種、252個体が確認されました(表8-16 参照)。優占種はミズムシであり出現個体数は55個体、優占度は21.8%でした(表8-17 参照)。また、きれいな水域の指標となる水質階級O_sの種は、7種確認されました。

底生生物の調査にもとづく生物学的水質判定の結果は、野川中流はO_s(きれいな水域)～β_m(わりあいきれいな水質)となりました(表8-18 参照)。

表 8-16
底生生物の出現種の分類学的集計結果

分類群	確認種数
昆虫綱	トンボ目 4種
	トビケラ目 8種
	ハエ目 5種
	コウチュウ目 1種
扁形動物門	1種
線形動物門	1種
軟体動物門	2種
環形動物門	2種
節足動物門(昆虫綱を除く)	6種
種数合計	30種
個体数合計 (25 cm×25cm×2 回)	252 個体

表 8-17
底生生物の出現種の最優占種と優占度

種名	個体数 (優占度)
ミズムシ (<i>Asellus hilgendorfi hilgendorfi</i>)	55 個体 (21.8%)
	

表 8-18 底生生物による水質判定結果

判定方法			判定結果
優占種法	最優占種	ミズムシ	α ms
Beck-Tsuda 法	清水性種数 (A)	7	0s
	汚濁性種数 (B)	24	
	不明種数	1	
	生物指数 (2A+B)	38	
Kolkwitz 法	貧腐水性水域	7	0s
	β -中腐水性水域	6	
	α -中腐水性水域	4	
	強腐水性水域	0	
	不明種数	15	
汚濁指数法	汚濁指数	1.77	β ms
総合判定	0s (きれいな水域) ～ β ms (わりあいきれいな水域)		

注) 清水性種 (A) : 汚濁に耐えられない種

汚濁性種 (B) : 汚濁に耐えられる種

0s : きれいな水域 (貧腐水性水域)

β m : わりあいきれいな水域 (β -中腐水性水域)

α m : よごれている水域 (α -中腐水性水域)

P s : とてもよごれている水域 (強腐水性水域)

B. 付着藻類による水質判定

砂礫等が堆積している川床の、比較的平らな礫に 5 cm×5 cm のゴム板 (コドラート) をあてがい、礫に付着した藻類をこすり落として試料としました (1 か所)。

調査の結果、41 種、細胞数 11,026 細胞/mm²の付着藻類が確認されました (表 8-19 参照)。再優占種はチャツツケイソウで、細胞数 4,000 細胞/mm²、優占度 36.3%でした (表 8-20 参照)。付着藻類による生物学的水質判定の結果は、野川中流の水質は β ms (わりあいきれいな水域) でした (表 8-21 参照)。

表 8-19 出現種の分類学的集計結果

分類群	確認種数
藍藻綱	1 種
緑藻綱	2 種
珪藻綱	38 種
種数合計	41 種
細胞数合計 (1 mm ² あたり)	11,026

表 8-20 底生生物の最優占種及び優占度

種名	細胞数 (優占度)
チャツツケイソウ (<i>Melosira varians</i>)	4,000 細胞 (36.3%)
	

表 8-21 付着藻類による生物学的水質判定

判定方法			判定結果
優占種法	最優占種	チャヅツケイソウ (<i>Melosira varians</i>)	不明
Beck-Tsuda 法	清水性種数 (A)	14	0s
	汚濁性種数 (B)	19	
	生物指数 (2A + B)	47	
Kolkwitz 法	貧腐水性水域	17	β ms
	β - 中腐水性水域	26	
	α - 中腐水性水域	10	
	強腐水性水域	3	
	不明種数	9	
汚濁指数法	汚濁指数	1.86	β ms
総合判定	β ms (わりあいきれいな水域)		

注) 清水性種 (A) : 汚濁に耐えられない種

汚濁性種 (B) : 汚濁に耐えられる種

0s : きれいな水域 (貧腐水性水域)

β ms : わりあいきれいな水域 (β -中腐水性水域)

α ms : よごれている水域 (α -中腐水性水域)

P s : とてもよごれている水域 (強腐水性水域)

C. 魚類の出現種

魚類の調査は、タモ網による捕獲及び目視による確認を行いました。調査の結果、コイ、オイカワ、カワムツ、アブラハヤ、モツゴ、スミウキゴリの 6 種が確認されました。

(4) 生物学的水質判定結果と水質調査結果の比較

野川中流の底生生物及び付着藻類による生物学的水質判定結果と、水質との関連性をみるために、市で継続して調査を実施している野川の水質調査結果のうち、有機汚濁の指標となる BOD の測定結果との比較を行いました。また参考として魚類調査結果も記載しました (表 8-22)。

今年度の底生生物による生物学的水質判定結果は、0s (きれいな水域) ~ β ms (わりあいきれいな水域)、付着藻類による生物学的水質判定結果は、 β ms (わりあいきれいな水域) でした。

魚類については例年確認されている 5 種 (令和 3 年現種) のカワムツ、オイカワ、アブラハヤ、スミウキゴリ、コイ、にモツゴが加わった 6 種が確認されました。底生生物、付着藻類及び魚類の出現種数は、多少の増減はあるものの近年 5 年間で大きな変化はみられませんでした。底生生物の優占種を見ると水質階級が α ms のミズムシが、付着藻類は水質階級不明のチャヅツケイソウが第 1 種優占種でした。

水質判定及び生物学的水質判定の結果では、一里塚橋は「きれいな水域 ~ わりあいきれいな水域」である判定がされましたが、平常時の水深は浅く、河床や岸はコンクリートで三面護岸されていて、水生生物にとって自然な生息環境とはいえません。

表 8-22 生物学的水質判定結果と水質調査結果との比較

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
底生生物	生物学的水質判定	0s	β	0s	0s $\sim\beta$	0s $\sim\beta$
	出現種数	29	23	24	22	30
	優占種	ユスリカ亜科の1種	イトミミズの1種	ミズムシ	カワナナ	ミズムシ
付着藻類	生物学的水質判定	β	β	β	β	β
	出現種数	28	35	30	38	41
	優占種	ナガケイソウ	コバンケイソウ	チャヅツケイソウ	チャヅツケイソウ	チャヅツケイソウ
BOD(mg/L)※1 (測定年度)		0.8 (2017)	0.7 (2018)	0.7 (2019)	0.5 (2020)	0.5 (2020)
魚類出現種		コイ カワムツ オイカワ タモロコ モツゴ アブラハヤ ギンブナ スゴモロコ ニゴイ ウグイ ヨシノボリ類 (11種)	カワムツ オイカワ スミウキゴリ モツゴ コイ メダカ チャネル キャットフィッシュ (7種)	カワムツ コイ モツゴ タモロコ オイカワ トウヨシノボリ類 (6種)	カワムツ コイ※2 オイカワ アブラハヤ カマツカ スミウキゴリ タモロコ ヨシノボリ類 (8種)	カワムツ オイカワ アブラハヤ モツゴ スミウキゴリ コイ※2 (6種)

※1 環境報告書（国分寺市）より、過去のBOD値の年間平均値を示す。

※2 コイ（飼育型）を含む。

（５）多摩川水系野川流域河川整備計画（平成 29 年 7 月 東京都）

市内の野川最下流端にあたる鞍尾根橋から最上流端までの区間は 1 時間 65mm 降雨に対処した改修事業が完了していません。「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成 29 年 7 月、東京都）によると、この区間では河道拡幅により低水路と高水敷を整備した複断面河道（図 8-8、図 8-9 参照）を用いた護岸整備を実施する計画です。複断面河道は、低水路の直線化を防止でき、水敷を散策路としても利用できる等のメリットがあります。水生生物保護の観点からはこうした整備の際に、流れには瀬や淵などがあり、河床や水際には生物の隠れ家となる草本類等がある環境が形成されることが望まれます。

図 8-8 計画標準断面図（野川、鞍尾根橋～不動橋の複断面河道整備）

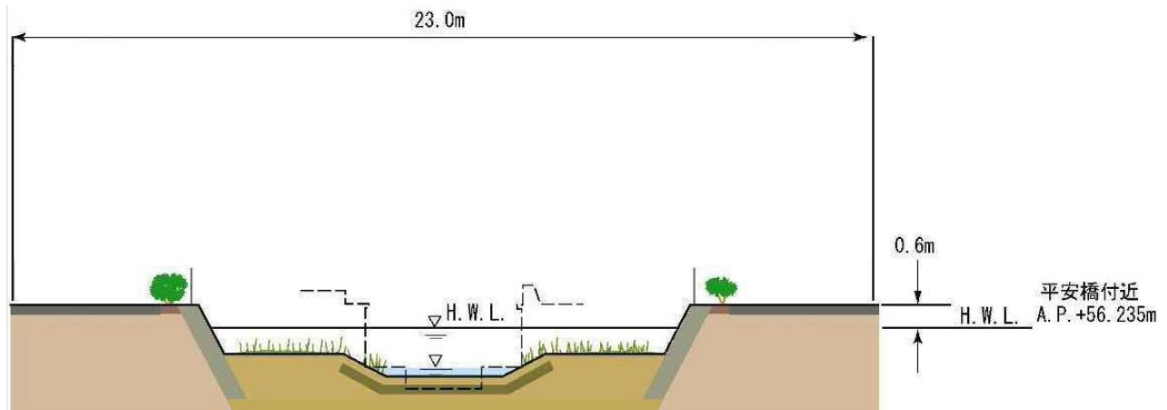


図 8-9 整備のイメージ



出典：「多摩川水系野川流域河川整備計画」
(平成 29 年 7 月 東京都)

9 野川・湧水地の流量

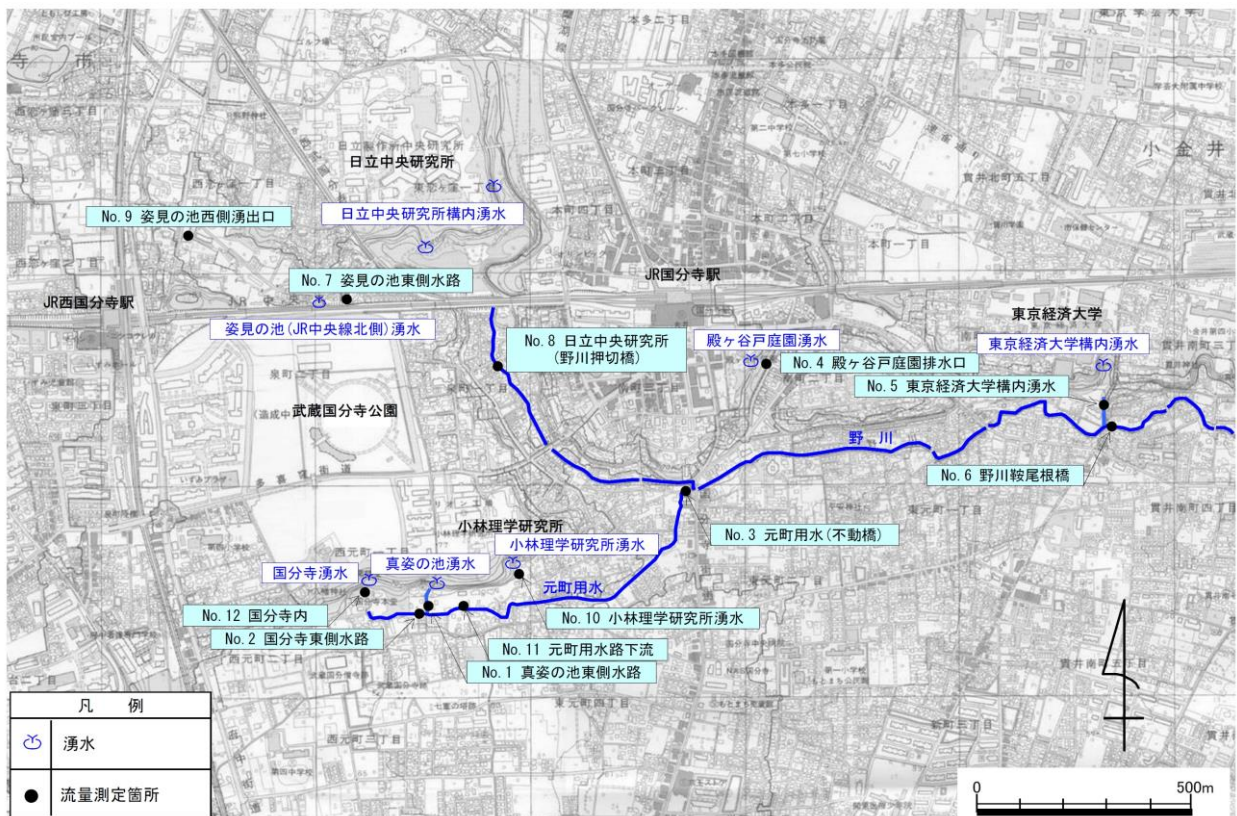
(1) 測定地点

流量測定地点は、表 8-23 及び図 8-10 に示す地点であり、市内の主要な湧水及びそれらを水源とする野川・元町用水等から 12 か所を抽出しました。

表 8-23 測定地点

No.	名称	地名	摘要
1	真姿の池東側水路（真姿の池湧水）	西元町一丁目	湧水
2	国分寺東側水路（国分寺湧水）	西元町一丁目	湧水
3	元町用水（不動橋）	東元町三丁目	水路
4	殿ヶ谷戸庭園排水口	南町二丁目	湧水
5	東京経済大学湧水	南町一丁目	湧水
6	野川鞍尾根橋	東元町一丁目	河川
7	姿見の池東側水路（姿見の池湧水）	西恋ヶ窪一丁目	湧水＋地下水
8	日立中央研究所湧水（野川押切橋）	泉町一丁目	湧水＋地下水
9	姿見の池西側湧出口	西恋ヶ窪一丁目	地下水
10	小林理化学研究所湧水	東元町三丁目	湧水
11	元町用水路下流	東元町三丁目	水路
12	国分寺内	西元町一丁目	湧水

図 8-10 流量測定地点一覧図



(2) 測定結果

令和4年度の流量の測定結果を近傍の気象庁観測所(府中)雨量と併せて、それぞれ、図8-11-1、図8-11-2に示しています。流量は、多量の降雨の後には増大する傾向が見てとれます。

図8-11-1 流量測定結果及び気象庁府中観測所雨量

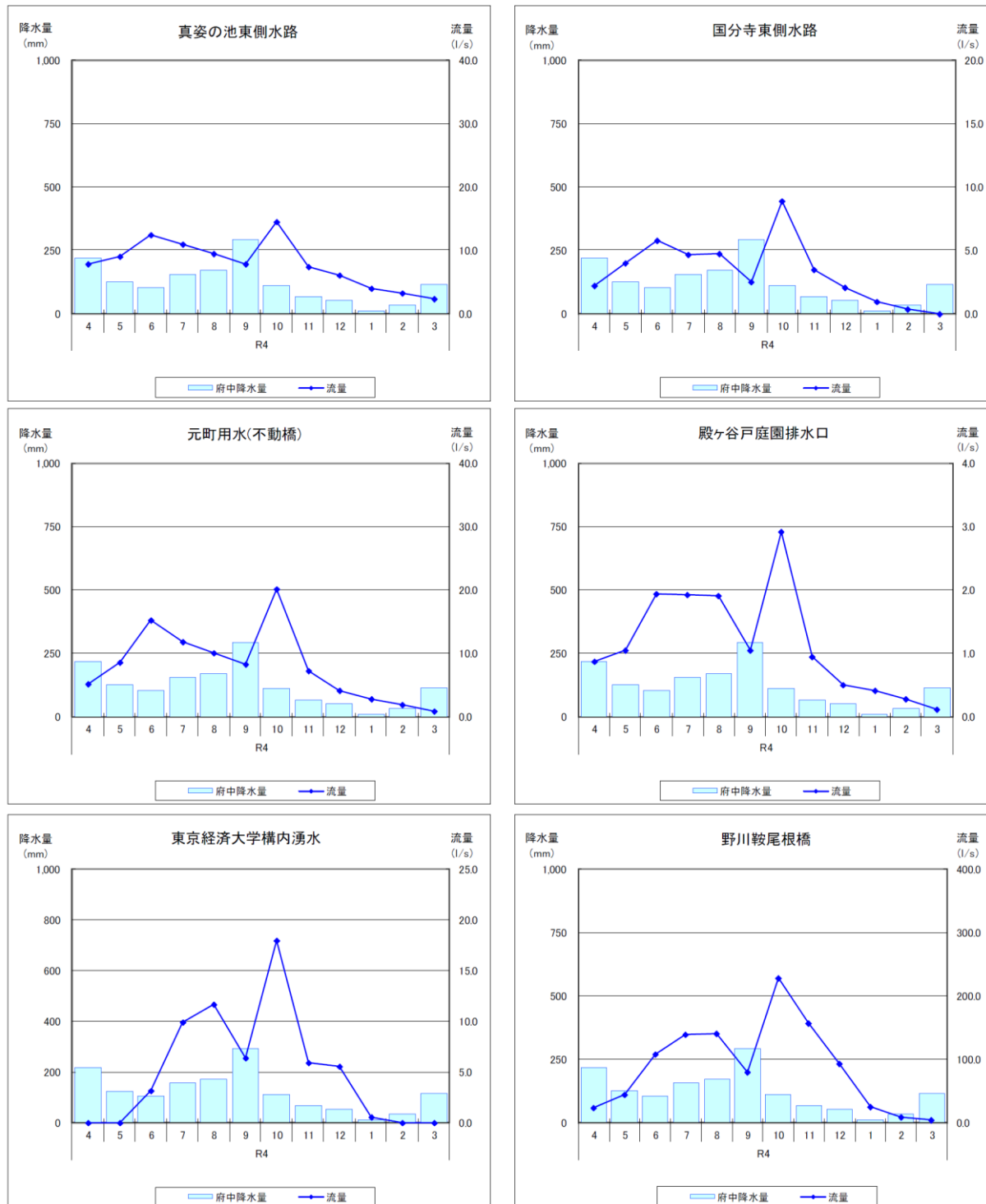
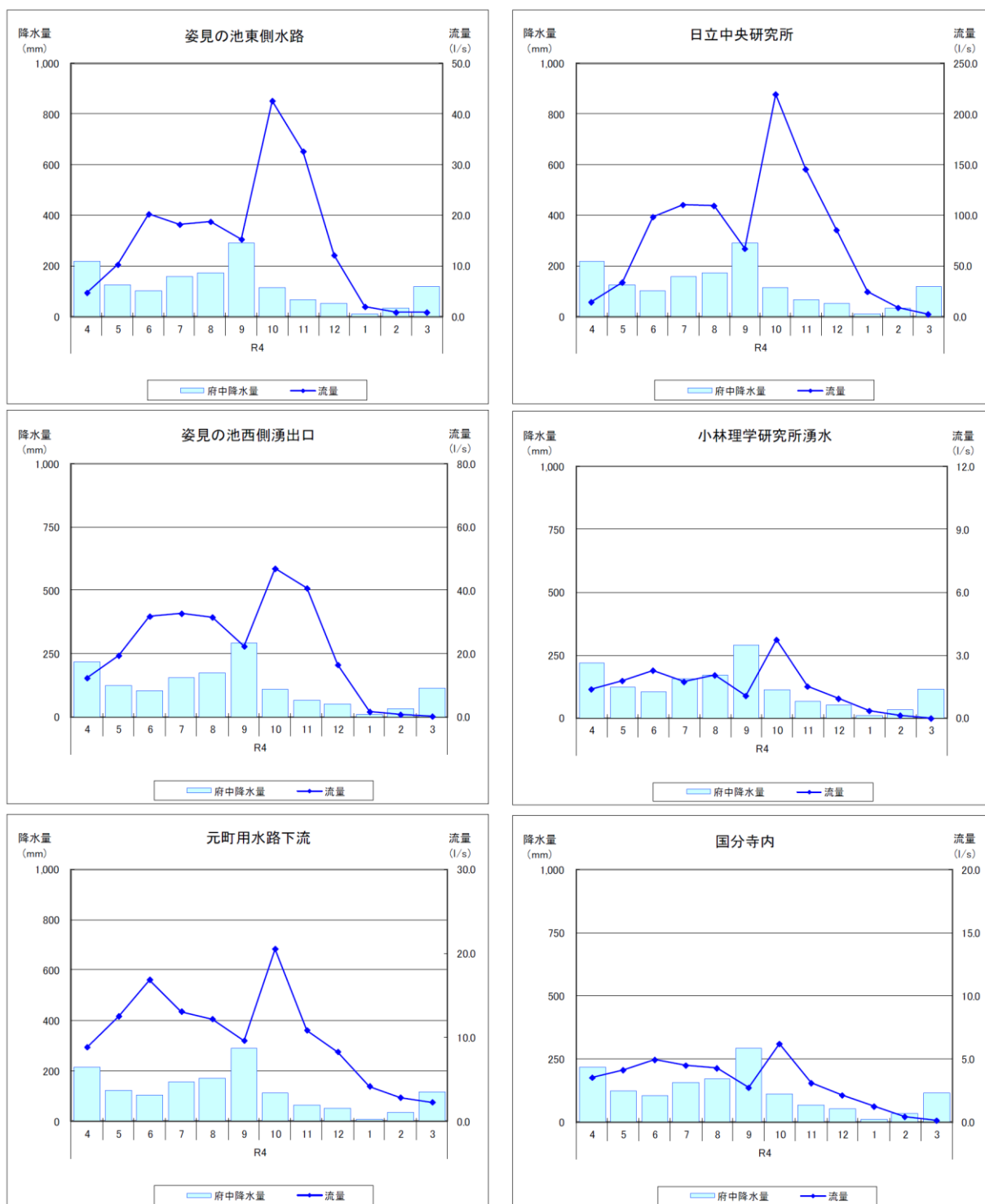


図 8-11-2 流量測定結果及び気象庁府中観測所雨量



10 放射線と放射性物質への対応について

○「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」の策定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放射性物質が拡散し、新たな課題が生じました。

市では、平成 24 年 5 月に、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、放射性物質に対する総合的な対策として、測定などの具体的取組と、高数値及び基準値を超えた数値が検出された場合の対応を定めた、『国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針』を策定しました。

（１）空間放射線量測定

- ・除染基準値（市）…地上 5 cm で $0.23 \mu\text{Sv/h}$
- ・令和 4 年度は、市立中学校 5 校にて放射性物質の濃度測定を年 3 回実施しました。

（２）給食食品等の放射性物質濃度測定

- ・検査基準値（厚生労働省）…野菜類、穀類、肉・卵魚等：100Bp/kg、飲料水：10Bp/kg、牛乳・乳製品・乳児用食品：50Bp/kg
- ・令和 4 年度は障害者センター、市立保育所、私立保育所（希望園）、市立小中学校の給食食品を対象に、放射性物質の濃度測定を実施しました。

（３）プール水・公園親水施設等に関する放射性物質濃度測定

- ・水道水中の放射性物質に係る管理目標値（厚生労働省）…セシウム 10Bp/kg

※これまでの測定結果について、基準値を上回る測定結果は検出されていないことから、プール水・親水施設等の水の測定は令和 3 年度をもって終了しました。

（４）廃棄物等に関する測定

- ・清掃センター焼却灰（焼却残さの放射性物質に関する日の出町と二ツ塚廃棄物広域処分場東京たまエコセメント化施設による特別協定書）…8,000Bp/kg 以下
- ・排ガス（放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則）…セシウム 134：20Bp/kg、セシウム 137：30Bp/kg
- ・清掃センターで、もやせるごみ等を焼却した後の残さ（主灰・飛灰固化物）、焼却により発生する排ガスの放射性物質の濃度測定を行っていましたが、令和 2 年 1 月をもって清掃センターの焼却炉が休炉したことに伴い、焼却灰・排ガスの測定は実施していません。

○空間放射線測定器の貸出し

市民が自宅などの空間放射線量を測定できるように、平成 24 年 3 月から測定器の貸出しを行っています。

○測定結果について

令和 4 年度の測定結果について、基準値・管理目標値を上回る数値は検出されませんでした。測定結果は市のホームページ（トップページ→くらしの情報→地震関連情報【ページ番号：1000455】）を中心に公表しています。

11 環境基準※一覧

人の健康の保護及び生活環境の保全のために望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係わる環境基準が定められています。これは環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいた公害対策を進める上での行政上の目標を示しています。

以下、本報告書に係る令和4年度現在の基準一覧を示します。

●大気汚染に係わる環境基準

物 質	環境上の条件	用語説明
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	硫黄酸化物(SO _x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。慢性気管支炎、喘息など呼吸器疾患の原因となる。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	燃料などの不完全燃焼により発生する。工場・事業所からも排出されるが、主に自動車から排出されている。血液中のヘモグロビンと結びつき酸素供給を妨げることで、中枢神経の麻痺・機能障害を起こす。頭痛・めまいなどの症状があらわれる。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 10μm (1/100mm) 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発がん性が疑われる。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴い工場・自動車から排出された NO(一酸化窒素)が大気中で NO ₂ (二酸化窒素)になる。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因となる。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物の総称で、光化学スモッグの原因となる。目、のどの粘膜の炎症や、植物への被害を起こす。
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われている。大量吸入による急性中毒で、頭痛、めまい、吐き気が現れ、死亡することもある。高い発ガン性がある。白血病の原因となることが知られている。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	油脂分解力が強く、金属機械部品等の脱脂洗浄剤として広く使用される。急症状として頭痛、吐き気、めまい、意識喪失などがある。慢性毒性として肝・腎臓障害が認められる。発ガン性も疑われる。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニング、金属の脱脂洗浄剤などとして用いられている。急性毒性として皮膚・粘膜刺激、麻酔作用(中枢神経抑制作用)、慢性毒性としては肝・腎臓障害が認められる。発ガン性の疑いが高い。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	金属製品の洗浄剤及び脱脂溶剤、塗料剥離材などに使われている。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発がん性が疑われる。

※環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域を対象とする。

●騒音・振動に係わる環境基準

〈騒音〉

騒音規制法に基づく自動車騒音に係わる要請限度

(単位：dB デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA区域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一車線 2車線以上 近接区域	75	70

〈振動〉

振動規制法の道路交通振動に係わる要請限度

(単位：dB デシベル)

区域の区分		時間の区分				
	当てはめ地域	8時	昼間	19時	夜間	8時
第一種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域		65		60	
				20時		
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70		65	

項目	用語説明
騒音レベル (dB デシベル)	騒音の大きさを表す単位。通常の人間が聞きうる最小の音を0デシベルとし、耳に痛みを感じる音を130デシベルとすると、この間を感覚等分することにより決められた値
振動レベル (dB デシベル)	振動の加速レベルに振動補正を加えたもので、単位としてはデシベルを用いる。
等価騒音レベル (L_{Aeq})	変動する騒音レベルのエネルギー平均値、すなわち、変動音と等しいエネルギーを持つ定常音のレベルをいう。(※ L_{eq} と表わされる場合もある)
要請限度	自動車排ガスによる大気汚染や、自動車交通による騒音及び振動により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると知事又は市町村長が認めるとき、道路管理者又は公安委員会に対しその改善を要請する際の基準

●水質汚濁に係わる環境基準

①生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類 型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU※ ／100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU ／100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1, 000CFU ／100ml 以下
C	水産 3 級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農 業 用 水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

※CFU：Colony Forming Unit の略。

※基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

細菌検査の結果に使用される単位。

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、 β －中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項 目	用 語 説 明
水素イオン濃度(pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指数。pH7が中性で7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
生物化学的酸素要求量(BOD) Biological Oxygen Demand	水中の有機性汚濁物質が微生物により酸化分解されるために必要とされる酸素量。数値が高くなるほど川は汚れていることになる。BOD が高いと水中の溶存酸素量(DO)が減少し、水生生物の育成に影響を与える。魚の生育環境としては5mg/L 以下が望ましく、人為的汚染のないきれいな河川では1mg/L 以下。10 mg/L 以上となると悪臭が発生する。
溶存酸素量(DO) Dissolved Oxygen	水中に溶けている酸素量で、空気や、水中の植物の光合成により供給される。酸素量が一定量を下回ると水生生物は生存できない。きれいな河川の状態では8～9mg/L。比較的汚染に強いコイ・フナなどでも5mg/L 以上が望ましい。
浮遊物質(SS) Suspended Solid	水中に浮遊する直径2mm 以下、孔径1 μ m の濾材上に残留する物をいう。プランクトン・生物の死骸やその破片、排泄物、泥粒、下水、工場排水など人工的汚染物質からなる。水の汚濁の状態を示す重要な指標のひとつで、河川水に SS が多くなると光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。
化学的酸素要求量(COD) Chemical Oxygen Demand	有機物による水質汚濁の度合いを示す指標で、CODの値の大きいほど汚染がひどい。水中の有機物に酸化剤を加えて反応させ、消費した酸化剤の量を酸素の量に換算した値。湖沼および海域の環境基準や排水規制の項目、総量規制の対象項目に採用されている。湖沼の水質環境基準としては、非常に清澄な水は1mg/L 以下、水道原水としては3 mg/L 以下、不快を感じない限度は8mg/L 以下である。
大腸菌数	赤痢菌、コレラ菌、チフス菌等の水系感染症の多くは動物のふん便によってもたらされます。そのため、公衆衛生上の脅威となるこれらの病原菌を監視する必要があります。しかし各病原菌を個別に検査することが困難であるため、ふん便に大量に存在している大腸菌を指標細菌として「ふん便汚染の有無＝水系感染症のリスク」として監視しています。

②水質の人の健康の保護に関する環境基準及び 地下水の水質汚濁に係わる環境基準

項 目	基 準 値	用 語 説 明
カドミウム	0.003mg/L 以下	メッキ、顔料、電池などで使用されている。腎・肝臓に蓄積し障害をおこす。慢性中毒では、異常疲労、貧血、骨軟化などがある(イタイタイ病)。
全 シ ア ン	検出されないこと	メッキ、化学物質の原料、触媒などに使用。数秒～数分程度で中毒症状が現れ頭痛・めまい、意識障害、けいれんなどを起こし死亡することがある。
鉛	0.01mg/L 以下	鉛管、板、蓄電池など金属のまま利用される他、その化合物も多く利用される。貧血・食欲不振、筋肉虚弱等の症状がある。発ガン性が疑われる。
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L 以下	顔料、染料、塗料、メッキや金属表面処理、酸化剤に使用。皮膚発疹、咽頭炎、鼻中隔炎症などがみられる。変異原性、発ガン性がある。
砒 素	0.01mg/L 以下	半導体の原料、医薬品、農薬、殺鼠剤、防腐剤などに使用。急性では嘔吐、腹痛など。慢性中毒では皮膚の黒化・角化、神経炎を起こす。発がん性も疑われる。
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	有機水銀化合物、無機水銀化合物をあわせたもの。化学品製造、医薬品、乾電池などに使用。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響がある。有機水銀のメチル水銀(アルキル水銀)は特に毒性が高い。
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	諸臓器・脳に蓄積され、運動失調、視野狭窄、知覚障害等の中枢神経障害の要因とされる(水俣病)。生物濃縮率が高く魚介類に高濃度に蓄積される。
P C B (ポリ塩化ビフェニール)	検出されないこと	熱やアルカリに強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に利用された。難分解性で脂肪組織に蓄積され、影響が長期化する。皮膚色素沈着、内臓障害がある。胎盤透過性があり胎児・乳幼児に障害が及ぶ(カネミ油症)。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	金属製品の洗浄剤および脱脂溶剤、塗料剥離材などに使用。分解されにくく地下水汚染の心配がある。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発がん性が疑われる。
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	試薬、化学物質の原料として使用。オゾン破壊物質として「モントリオール議定書」にリストアップされている。発がん性が疑われる。
1、2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	塩化ビニル樹脂などの原料として使用。肝機能への影響がある。変異原性があり、発ガン性も疑われる。
1、1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	塩化ビニルなど樹脂の原料、食品包装フィルムなどとして使用。肝・腎臓障害が知られている。麻酔作用がある。変異原性を持つ。
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	溶剤、プラスチックの原料として使用。高濃度で麻酔作用がある。
1、1、1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	金属洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、代替フロン原料として使用。中枢神経抑制作用がある。オゾン破壊物質。
1、1、2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	油脂、ワックス、溶剤等として使用。変異原性を持つ。
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	代替フロンの原料、金属機械部品の脱油洗浄、羊毛・皮の脱脂洗浄溶剤として使用。めまい、頭痛などの神経症状、肝・腎臓障害が認められる。
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	代替フロンの原料、ドライクリーニング溶剤、などとして使用。頭痛、めまいなど神経系や肝・腎臓障害がある。発ガン性をもつ疑いがある。
1、3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	農薬として土壌害虫殺虫剤に使用される。変異原性があり、発がん性が疑われる。
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	農薬(殺菌剤として種子消毒、茎葉散布材として使用)。分解が速く、環境中での寿命は短い。
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下	農薬(野菜、果樹、芝生の除草剤)。安定性が高いため残留性が高い。内分泌かく乱作用が疑われる。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	農薬(水田除草剤)として使用されている。
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	染料、医薬品、農薬等様々な化学薬品の合成原料、溶剤、抽出剤として使用。白血病、再生不良性貧血を起こす。変異原性・発ガン性を持つ。
セ レ ン	0.01mg/L 以下	コピー機の感光ドラム、ガラス着色剤、化合物は絶縁体として広く使用される。呼吸器への影響が知られている。
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸塩、亜硝酸塩として含まれている窒素。人体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に人体に摂取されると、メトヘモグロビン血症などの障害を起こす。
ふ っ 素	0.8mg/L 以下	フッ素樹脂等の製造原料、ガラス等の表面加工に使用。過剰摂取により歯表面が斑状になったり、着色する。骨硬化症状による骨折リスクが高まる。
ほ う 素	1mg/L 以下	ガラス繊維材料、化合物は防腐剤、ゴキブリ駆除剤などに使われる。傷口や粘膜から吸収された時の毒性が指摘されている。
1、4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	トランジスター、合成皮革や塗料、洗浄剤の調整用溶剤、繊維処理・染色・印刷時の分散剤、潤滑材などに使用されている。発ガン性が疑われる。

参考資料:化学物質ファクトシート(環境省) 環境用語辞典(共立出版)他

③水生生物の保全に係る環境基準（河川及び湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全垂鉛 基準値
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

注）基準値は年間平均値とする。

④底質の暫定除去基準

項 目	暫定除去基準
水銀	25ppm 以上
PCB	10ppm 以上

●ダイオキシン類に係わる環境基準

ダイオキシン類による大気・水質の汚濁（水底の底質）及び土壌の汚染に係わる環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水 底 の 底 質	150pg-TEQ/g以下
土 壌	1000 pg-TEQ/g 以下
用 語 説 明	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）のことで、きわめて強い毒性を持つ。ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とコプラナーPCBも似た構造を持ち、併せてダイオキシン類と定義されている。

※TEQ：毒性を評価する際の単位

※大気、水質は年間値

●微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	用語説明
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 2.5 μm 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発がん性が疑われる。

12 国分寺市の環境年表

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
享保年間 (1716-1735)	新田開発		
慶応3年	鷹場廃止		
明治22年	市制・町村制により国分寺村誕生（二村八新田が合併） 甲武鉄道（現ＪＲ中央線）開通 国分寺駅開業		
明治27年	川越鉄道（現在の西武国分寺線）開通		
明治43年	砂利運搬鉄道開通（下河原線）		
大正4年	電灯が点灯する		
大正9年	下河原線国有化となる		
大正10年	電話開通		
大正11年 (1922)	国分寺駅まで電車が開通 小学校に電灯		
大正12年	関東大震災		
大正15年 (1926)	国立駅開業	東京市民の郊外流出	
昭和3年 (1928)	国分寺・府中間バス開通 多摩湖電車（国分寺・萩山間）開通	純農村から大都市近郊の農村型に移行 （野菜栽培が盛んになる）	
昭和15年	町制施行（国分寺町となる）		
昭和16年	（第2次世界大戦）		
昭和20年	軍需景気を受け住宅、工場が増加する	人口13、900人	
昭和24年			東京都公害防止条例制定
昭和27年		2万人を超える	
昭和28年	リヤカー等による各戸ごみ収集開始		
昭和29年			清掃法制定
昭和30年	恋ヶ窪駅開設		
昭和31年	国分寺駅南口開設		
昭和31年	焼却炉完成（処理能力日量7t）		
昭和33年	国立駅北口開設	3万人を超える	
昭和35年 (1960)	町営水道始まる （西部の農村地区も住宅化）		
昭和37年		4万人を超える	（東京にスモッグ連続発生）
昭和38年	旧本庁舎完成		
昭和39年	市制施行（国分寺市となる） ポリバケツによるごみ回収方式採用	5万人を超える	
昭和41年	焼却炉改造（処理能力日量40t）	6万人を超える	
昭和42年	中部幹線下水道事業開始		公害対策基本法制定
昭和43年		7万人を超える	大気汚染防止法制定 騒音規制法
昭和44年			東京都公害防止条例制定
昭和45年 (1970)	市営運動場の開設		水質汚濁防止法制定 廃掃法制定
昭和46年	国分寺市公害防止条例制定		（ＰＣＢの環境汚染表面化）
昭和47年	公共下水道事業開始	8万人を超える	自然環境保全法制定
昭和48年	武蔵野線開通 西国分寺駅開業		
昭和49年			（酸性雨の被害発生）
昭和50年	粗大ごみ収集開始		（6価クロムによる土壌汚染発生）
昭和51年	公共下水道の使用開始（東元町）		
昭和52年	殿ヶ谷戸庭園開園		
昭和54年			エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）制定

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
昭和55年	三多摩地域廃棄物広域処分組合設立		
昭和58年		9万人を超える	
昭和59年	日の出町に最終処分場開場 資源物集団回収奨励金制度開始		
昭和60年 (1985)	清掃センター完成（処理能力日量140t） 「お鷹の道・真姿の池湧水群」が環境庁（現環境省） の『名水百選』に選定		
昭和62年			東京都管理計画の策定
平成元年 (昭和64年)	国分寺市水と緑の国分寺プラン策定		
平成3年	新小平駅 台風の影響による地下水位の上昇による水 没事故発生（10月）		リサイクル法施行
平成4年		10万人を超える	東京都廃棄物の処理および 再利用に関する条例制定
平成5年			環境基本法の制定
平成6年	生ごみたい肥化容器の斡旋開始		第1回環境の日（6月5日）
平成7年 (1995)	資源物（紙・布・ビン・カン）の収集が開始		東京都地球温暖化防止対策 地域推進計画の策定
平成8年			容器包装リサイクル法施行
平成9年			東京都環境基本計画を策定 京都議定書採択
平成10年	事業系一般廃棄物の全面有料化		東京エネルギービジョン策定 地球温暖化対策推進法施行
平成11年	せん定枝のたい肥化開始		P R T R法公布 ダイオキシン類対策特別処置法公布
平成12年 (2000)	ペットボトルの拠点回収を開始 有害ごみの日を新設 国分寺市都市マスタープラン策定		緑の東京計画策定 グリーン購入法施行 循環型社会形成推進基本法公布
平成13年	家電リサイクル法始まる 国分寺市緑の基本計画策定 国分寺市一般廃棄物処理基本計画策定		環境確保条例と自然保護条 例の施行 家電リサイクル法施行
平成14年	資源プラスチックの分別収集開始（市内全域） 清掃センター・ダイオキシン類削減対策工事完了		エネルギー政策基本法制定 廃棄物処理計画の策定 土壤汚染対策法公布
平成15年		11万人を超える	エネルギー基本計画策定（第一次） 東京の名湧水選定 ディーゼル車規制開始
平成16年	国分寺市環境基本計画策定（3月） 国分寺市まちづくり条例制定（6月） 環境ひろば第1回開催（8月） 国分寺市環境基本条例制定（9月）		景観法公布 外来生物法制定
平成17年 (2005)	環境審議会第1回開催（2月） 環境推進管理委員会第1回開催（5月） 粗大ごみ有料化開始（10月） 公共施設のアスベスト使用状況調査 環境マネジメントシステム運用開始 国分寺市地球温暖化防止行動計画策定		京都議定書発効
平成18年	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例の制定 国分寺市環境基本計画実施計画策定		持続可能な東京の実現をめ ざす新戦略プログラム策定 東京都再生可能エネルギー戦略の策定

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
平成19年	ごみの戸別収集開始（1月） グリーン購入の導入（4月） 環境家計簿モニター開始		エネルギー基本計画策定（第二次） 東京都気候変動対策方針策定
平成20年			G8北海道洞爺湖サミット開催 （新）東京都環境基本計画策定 生物多様性基本法制定
平成21年	一般廃棄物処理基本計画の改定		
平成22年 （2010）	緑の基本計画改定 ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		生物多様性条約COP10愛知県開催 名古屋議定書、愛知目標採択 エネルギー基本計画策定（第三次）
平成23年	東日本大震災（3月）以降の公共施設及び清掃センター等の節電対策		
平成24年	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例制定 国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針策定 地球温暖化防止行動計画改定（第二次）		都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）施行 再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 東京都緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ 生物多様性国家戦略策定
平成25年	家庭ごみ有料化開始（6月） ごみ減量化・資源化行動実施計画改定 住宅用太陽光発電機器等助成制度開始（7月）		東京都気候変動対策方針策定 小型家電リサイクル法施行 改正フロン排出抑制法公布
平成26年	日野市・国分寺市・小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書締結（1月） 環境基本計画改定（第二次） 地球温暖化防止行動計画改定（第三次） 国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例制定 環境基本計画実施計画改定（第二次 前期）		雨水の利用の推進に関する法律施行 エネルギー基本計画策定（第四次） 水循環基本法施行 空家等対策の推進に関する特別措置法制定
平成27年 （2015）	浅川清流環境組合設立（日野市・国分寺市・小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営）（7月）		改正フロン排出抑制法施行
平成28年	環境基本計画実施計画改定（第二次 中期） ごみ減量化・資源化行動実施計画改定	12万人を超える	地球温暖化対策計画策定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）施行
平成29年	住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付規則一部改正		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
平成30年	地球温暖化防止行動計画改定（第四次）		気候変動適応法施行 気候変動適応計画策定 バーセル法改正
令和元年 （平成31年）	一般廃棄物処理基本計画の改定 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の試行運転開始（12月）		ゼロエミッション東京戦略の策定
令和2年 （2020）	清掃センター焼却炉を休炉（1月） 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の運転開始（4月）		2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言
令和3年	環境基本計画実施計画改定（第二次 後期）（3月）		地球温暖化対策計画改訂
令和4年	2050年カーボンニュートラルを目指すゼロカーボンシティを表明（2月）		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）改正 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）改定 東京都環境基本計画2022策定

資料：東京都環境局「東京の環境」「東京都環境白書」
国分寺市教育委員会「郷土こくぶんじ」「国分寺市統計」

令和5年度 環 境 報 告 書

令和4年度実績報告

報告対象: 第二次国分寺市環境基本計画実施計画(後期)に基づく取組

報告対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

編集発行: 国分寺市まちづくり部まちづくり計画課



表紙の写真

上段左からモズ・オグルマ、下段左からカブトムシ・ニホンカナヘビ

場所: 姿見の池緑地保全地域

撮影月: 4～7月頃



この冊子は、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の助成金を使用し、印刷しています。